■目　次

第１章　薩摩川内市の概要

第１節　自然環境

１　位置・地勢

薩摩川内市は，鹿児島県の北西部にあり，北は阿久根市，南はいちき串木野市，鹿児島市に隣接する本土区域と，上甑島，中甑島，下甑島で構成される甑島区域で構成されています。

東シナ海に面した変化に富む白砂青松の海岸線，市街部を流れる一級河川「川内川」，藺牟田池をはじめとするみどり豊かな山々や湖，地形の変化に富んだ美しい甑島など，多種多様な自然環境を有しています。

本市が有するこれらの多様で美しい自然環境は，川内川流域県立自然公園，藺牟田池県立自然公園，甑島県立自然公園に指定され，人々に親しまれています。

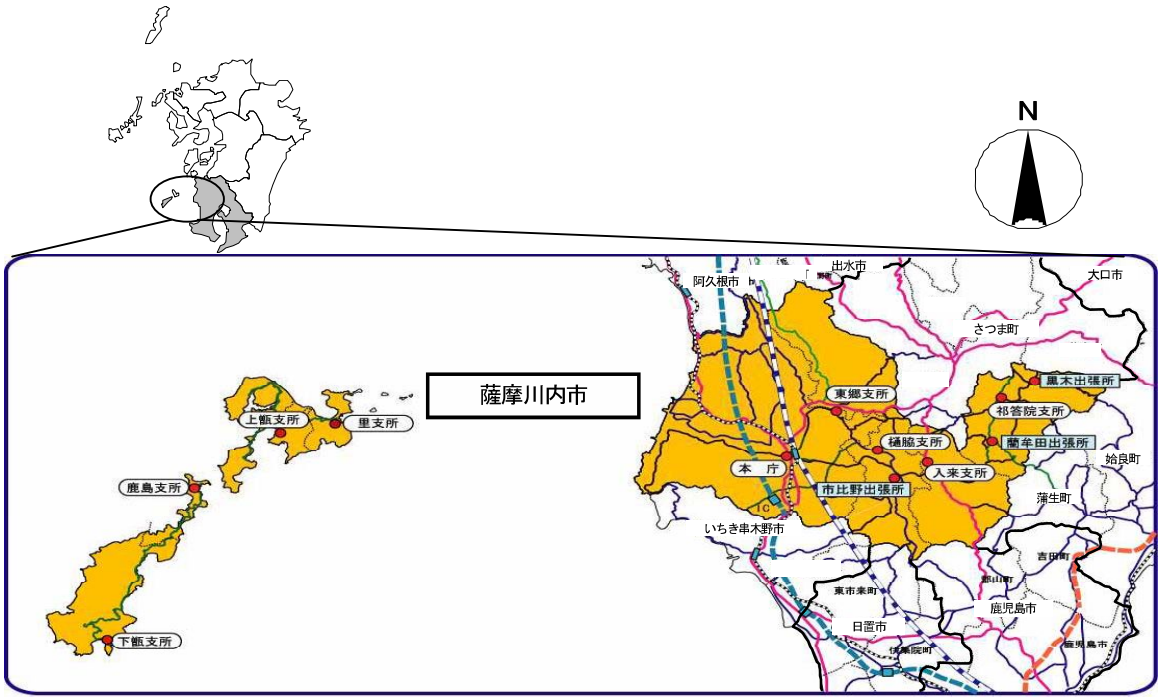

2　気象

本市は温暖な気候に恵まれており，海岸部では年間を通して東シナ海からの海陸風の影響を受けやすくなっています。内陸部は内陸性気候を示し，冬期はやや気温が低い傾向が見られます。

また，甑島地域は海洋性温帯気候に属しており，冬は温暖で霜が降りず，本土地域と比べ年間の降水量が多く，日照時間は少ない傾向にあります。

図表　1－1　気温と降水量（平成１７年）

＜川内＞

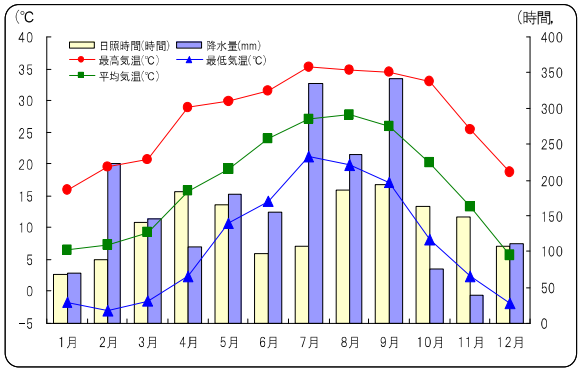

＜中甑＞

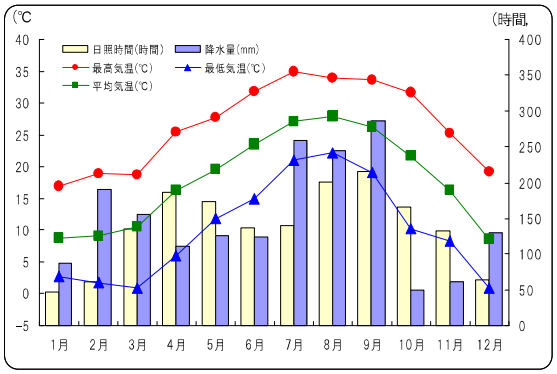

資料：鹿児島地方気象台（川内地域気象観測所データ，中甑地域気象観測所データ）

図表　1－2　気象概況

	平均気温		最高気温		最低気温		平均風速		年降水量		最大日降水量		年間日照時間	
単位	℃		℃		℃		m/s		mm		mm		h	
観測所	川内	中甑	川内	中甑	川内	中甑	川内	中甑	川内	中甑	川内	中甑	川内	中甑
平成８年	16.3	17.7	35.6	34.5	-5.3	-1.1	1.9	1.9	2,072	2,268	156	239	1,765.7	1,625.0
平成９年	16.7	18.0	34.0	33.3	-4.3	0.2	2	1.9	2,021	2,148	156	210	1,777.1	1,666.5
平成１０年	18.0	19.2	33.9	34.6	-3.2	1.0	1.7	1.8	2,677	2,923	150	189	1,606.4	1,532.5
平成１１年	16.9	18.2	34.0	32.7	-3.5	2.2	1.9	2	2,297	2,701	107	136	1,576.2	1,563.0
平成１２年	17.0	18.2	34.4	33.6	-3.8	1.4	1.8	1.9	2,410	2,110	259	152	1,859.2	1,890.8
平成１３年	17.1	18.3	35.9	34.7	-3.9	-0.7	1.8	1.9	1,954	2,123	128	134	1,818.0	1,833.3
平成１４年	17.2	18.2	33.7	33.7	-3.1	3.3	1.8	2	2,107	2,233	199	172	1,717.3	1,798.8
平成１５年	17.3	18.3	35.4	34.1	-3.7	0.6	1.9	1.9	2,032	2,102	83	129	1,663.4	1,671.3
平成１６年	17.6	18.7	36.5	35.0	-3.3	0.6	2	1.8	2,182	2,279	207	231	1,864.3	1,852.4
平成１７年	16.8	17.9	35.3	35.0	-3.1	0.9	1.9	1.9	2,017	1,824	170	182	1,649.1	1,657.8
平均	17.1	18.3	34.9	34.1	-3.7	0.8	1.9	1.9	2,177	2,271	161.5	177.4	1,730.0	1,709.0

資料：鹿児島地方気象台（川内地域気象観測所データ，中甑地域気象観測所データ）

第２節　社会環境

１　人口及び世帯数

本市の平成18年10月１日現在の人口は 103,450 人で，世帯数は 41,565 世帯，人口密度は１km²あたり約 151 人となっており，人口の推移を見ると，近年はほぼ横ばいの傾向にあります。

参考：薩摩川内市の面積 683.5 km²

図表　1－3　人口及び世帯数

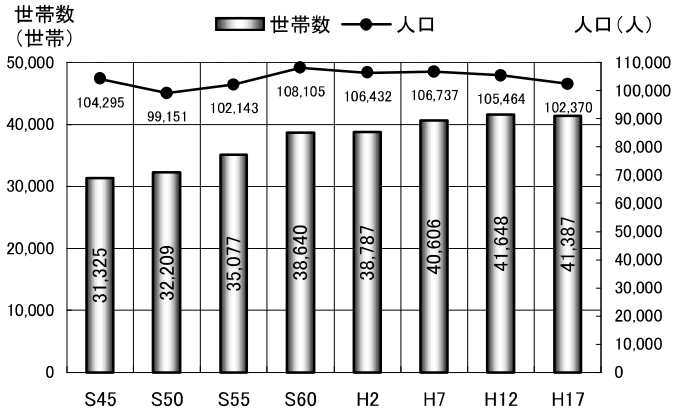

※国勢調査（10月1日現在）　（資料：鹿児島県統計課）

図表　1－4　人口の年齢別割合

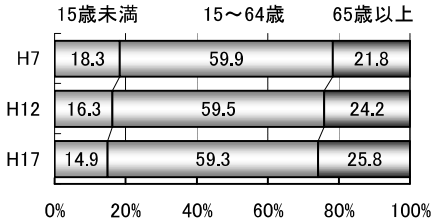

（資料：統計さつませんだい）

２　産業

本市の産業は，第２次，第３次産業を主とした産業構造であり，特に，製紙・窯業・食料品製造・建設業が基幹産業となっています。

図表　1－5　産業別就業人口割合

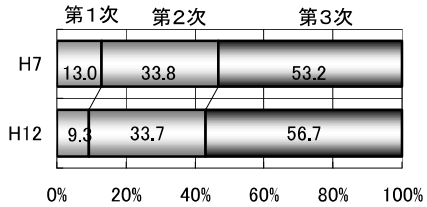

（資料：統計さつませんだい）

図表　1－6　産業別事業所数及び従業員数

区分	平成１３年	
	事業所数	従業員数
農林漁業	65	417
鉱業	5	60
建設業	581	6,209
製造業	313	9,843
卸売・小売・飲食店	2,248	11,942
金融・保険業	115	891
不動産業	103	208
運輸・通信業	169	2,157
電気・ガス・水道・熱供給業	19	575
サービス業	1,699	13,564
公務	93	2,669
統　計	5,410	48,535

（資料：統計さつませんだい）

３　土地利用

本市における土地利用状況は，山林が最も多く，次いで田・原野・畑・宅地となっています。

図表　1－7　土地の地目別面積割合

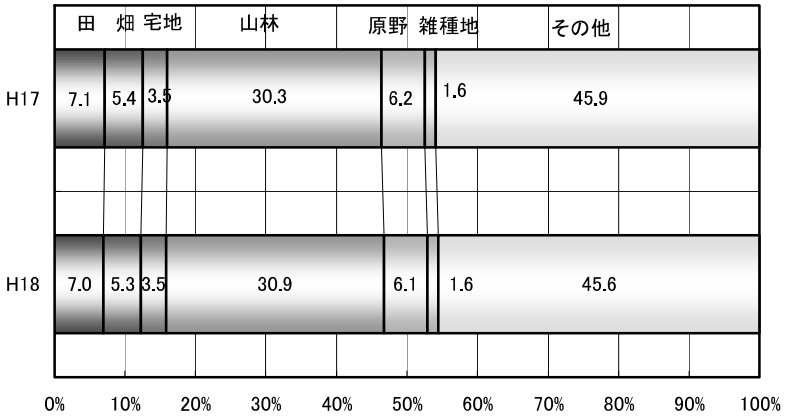

（資料：税務課）

図表　1－8　都市計画用途地域面積

区　　分	平成１７年度	
	面積（千㎡）	割合（%）
都市計画区域	137,930	20.2
用途地域	14,090	2.1
第一種低層住居専用地域	1,440	0.2
第一種中高層住居専用地域	1,905	0.3
第二種中高層住居専用地域	2,860	0.4
第一種住居地域	3,173	0.5
第二種住居地域	730	0.1
準住居地域	650	0.1
近隣商業地域	244	0.0
商業地域	588	0.1
準工業地域	940	0.1
工業地域	1,170	0.2
工業専用地域	390	0.1
無指定地域	123,840	18.1
都市計画区域外	545,570	79.8
市域総面積	683,500	100.0

（資料：都市計画課）

第２章　環境行政の概要

第１節　環境行政機構

１　行政組織

図表２－１　環境行政組織

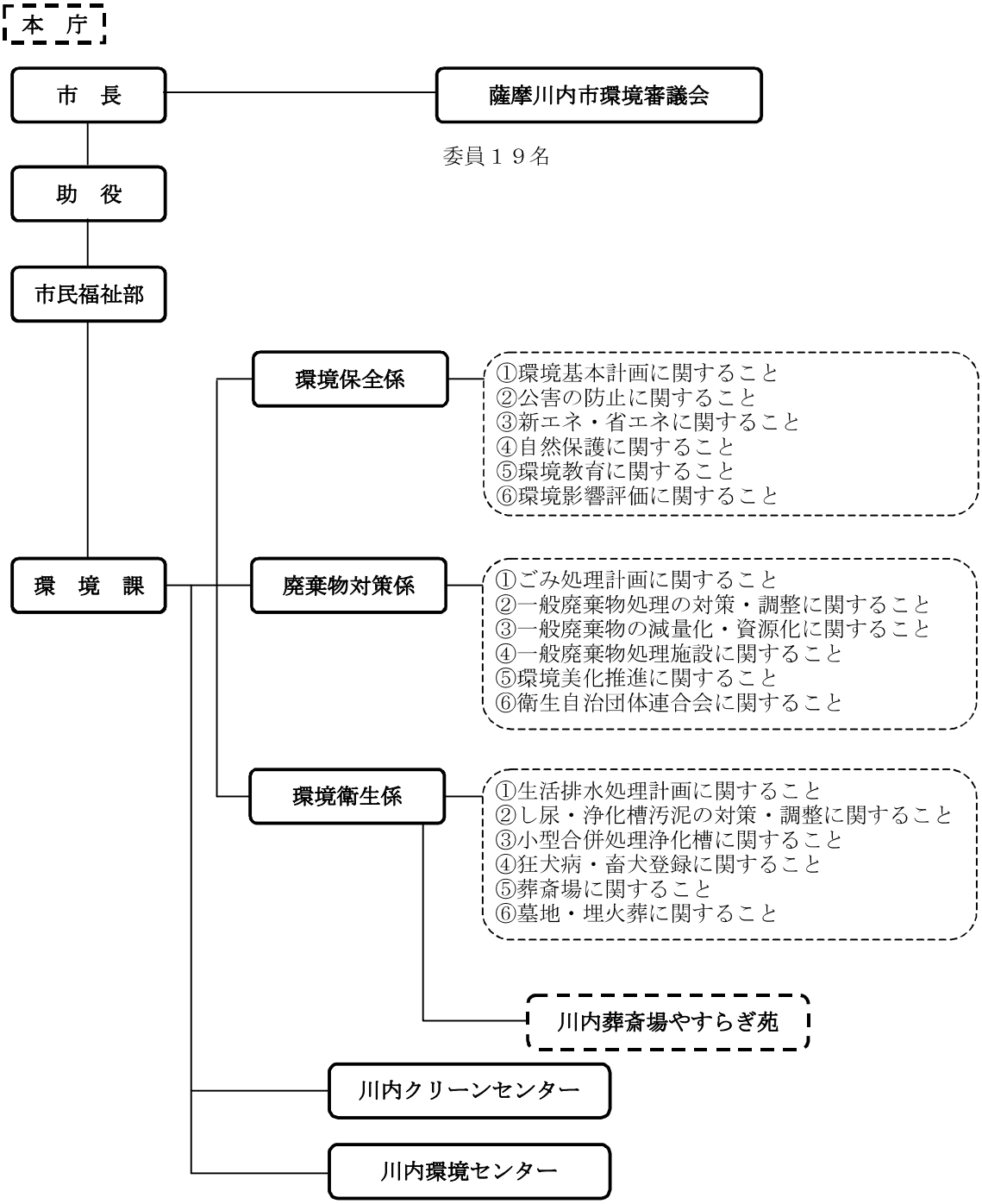

支　所

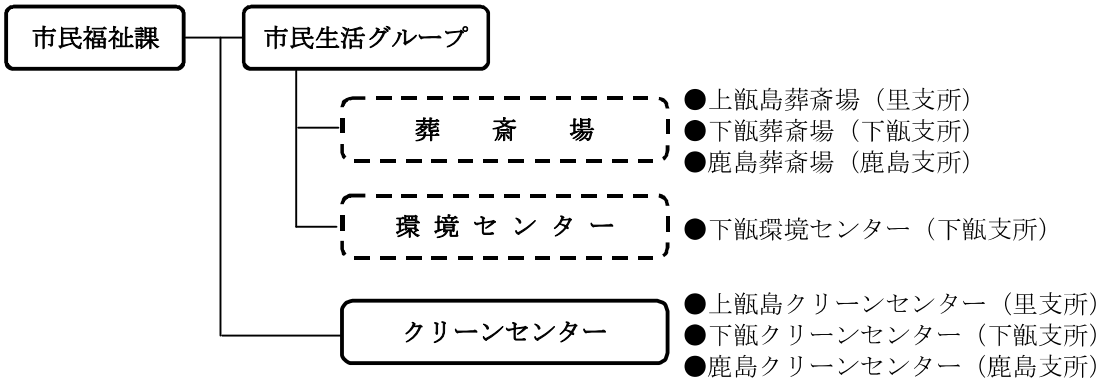

２　環境審議会

薩摩川内市環境基本条例第 12 条の規定により，環境保全に関する基本的事項を調査審議するため薩摩川内市環境審議会を設置しました。

審議会は，25 名以内の委員で構成組織することになっており，学識経験者 10 名，公共的団体代表者 9 名，計 19 名で組織されています。

図表　2-2　薩摩川内市環境審議会委員

任期：平成１７年２月２２日～平成１８年１２月３１日

選出区分	選　出　団　体	役　　職	氏　　名	備　　考
学識経験者（１０名）	鹿児島大学　工学部	教授	染川　賢一	会長
	理学部	教授	冨安　卓滋	
	鹿児島純心女子大学	看護栄養学部教授	瀬戸口　賀子	
	川内職業能力開発短期大学校	校長	長澤　庸二	
	川内川河川事務所	技術副所長	榎田　範男	
	川内市医師会	副会長（市民病院長）	丸古　臣苗	
	鹿児島県環境放射線監視センター	所長	出雲　信明	
	川薩保健所	次長兼衛生課長	濱田　洋	
	藺牟田池のベッコウトンボを保護する会	世話人	山元　正孝	
	環境美化推進員	委員	萩木場　定	
公共的団体（　９名）	薩摩川内市衛生自治団体連合会	会長	春田　和満	副会長
	薩摩川内市女性団体連絡協議会	会員	金藤　希代榮	
	川内商工会議所	議員	浜野　弘惠	
	さつま川内農業協同組合	女性部長	宮元　泰子	
	薩摩西部森林組合	代表理事組合長	大山　賢太郎	
	川内市漁業協同組合	代表理事組合長	近藤　勲	
	甑島漁業協同組合	理事副組合長	中能　重行	
	川内市内水面漁業協同組合	代表理事組合長	村尾　武久	
	薩摩川内市校長会	南瀬小学校校長	土橋　國浩	

第２節　環境保全に関する施策

環境保全に関する条例

(1) 薩摩川内市環境基本条例

本市の環境保全施策を総合的・計画的に推進するため，環境保全対策の基本理念，事業所・市・市民の責務を明確にするとともに，環境基本計画の策定，環境審議会の設置等を規定しました。（H16.10.12 条例第 171 号）

(2) 旧川内市公害防止条例

公害の発生を未然に防止することを基本理念として事業所，市，市民の果すべき責務を明確にし，公害対策を積極的に推進することによって，市民の健康を保護し，生活環境を守ることを目的に旧川内市で制定しました。本条例は，全市域を対象とした新条例を制定するまでの間，暫定的に施行しており，川内地域のみが対象となっています。（Ｓ49.4.1 条例第 20 号）

(3) 薩摩川内市廃棄物の適正処理，減量化，資源化等に関する条例

廃棄物の適正処理，減量化，資源化及び市の区域内の清潔の保持を維持するために，市，事業者及び市民の責務を明確にする。そこで，生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り，廃棄物の発生を抑制し，かつ資源を有効に利用する社会の実現を図り，市民の健康で快適な生活を確保することを目的に制定しました。(H16.10.12 条例第 163 号)

(4) 薩摩川内市環境美化推進条例

市，市民，事業者等が一体となって，空き缶等，ごみの散乱の防止等に努めることにより，環境の美化を積極的に推進し，市の美しい自然及び良好な生活環境を確保することを目的に制定しました。（H16.10.12 条例第 175 号）

２　薩摩川内市環境基本計画

薩摩川内市環境基本条例第８条の規定に基づき，環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で，現在，策定作業を進めています。

3　環境影響評価制度

(1) 環境影響評価法

環境影響評価（環境アセスメント）は，環境に影響を及ぼす事業について，その実施前に，事業者自らがその事業に係る環境への影響を調査・予測・評価することを通じ，環境保全対策を講じるなど，その事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

環境影響評価法は，このうち，規模が大きく，かつ，国が一定の関与を行っている事業についての環境影響評価の手続等を定めるものであり，平成 9 年 6 月に制定され，平成 11 年 6 月から全面施行されています。

図表 2-3　環境影響評価法対象事業

	第一種事業	第二種事業
1　道路		
高速自動車国道	すべて	－
首都高速道路等	すべて(4 車線以上)	－
一般国道	4 車線 10km 以上	7.5km 以上 10km 未満
大規模林道	2 車線 20km 以上	15km 以上 20km 未満
2　河川		
ダム	湛水面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
堰	湛水面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
湖沼水位調節施設	改変面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
放水路	改変面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
3　鉄道		
新幹線鉄道（規格新線含む）	すべて	－
普通鉄道（地下化，高架化を含む）	10km 以上	7.5km 以上 10km 未満
軌道（普通鉄道相当）	10km 以上	7.5km 以上 10km 未満
4　飛行場	滑走路長 2,500m以上	1,875m 以上 2,500m 未満
5　発電所		
水力発電所	出力 3 万 kW 以上	2.25kW 万以上 3 万 kW 未満
火力発電所（地熱以外）	出力 15 万 kW 以上	11.25kW 万以上 15 万 kW 未満
火力発電所（地熱）	出力 1 万 kW 以上	7,500kW 以上 1 万 kW 未満
原子力発電所	すべて	－
6　廃棄物最終処分場	30ha 以上	25ha 以上 30ha 未満
7　公有水面の埋立及び干拓	50ha 超	40ha 以上 50ha 以下
8　土地区画整理事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
9　新住宅市街地開発事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
10　工業団地造成事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
11　新都市基盤整備事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
12　流通業務団地造成事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
13　宅地の造成の事業（「宅地」には，住宅地，工場用地が含まれる）		
環境事業団	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
都市基盤整備公団	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
地域振興整備公団	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
○　港湾計画（※港湾アセスの対象）	埋立・掘込み面積 300ha 以上	

(2) 鹿児島県環境影響評価条例

鹿児島県では，環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業について，従来，「鹿児島県環境影響評価要綱」を制定していましたが，平成 12 年 3 月「鹿児島県環境影響評価条例」を制定（平成 12 年 10 月 1 日施行）し，県民の健康で文化的な生活の確保に尽力しています。

図表 2-4　鹿児島県環境影響評価条例対象事業

種類			一般地域規模	特定地域規模	備考
法に掲げる事業のうち条例対象とする事業	道路	一般国道，県道，市町村道，農道	4 車線 6km 以上	4 車線 4km 以上	法及び要綱に，県道，市町村道，農道，林道を追加
		林道	幅員 6.5m 10km 以上	幅員 6.5m 7km 以上	
	ダム，堰，湖沼水位調節施設，放水路		40ha 以上	30ha 以上	ﾀﾞﾑ:総貯水容量時の面積 堰 :非洪水時最高水位面積 湖沼水位調節:露出水底の最大水平投影面積
	普通鉄道及び新設軌道		5km 以上	3km 以上	新幹線，ｽｰﾊﾟｰ特急は全て法 新設軌道:道路以外に敷設される軌道(地下鉄等)
	飛行場		1,250m以上 (かつ延長が250m以上)	900m 以上 （かつ延長が 180m 以上）	自衛隊飛行場，離島飛行場も対象
	水力発電所		1.5 万 kw 以上	1.1 万 kw 以上	原子力発電所は全て法
	火力発電所		7 万 kw 以上	5.5 万 kw 以上	
	地熱発電所		0.5 万 kw 以上	0.35 万 kw 以上	
	廃棄物最終処分場		10ha 以上	8ha 以上	一般廃棄物最終処分場，産業廃棄物最終処分場が対象
	公有水面の埋立及び干拓		20ha 以上	16ha 以上	
	土地区画整理事業		40ha 以上	30ha 以上	
	新住宅市街地開発事業		40ha 以上	30ha 以上	新住宅市街地開発法に基づく事業(千里ﾆｭｰﾀｳﾝ等)
	流通業務団地造成事業		40ha 以上	30ha 以上	
	港湾計画		120ha 以上	90ha 以上	
県要綱から引き継ぐ事業	住宅用地の造成		40ha 以上	30ha 以上	
	工業団地の造成		40ha 以上	30ha 以上	
	農用地の造成又は改良		造成　40ha 以上 改良 200ha 以上	造成　30ha 以上 改良 150ha 以上	要綱では，奄美地域に限定していたが，条例では県全域に拡大
	ゴルフ場の建設		すべて	すべて	
	※養豚場の建設		豚房 7,500 ㎡以上	豚房 5,500 ㎡以上	
	その他の土地改変		40ha 以上	30ha 以上	
	工場等の建設		総排出ガス量 20 万 Nm^3/時以上 又は総排出水量 5,000m^3/日以上	総排出ｶﾞｽ量 15 万 Nm^3/時以上 又は総排出水量 3,750m^3/日以上	

※「養豚場の建設」の規模は平成１５年９月１日より改正

図表 2-5　環境影響評価制度の流れ

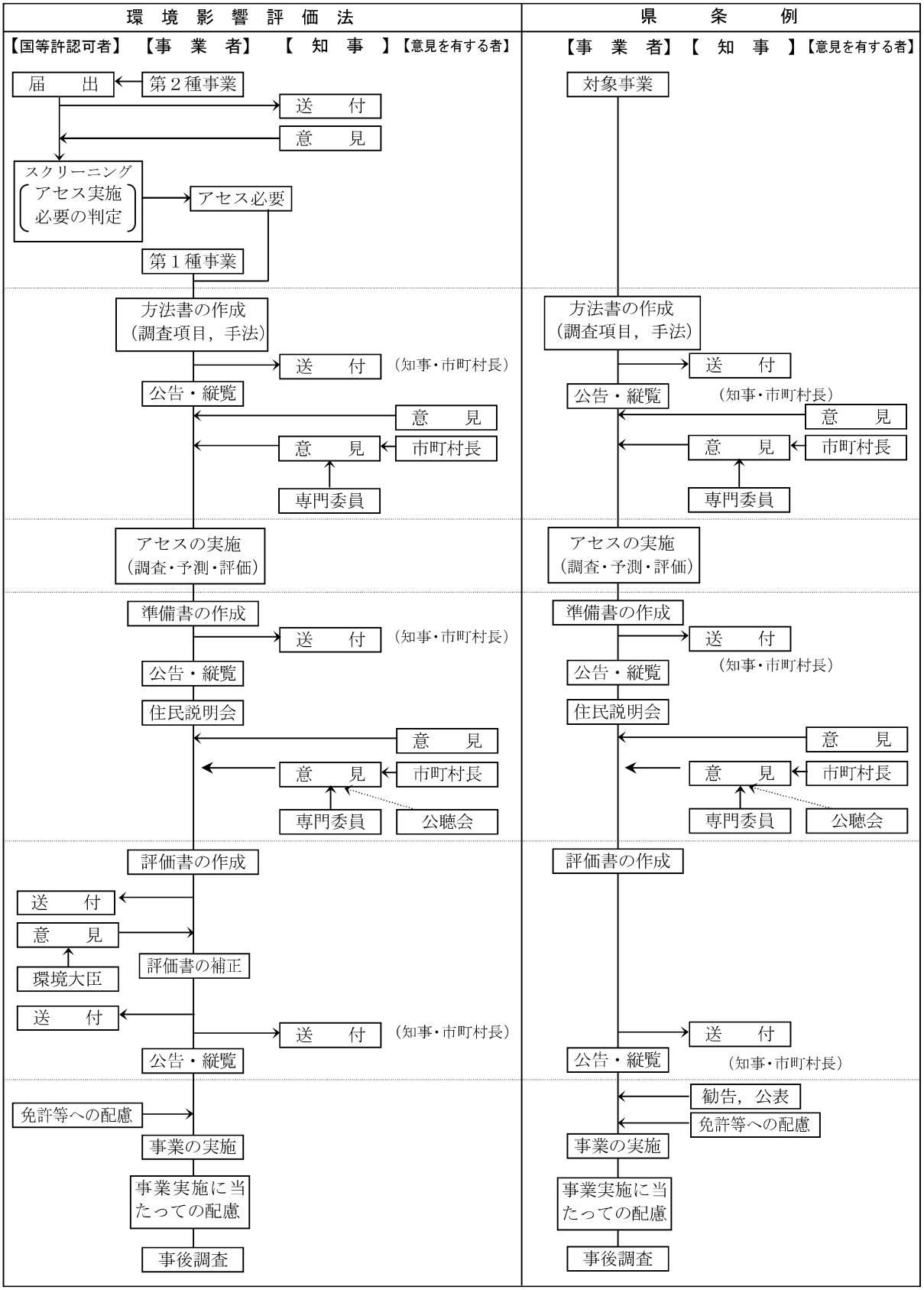

４　環境保全のための協定

環境保全協定又は公害防止協定は，企業と地方公共団体あるいは住民団体とが，公害防止をはじめとした周辺環境の保全を目的として相互合意により締結するものであり，公害規制等の法令を補完し，地域社会の地理的・社会的状況に応じたきめ細かい環境保全対策を適切に行うことができるほか，企業にとっても立地に際し協定を締結し地域住民の理解を得ることが，円滑な企業活動を進める上で有効な手段となっています。

図表 ２－６　環境保全のための協定

締結日	協定の種類	事業場名	所在地	主要製品名	備考
S46.10.12	公害防止協定	鹿児島くみあいチキンフーズ	勝目町 3888	ブロイラー	S51. 7. 2 全部改定 H 2. 3.15 全部改定
S46.12.27	〃	九州電力㈱川内発電所	港町 6110-1	電力	S56. 7.22 全部改定 H16.10. 6 一部改定
S48. 7.16	〃	京セラ㈱鹿児島川内工場	高城町 1810	電気機械器具	H 2. 7.24 全部改定
S48.12.19	〃	(有)アステック（旧樋脇精工）	樋脇町市比野 5548	金型バーツ，治工具	
S50. 6. 3	〃	中越パルプ工業㈱川内工場	宮内町 1-26	紙・パルプ	H13. 9.20 全部改定 H14.11.20 一部改定
S52. 7.26	〃	㈱ヤマカ	大小路町 3501	水産食料品製造	H13. 9.20 全部改定
S52.12.27	〃	川内環境センター	五代町 7632	し尿処理	
S57. 6.12	安全協定	九州電力㈱川内原子力発電所	久見崎町 1455-5	電力	H 2.10.16 一部改正 H10. 3.30 一部改正 H11. 3.30 一部改正 H13. 7.25 一部改正 H14.11.29 一部改正
H 3. 4.12	環境保全協定	城山観光㈱入来城山カントリークラブ	入来町浦之名 4890-11		
H 4. 1.13	〃	九州電力㈱甑島第一発電所	上甑町中甑 217	電力	
H11. 7. 8	環境保全協定	中越パルプ工業㈱産業廃棄物最終処分場	青山町字堀切地内	脱水汚泥焼却灰	
H15. 3. 5	環境保全協定	川内酒造協同組合焼酎粕飼料化工場	陽成町 1496-15	飼料原料	

※　九州電力(株)川内発電所，川内原子力発電所の協定は，県との３者協定

5　環境保全資金

(1) 鹿児島県環境保全施設資金利子補助制度

対象者	①　県環境保全施設整備資金の融資を受けた者。 ②　国の制度資金のうち国民金融公庫，中小企業金融公庫，環境事業団の公害防止資金の融資を受けた者。 ※　約定返済元金を返済している中小企業又は個人に限る。
申請	事業者 ―― 申請書 ―― 県環境政策課：非製造業 県工業振興課：製造業
備考	年利 3.5%を超える部分の利子が補助対象となる。

※平成１８年１２月現在

(2) 国の融資制度

窓口	制度名	限度額	年利
国民生活金融公庫	環境・エネルギー対策貸付	設備資金　7,200 万円	1.45～2.85%
中小企業金融公庫	〃	設備資金　72,000 万円	0.60～1.35%
日本政策投資銀行	環境対策促進融資	事業費の 50%以下	1.85～2.00%

※平成１８年１２月現在

(3) 鹿児島県の融資制度

窓口	制度名	限度額	年利
県中小企業課	中小企業振興資金	7,000 万円	1.9～3.0%
(財)かごしま産業支援センター	小規模企業者等設備資金	50～4,000 万円 (経費の 50%以内)	無利子

※平成１８年１２月現在

第３章　環境の現況

第１節　　大気汚染

大気汚染は，工場・民家などの固定発生源や自動車などの移動発生源から排出されるばい煙（硫黄酸化物・ばいじん・有害物質の総称），粉じん，一酸化炭素，炭化水素などによって引き起こされ，人間の健康や生活環境などに悪影響を与えます。これらは主に物の燃焼過程に伴い発生するほか，火山の噴火など自然活動によるものもあります。

１　大気汚染の監視

環境基本法により，人の健康を守るために望ましい基準（環境基準）が，二酸化硫黄，二酸化窒素などの物質ごとに定められています。〔➡資料 2-1〕

本市における大気環境は，鹿児島県の一般環境大気測定局２局と自動車排ガス測定局１局で環境基準のある大気汚染物質を中心に常時監視・測定しています。また，九州電力(株)川内発電所においても，大気測定局４局で大気汚染物質を中心に常時監視・測定しています。

図表 ３－１　大気測定局と測定項目

区分		測定局名	所在地	測定項目							
				二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	非メタン炭化水素	風向・風速	その他
鹿児島県	一般環境大気測定局	鹿児島県環境放射線監視センター	若松町１	○	○		○	○	○	○	
		旧川内保健所	原田町 8-1	○	○		○			○	平成１５年度末廃止
		高江	高江町 1735-1	○	○		○			○	平成１６年度末廃止
		寄田	寄田町４－１	○	○		○			○	
	自動車排出ガス測定局	川内局	御陵下町 25-8		○	○	○		○	○	テトラクロロエチレン，トリクロロエチレン，ジクロロメタン，ベンゼンなど
九州電力(株)川内発電所大気測定局		久見崎	久見崎町 1765-3	○			○			○	
		水引	水引町 132-3	○			○			○	
		西方	西方町 3341	○			○			○	
		高城	城上町 265-1	○	○		○			○	

二酸化硫黄（SO_2）

二酸化硫黄は，主に硫黄を含む化石燃料によって発生します。

各測定局での測定結果は，環境基準（長期的評価）を達成しています。

〔➡資料2-7〕

図表 3－2　二酸化硫黄濃度の推移

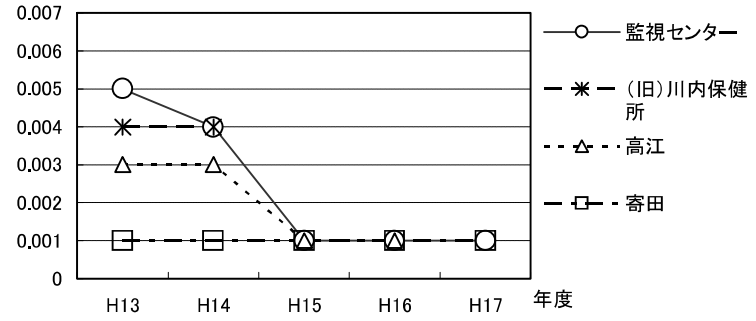

二酸化窒素（NO_2）

窒素酸化物は，窒素を含む燃料の燃焼により発生するだけでなく，燃焼の際に空気中の窒素と酸素が反応して発生することもあります。燃焼に伴って発生する窒素酸化物は一酸化窒素が大部分で，これが大気中に放出されると，紫外線などにより酸化され，二酸化窒素になります。

図表 3－3　二酸化窒素濃度の推移

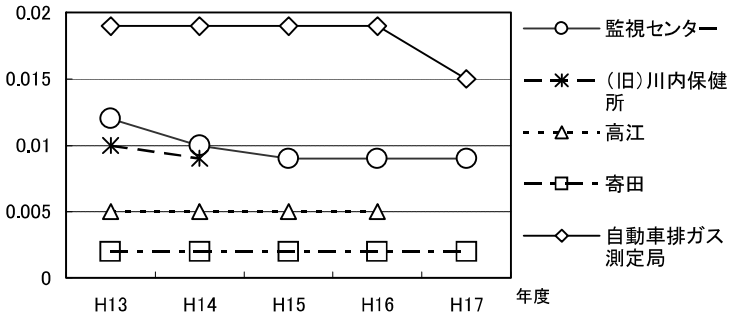

各測定局での測定結果は，環境基準（長期的評価）を達成しています。

〔➡資料2-8〕

浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

大気中に浮遊する浮遊粉じんのうち，特に人の呼吸器への影響が懸念される粒径 10μｍ（100 万分の 1 ｍ）以下の物質をいいます。ばいじん・粉じんなどの人為的なもののほか地表面からの土壌粒子などの自然現象によるものがあります。

各測定局での測定結果は，環境基準（長期的評価）を達成しています。

〔➡資料2-9〕

図表 3－4　浮遊粒子状物質濃度の推移

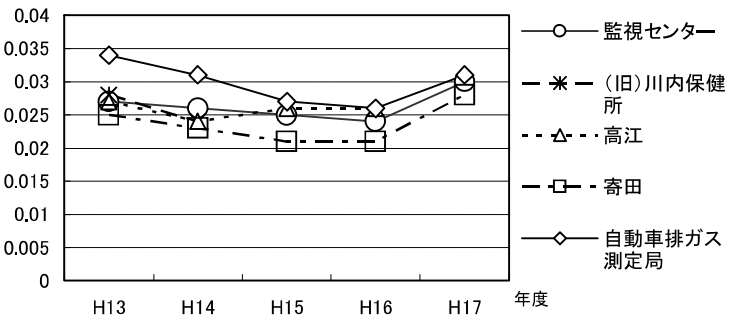

一酸化炭素（ＣＯ）

一酸化炭素は不完全燃焼によって発生しますが，大気中のほとんどは自動車の排ガスによるものです。

自動車排ガス測定局での測定結果は，環境基準（短期的評価）を達成しています。

〔➡資料2-10〕

図表 ３－５　一酸化炭素濃度の推移

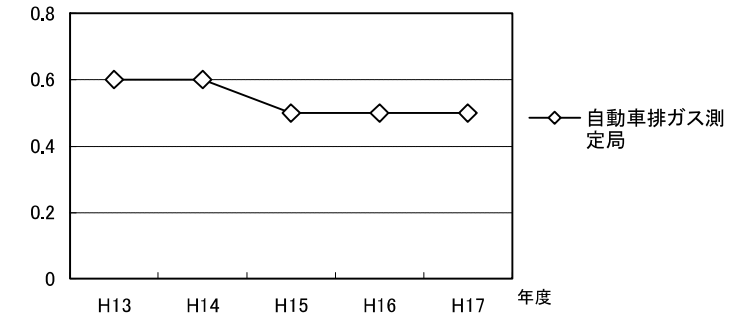

光化学オキシダント（O_X）

光化学オキシダントは，窒素酸化物と炭化水素等に強力な紫外線が照射されたときに光化学反応により生成され，この濃度が高いと光化学スモッグが発生することがあります。

本市においては，年間を通して環境基準を超過した日がありますが，これまでの国・県の調査では，成層圏のオゾンが対流圏に降下して地表大気に混入することが原因であり，大都市地域にみられる，光化学反応による光化学オキシダントではないと考えられています。

〔➡資料2-11〕

図表 ３－６　光化学オキシダント濃度の推移

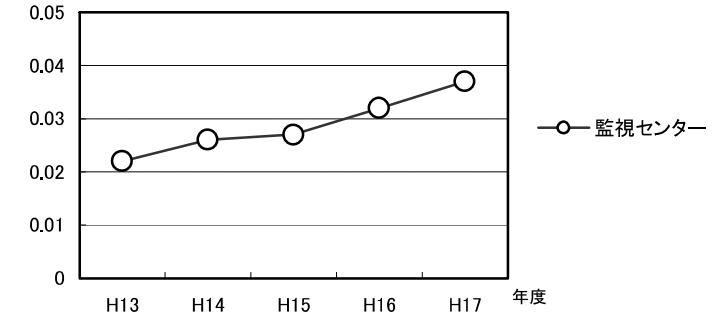

非メタン炭化水素

炭化水素類は，塗料や有機溶剤を使用する工場，石油類のタンクなどから排出され，また自動車排ガスにも含まれるなど多種多様な発生源から排出されます。非メタン炭化水素は，窒素酸化物とともに光化学オキシダントの生成に大きく関与しているといわれています。

各測定局での測定結果は，指針値を超過している日があるものの，年平均値はここ数年低下傾向にあります。

〔➡資料2-12〕

図表 ３－７　非メタン炭化水素濃度の推移

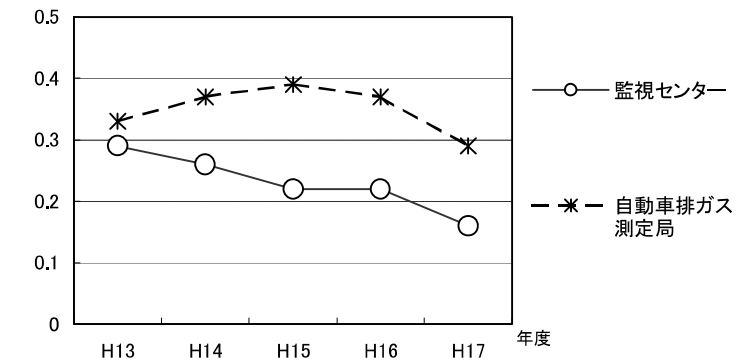

有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は，低濃度であっても長期にわたり曝露されると健康に影響を及ぼすといわれています。鹿児島県では，このうち環境リスクが高いと考えられている優先取組物質について監視測定を行なっています。

測定局での測定結果は，環境基準を達成していますが，ベンゼンについては平成 14 年度まで環境基準の超過がみられます。これは，測定地点周辺の自動車排気ガスの影響が大きいものと思われます。

〔➡資料 2-13〕

図表 3－8　ベンゼン濃度の推移

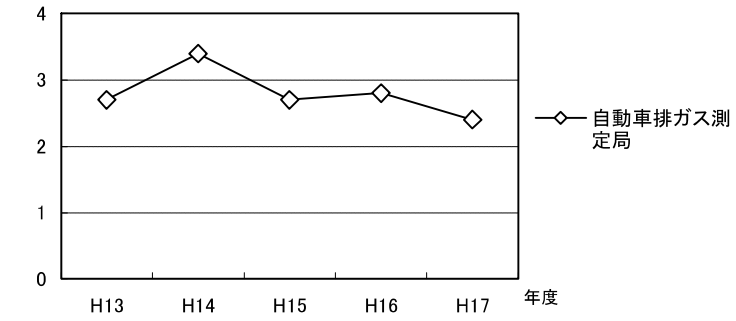

酸性雨

酸性雨とは，硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が取り込まれて酸性を示すようになった雨のことで，通常，水素イオン濃度（pH）が 5.6 以下の雨をさします。

酸性雨による湖沼や森林などの生態系への影響が欧米を中心に国際的な環境問題となっています。

鹿児島県及び鹿児島市では自動測定機によるモニタリングを実施していますが，平成 17 年度は保健環境センターで 4.6～5.1（年平均値：4.6），鹿児島市喜入町で 4.16～5.99（年平均値：4.98）であり，環境省の第 4 次酸性雨対策調査結果（平成 10 年度～平成 12 年度の全国の年平均値 4.82）と比較すると全国平均と同程度となっています。

〔➡資料 2-14〕

2　発生源対策

大気汚染防止法，鹿児島県公害防止条例，旧川内市公害防止条例に基づく特定施設（指定施設）を設置しようとする者は，事前の届出義務があり，また，排出されるばい煙の濃度等について規制されています。

〔➡資料 2-2～2-6，2-15～2-16〕

また，工場・事業場を設置するときは，事業者との事前協議の中で公害の未然防止を図るための注意・指導を行なっています。

さらに，市内の主要な工場・事業場との間で公害防止協定（環境保全協定）を締結し，特に排出ガス量の多い事業場については，ばい煙の濃度・燃料等についても，測定・報告を義務付けています。

第２節　騒音・振動

騒音は，「好ましくない音」，「不必要な音」の総称で，各種公害のなかでも日常生活に密着した問題であり，その発生源も多種多様です。音は聞く人の心理状態や健康状態などによって感じ方が異なり，同じ音でもある人には心地よく，また別の人にはそうでないこともあるため，感覚公害といわれます。

振動は，工場などに設置されている機械や建設工事で使用される重機類，道路交通などに伴って発生するエネルギーが地面や空気中などを伝播して生じるもので，騒音と同様に感じ方には個人差があります。

１　環境騒音の監視

環境基本法により，人の健康を守るために望ましい基準（環境基準）が，地域類型ごとに定められています。〔➡資料 3-1〕

本市では，環境騒音の状況を把握するため，市内 24 地点（一般地域 10 地点，道路に面する地域 14 地点）で調査を行っています。

平成 17 年度の環境基準達成率は，一般地域で 85%，道路に面する地域で 83%でした。
〔➡資料 3-12，3-13〕

図表 ３－９　環境騒音調査の状況

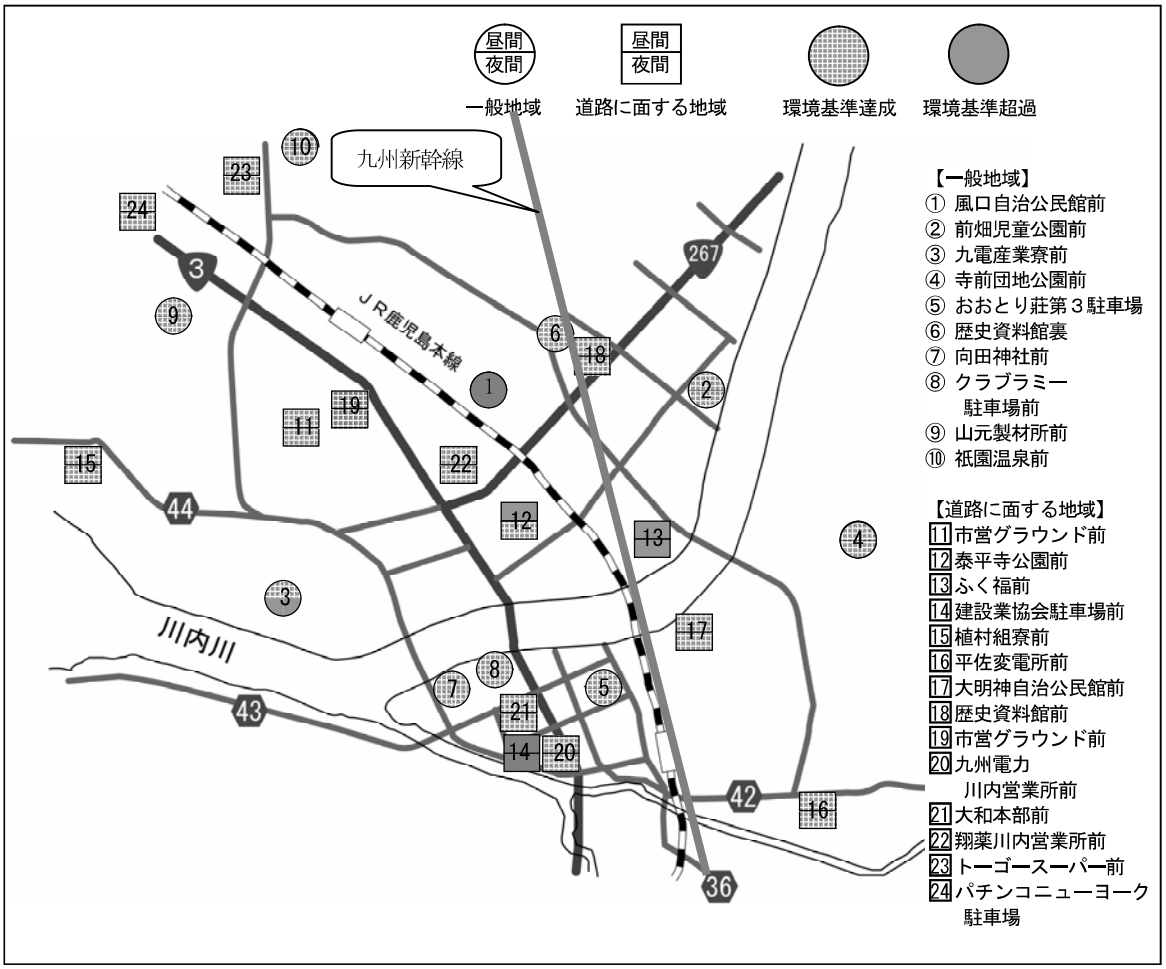

２　自動車騒音の監視

自動車騒音については，騒音規制法により地域や車線等によりその限度が定められており，この限度を超過した場合，道路管理者等に対して騒音の対策等を要請できることになっています。〔➡資料 3-5〕

平成 17 年度に鹿児島県が実施した自動車騒音の常時監視結果では，要請限度を超過していません。なお，本市が調査した環境騒音の結果と要請限度を比較しても超過している地点はありません。〔➡資料 3-14〕

３　道路交通振動の監視

道路交通振動については，振動規制法により地域によりその限度が定められており，この限度を超過した場合，道路管理者等に対して振動の対策等を要請できることになっています。〔➡資料 3-11〕

道路交通振動は，市内 12 地点で調査を実施しており，うち 1 地点は定点のため毎年測定を行っていますが，残りの 11 地点については，5 地点と 6 地点に分け，1 年おきに測定を行っています。

平成 17 年度は定点 1 地点と隔年測定の 6 地点で測定を実施しましたが，要請限度を超過する地点はみられませんでした。〔➡資料 3-15〕

図表　３－１０　道路交通振動調査の状況

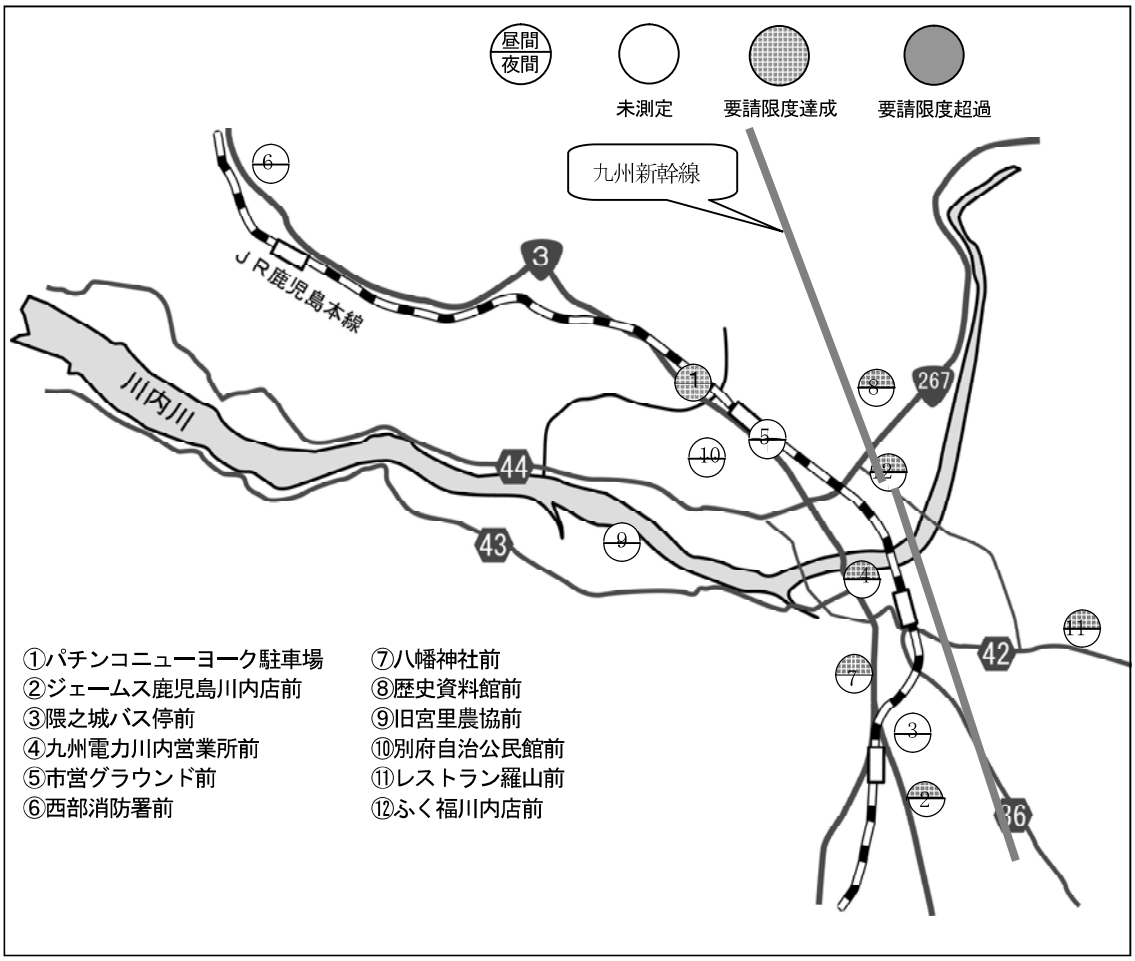

４　発生源対策

(1) 騒音に係る規制

工場・事業場

騒音規制法，鹿児島県公害防止条例（川内地域を除く薩摩川内市全域）及び旧川内市公害防止条例（川内地域のみ）に基づく特定施設（指定施設）を設置しようとする者は，事前の届出義務があり，また，工場から発生する騒音について規制されています。

また，届出に際しては公害の未然防止と規制基準の遵守を指導しています。

〔➡資料 3-3，3-16，3-19〕

建設作業

騒音規制法，旧川内市公害防止条例（川内地域のみ）では，騒音が著しく発生する特定の機器を使用して行う建設作業を行う者は，事前の届出義務があり，また，騒音の限度や作業時間帯等について規制されています。

なお，届出に際しては周辺の生活環境に配慮した作業の実施並びに周辺住民への事前周知の徹底等を指導しています。

〔➡資料 3-4，3-18〕

深夜営業，拡声機

鹿児島県公害防止条例では，飲食店等の深夜営業に係る規制基準を定めています。深夜営業に係る騒音苦情が発生した場合，県と共同で調査を行い，騒音防止の指導を行っています。

また，拡声機の使用に関しては，鹿児島県公害防止条例（川内地域を除く薩摩川内市全域），旧川内市公害防止条例（川内地域のみ）により各種の規制があり，苦情が発生した場合は条例に基づき指導を行っています。

〔➡資料 3-6～3-8〕

(2) 振動に係る規制（川内地域のみ）

工場・事業場

振動規制法に基づく特定施設を設置しようとする者は，事前の届出義務があり，また，工場から発生する振動について規制されています。

また，届出に際しては公害の未然防止と規制基準の遵守を指導しています。

〔➡資料 3-9，3-17，3-19〕

建設作業

振動規制法では，振動が著しく発生する特定の機器を使用して行う建設作業を行う者は，事前の届出義務があり，また，振動の限度や作業時間帯等について規制されています。

なお，届出に際しては周辺の生活環境に配慮した作業の実施並びに周辺住民への事前周知の徹底等を指導しています。

〔➡資料 3-10，3-18〕

第３節　悪臭

悪臭は嗅覚で直接感じられ，その感じ方は個人差があることから，騒音・振動とともに感覚公害といわれています。悪臭は人に不快感・嫌悪感を与えるものであって一般に多成分・低濃度の混合気体であり，その刺激の強さと人間の嗅感覚の関係から防止対策の難しさが指摘されています。

１　悪臭の監視

本市には，悪臭の発生源となる主な事業場として，パルプ工場，堆肥製造工場，畜産業などがあり，この中から大規模な事業場を中心に悪臭の測定を行っています。

平成 17 年度は，市内の 3 事業場について，悪臭測定を行った結果，規制基準の超過はみられませんでした。

〔➡資料 4-2～4-4〕

２　発生源対策

(1) 悪臭防止法に基づく規制

市街地でパルプ工場が操業していることもあり，本市は県内で最も早く悪臭防止法の適用を受け，昭和 49 年 12 月 11 日から規制が始まりました。

悪臭の規制は，悪臭防止法で定められた 22 物質（特定悪臭物質）の濃度で規制されていますが，他の公害規制と違い，特定の施設のみ適用されるものではなく，特定悪臭物質を発生する全ての事業場が対象となり，事前の届出は必要ありません。

また，悪臭防止法の改正により平成 8 年 4 月から，人間の嗅覚によって臭いの程度を数値化した臭気指数による規制もできることとなっていますが，県内では，鹿児島市が平成 15 年 7 月からこの臭気指数による規制を行っています。

〔➡資料 4-1，4-7，4-8〕

(2) 条例に基づく規制

鹿児島県公害防止条例（川内地域を除く薩摩川内市全域）及び旧川内市公害防止条例（川内地域のみ）では，著しく悪臭が発生するおそれのある特定施設（指定施設）を設置する者について，事前に届出をさせるとともに，その構造・使用若しくは管理の基準を定めています。

〔➡資料 4-5, 4-6〕

第４節　水質汚濁

本市には九州屈指の大河川である川内川を中心として，この川内川に流れ込む数多くの中小河川が存在しており，市内の工場等から排出される事業場排水や一般家庭から発生する生活排水のほとんどは中小河川等を経て川内川に流入しています。

１　水質汚濁の監視

環境基本法に基づき水質汚濁に係る環境基準が定められており，県知事が必要な公共用水域ごとにその類型を指定します。

川内川中下流水域については，昭和 46 年に環境基準の類型が指定されました。この環境基準を達成維持するために，昭和 48 年に県条例により水質汚濁防止法による排水基準の上乗せ排水基準が設定され，事業場の排水規制が強化されました。

海域については，昭和 53 年に薩摩半島西部海域の環境基準の類型が指定され，川内港湾についても，昭和 57 年に指定されました。

環境基準の類型指定がある川内川本流及び薩摩半島西部海域の７地点を，国土交通省，鹿児島県及び本市で調査を実施しています。また，類型指定のない中小河川及び湖沼についても本市で調査を行っています。

さらに，有機塩素化合物による地下水汚染実態調査や，市内の主要工場及び事業所排水の水質調査も行っています。

〔➡資料 5-1～5-2, 5-4～5-7〕

ア　河川

市内の河川水質は，多少の変動はありますが，年々改善されてきています。

住宅密集地の中心を流れる春田川や銀杏木川は生活排水の影響を受け水質の悪化が問題になっていましたが，川内川からの導水事業による希釈浄化，公共下水道の供用開始，小型合併処理浄化槽の普及などにより，一層，水質が改善されることが期待されています。

〔➡資料 5-8，5-9，5-12～5-15〕

図表３－１１　川内川の水質の経年変化

〔ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）の 75％値の推移〕

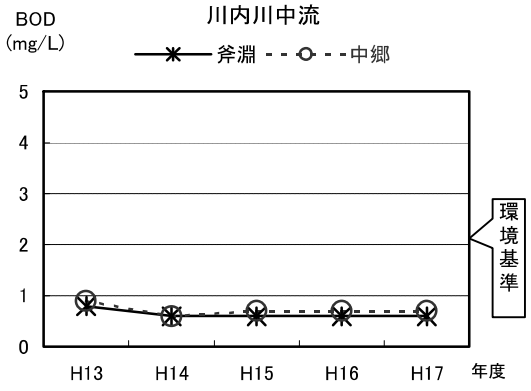

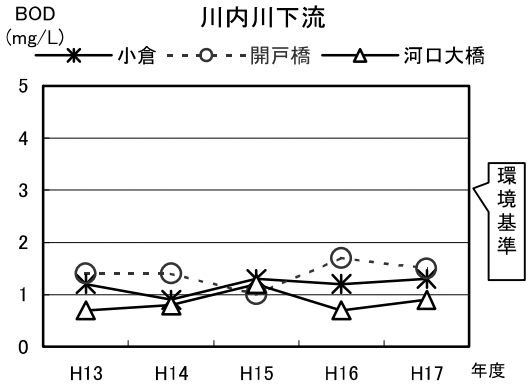

図表 3－１２　中小河川の水質の経年変化

〔ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）の 75％値の推移〕

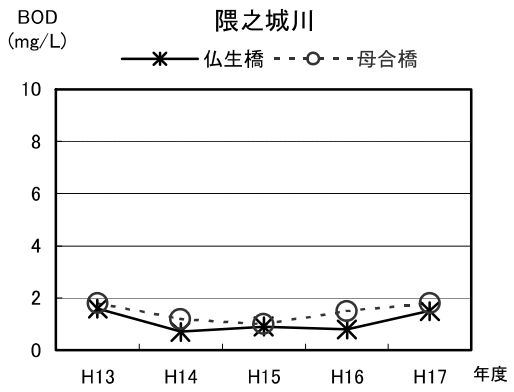

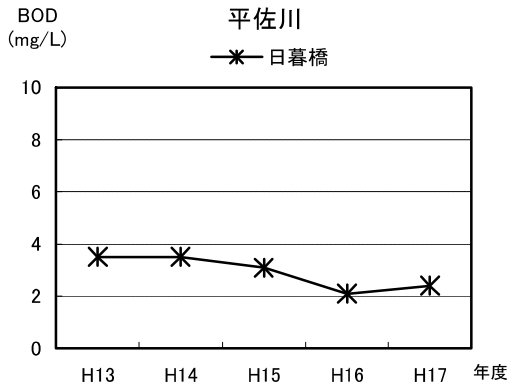

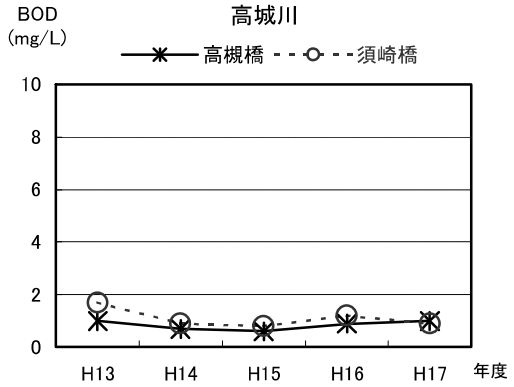

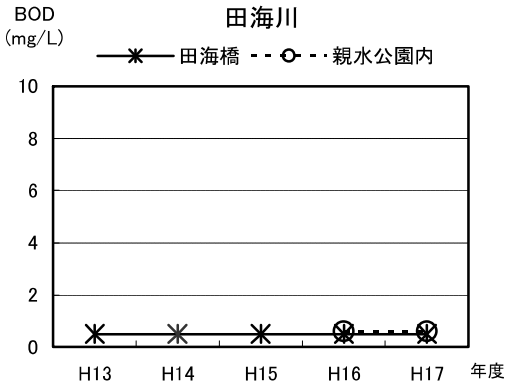

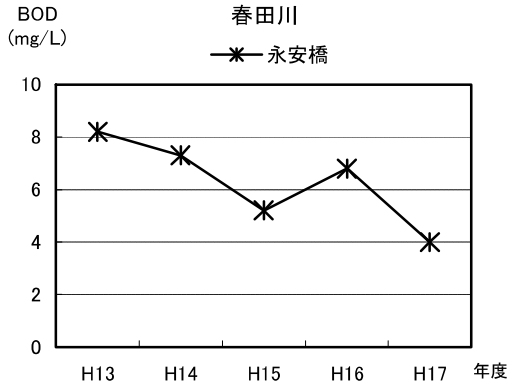

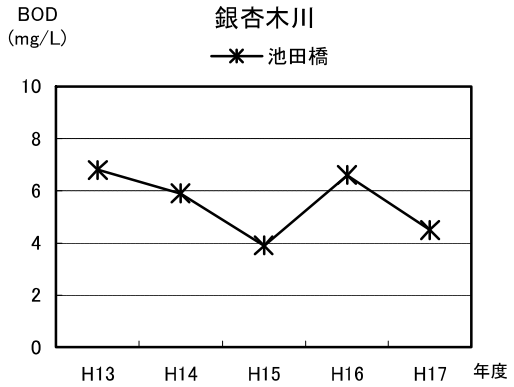

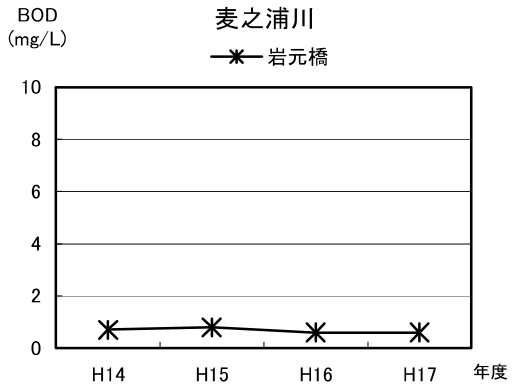

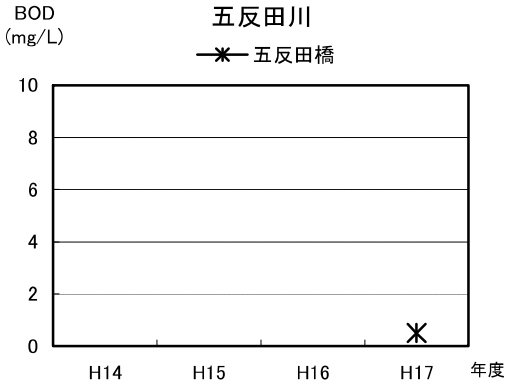

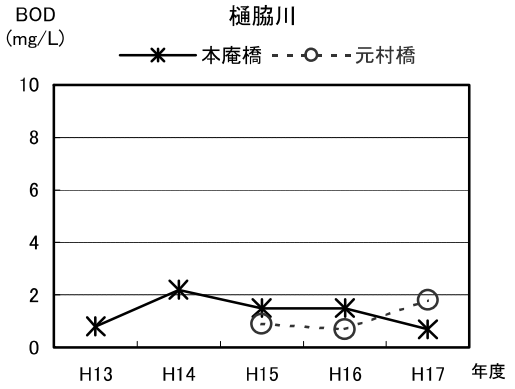

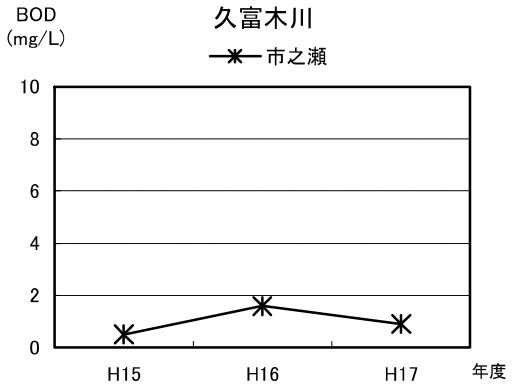

イ　海域

県の調査では，海域の水質は川内川の影響もあり，基準点 2 で環境基準を超過しているものの，おおむね環境基準値を満足しており，良好な水質を維持しています。

〔➡資料 5-10〕

図表 3－１３　海域の水質の経年変化

〔ＣＯＤ（化学的酸素要求量）の 75％値の推移〕

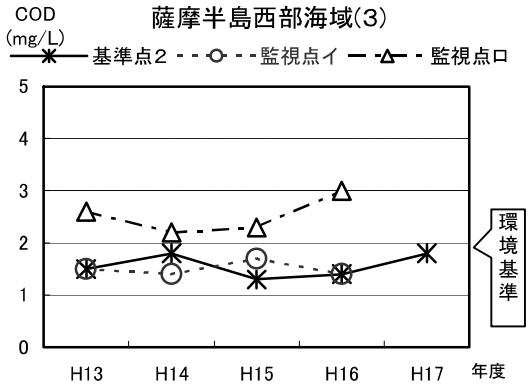

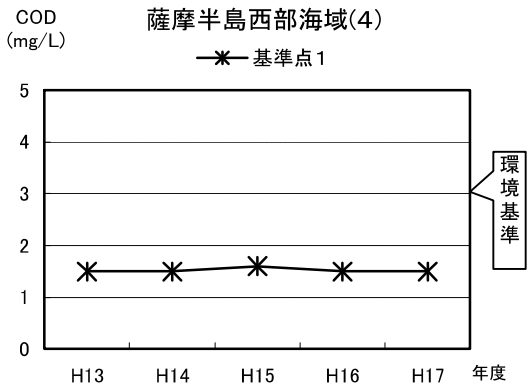

監視点イ･･･唐浜漁港の西方沖

監視点ロ･･･川内川導流堤の南側

基準点１･･･川内川導流堤の北側

基準点２･･･九州電力㈱川内原子力発電所の西方沖

ウ　湖沼

本市では，平成 17 年度に藺牟田池の水質調査を実施しました。

今後も藺牟田池に加え，市内にある他湖沼の水質調査も併せて定期的に実施し，水質の常時監視に努めていきます。

〔➡資料 5-11〕

エ　地下水

昭和 58 年 8 月に環境庁が公表した「昭和 57 年度地下水汚染実態調査」の中で，トリクロロエチレン等有機塩素化合物による地下水汚染が全国的に進行していることが明らかになりました。

本市においては，昭和 58 年度から昭和 61 年度までの地下水調査で，市街地にある大小路町と東向田町の一部で暫定基準を超える井戸が確認されました。このため，昭和 62 年度から 9 本の井戸について継続調査を実施しています。

平成 17 年度は，川内地域の 7 井戸を対象に年 2 回調査を実施しましたが，依然として地下水汚染は継続していることが判明したものの，新たに基準を超過する井戸は確認されませんでした。また，基準を超過した井戸の所有者には，市水道への切り替え，または飲用禁止などの指導を行っています。

また，樋脇地域においては，平成 11 年 2 月，7 月，11 月に市比野の精密部品工場周辺の井戸 1 本から水道水質基準を超えるトリクロロエチレンが検出されたことから，検出井戸の飲用禁止・水道使用の指導を行い，基準値以下で検出された井戸 1 本を含めた工場周辺井戸 3～4 本について，トリクロロエチレン等有機塩素化合物 3 物質について継続調査を実施していますが，平成 12 年 10 月以降全て基準値以下となり平成 14 年 2 月以降は，このトリクロロエチレンが基準値以下で検出される井戸が 1 本あるのみで他の井戸からは分析下限値未満で検出されていません。

〔➡資料 5-19〕

オ　ゴルフ場からの排水

本市には，開業中のゴルフ場が 3 箇所あり，それぞれ良好な芝を維持するために，農薬が使用されています。本市では，ゴルフ場周辺の水質保全のため，毎年，水質調査を行うなど，水質監視を行っています。平成 17 年度においては，10 箇所で水質調査を行いましたが，「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」による指針値と比較した結果，いずれも指針値以下であり，良好な環境を維持しています。

〔➡資料 5-20〕

2　発生源対策

水質汚濁防止法，鹿児島県公害防止条例，旧川内市公害防止条例に基づく特定施設（指定施設）を設置しようとする者は，事前の届出義務があり，また，排水について規制されています。また，工場・事業場を設置するときは，事業者との事前協議の中で公害の未然防止を図るための注意・指導を行っています。さらに，市内の主要な工場・事業場との間で公害防止協定（環境保全協定）を締結し排水の測定・報告を義務付けています。

公害防止協定を締結している事業場や排水量の多い事業場については，本市で定期的に排水の調査を行っています。

〔➡資料 5-16～5-18，5-21，5-22〕

３　生活排水対策

生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を図るため，随時，公共下水道，農業集落排水等の他の事業との整合性を図りながら小型合併処理浄化槽の普及を推進しており，市内の生活排水処理率も年々上昇しています。

〔➡資料 5-23〕

図表３－１４　生活排水処理率の推移

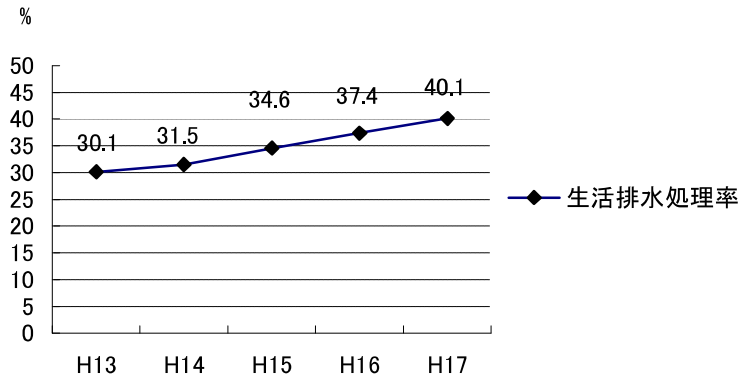

第５節　ダイオキシン類

ダイオキシン類は金属精錬の燃焼工程や紙などの塩素漂白工程など様々な発生源がありますが，日本の場合，9 割は身の回りのごみや産業廃棄物の焼却によって発生すると言われています。ダイオキシン類は，動物実験で発ガン性等があるとの結果が出ており，人体への影響も指摘されています。

１　ダイオキシン類の監視

平成 12 年 1 月に施行されたダイオキシン類対策特別措置法では，ダイオキシン類が発生する施設について排出の規制が定められているほか，大気・水質・水底の底質・土壌に係る環境基準，耐容一日摂取量の設定などがされています。

本市では，市内の環境大気・公共用水域水質・土壌のダイオキシン類調査を行っています。

平成 17 年度は，環境大気の調査を 3 地点（うち 1 地点は県測定），公共用水域水質の調査を 2 地点，地下水質の調査を 1 地点（県測定），土壌の調査を 7 地点（うち 5 地点は県測定）で実施しましたが，いずれの地点も，環境基準を大幅に下回っていました。

〔➡資料 6-1, 6-3〕

図表 3－１５　ダイオキシン類の環境測定の状況

環境大気

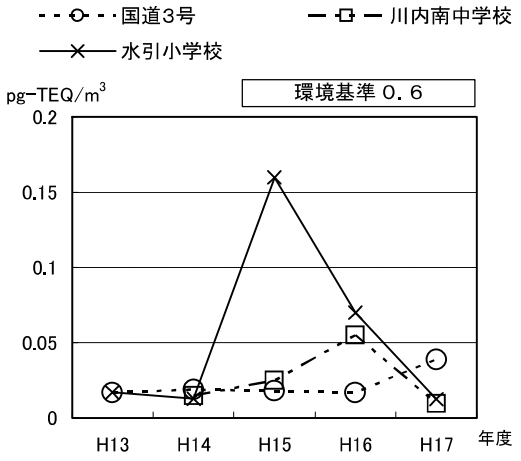

公共用水域水質

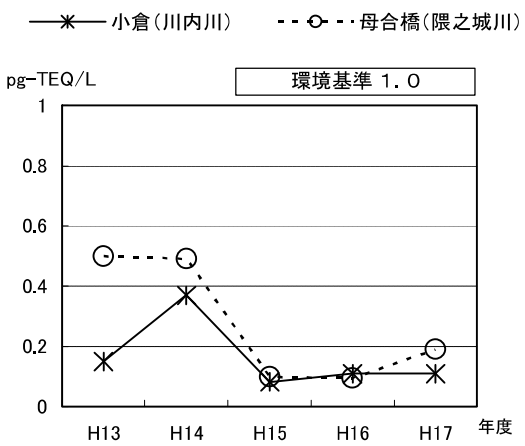

土壌

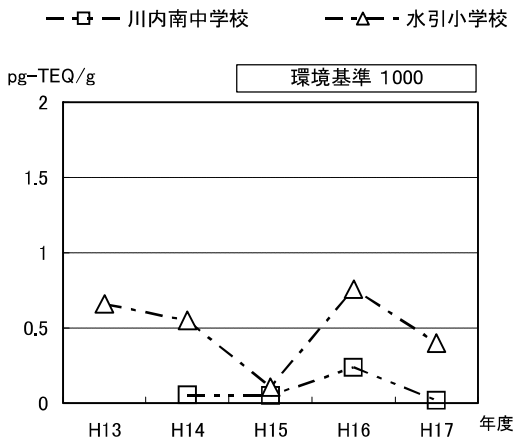

２　発生源対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を設置しようとする者は，事前の届出義務があり，また，排ガスや排水等について規制されています。〔➡資料 6-2〕

３　クリーンセンターの状況

薩摩川内市内の各クリーンセンターでは焼却炉の排ガス，焼却灰，飛灰，周辺の環境調査（大気・水質・土壌）及び最終処分場の処理水に含まれるダイオキシン類濃度の調査を実施しています。

平成 17 年度の調査結果はいずれも排出基準，環境基準未満でした。なお，排ガスについては，平成 14 年 12 月から厳しい排出基準が適用されていますが，調査結果はこの基準値よりも低く，良好な値でした。〔➡資料 6-4〕

図表 ３－１６　クリーンセンターから排出されるダイオキシン類の濃度

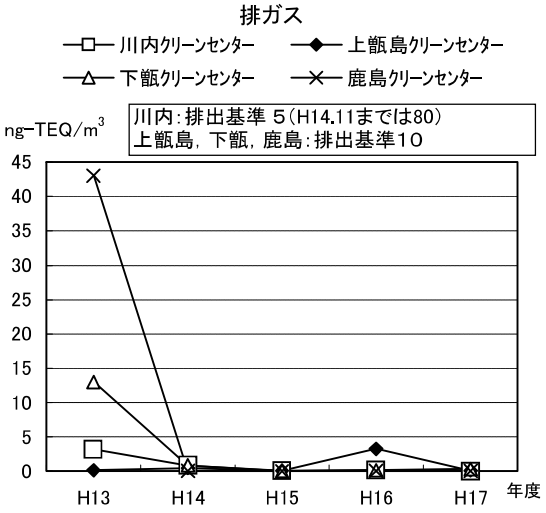

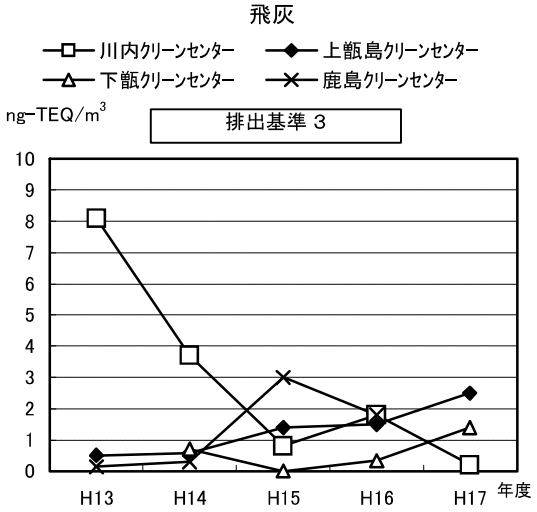

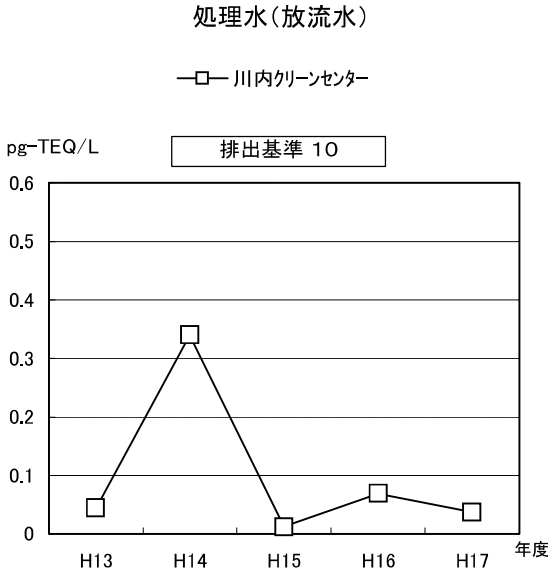

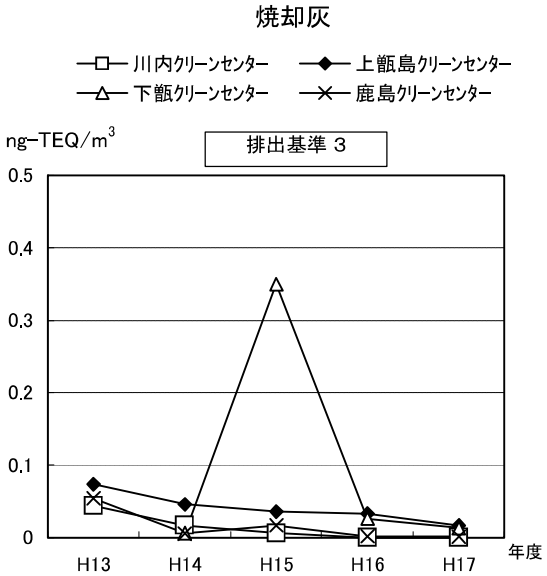

図表 3-１７　川内クリーンセンター周辺のダイオキシン類の濃度

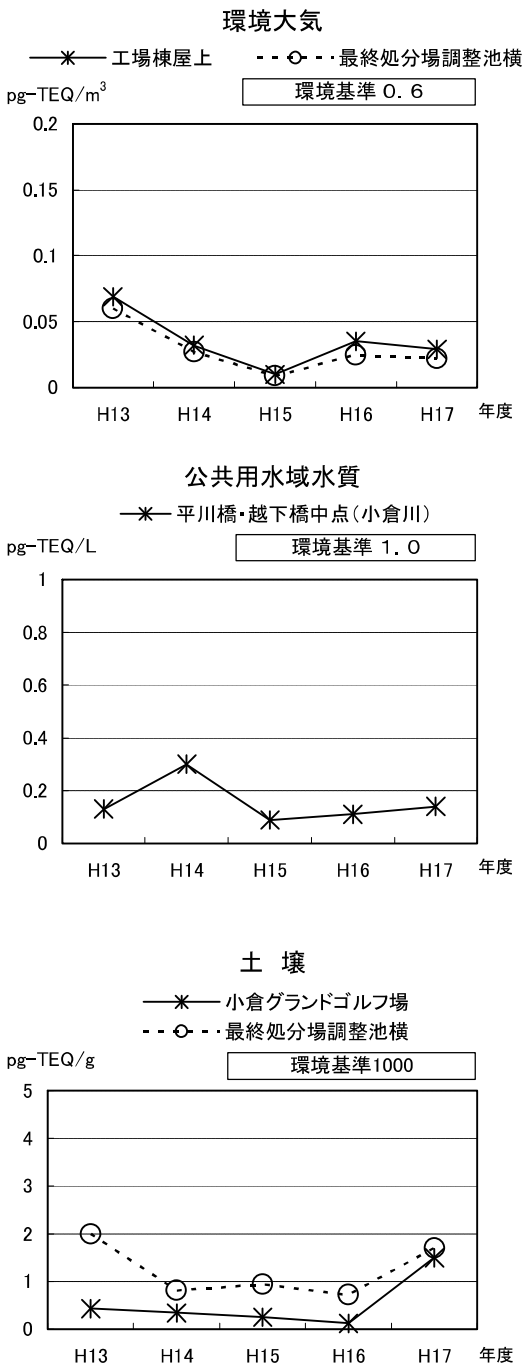

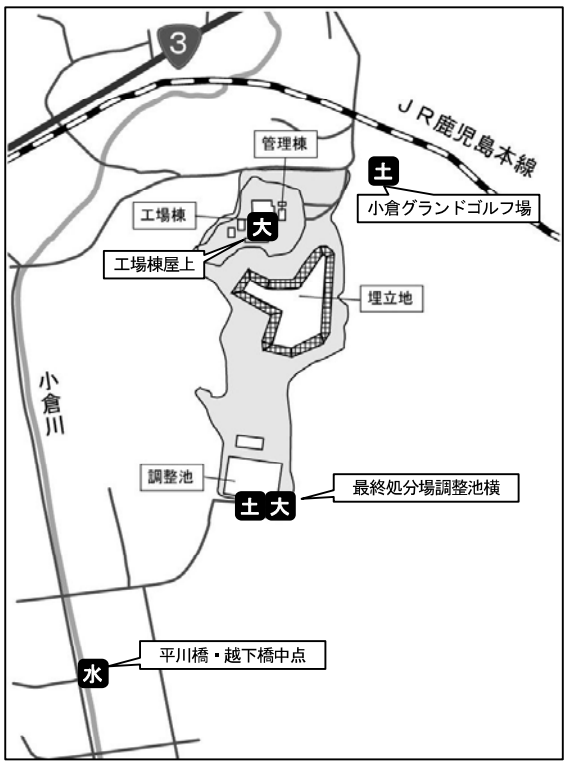

第６節　環境放射線

川内原子力発電所は，１号機（89 万 kW）が昭和 59 年から，２号機（89 万 kW）が昭和 60 年から営業運転を行っています。

県においては，発電所周辺の環境の保全と住民の健康を守るため，環境放射線の監視を実施しています。なお，昭和 57 年に，県，旧川内市，九州電力㈱との間で川内原子力発電所に関する安全協定を締結し，今日に至っています。

１　環境放射線の監視

県及び九州電力㈱では，川内原子力発電所周辺環境放射線調査を実施しています。

調査は，空間放射線量の測定と環境試料の放射能分析を実施していますが，調査計画の策定及び調査結果の検討評価にあたっては，環境放射線モニタリングに関する指針(原子力安全委員会）等に基づくとともに，学識経験者により構成されている「鹿児島県環境放射線モニタリング技術委員会」の指導・助言を得て行っています。

平成 17 年度の調査結果は，これまでの調査結果と比較して同程度のレベルであり，異常は認められませんでした。

〔➡資料 7-1～7-12〕

ア　空間放射線量

発電所周辺のモニタリングポスト，モニタリングステーション及び放水口ポストで，テレメーターシステムによる常時監視を行っています。また，移動測定車（モニタリングカー）による定期的な測定も実施しています。調査結果は，これまでの調査結果と同程度のレベルでした。

図表 ３－１８　空間放射線量の状況

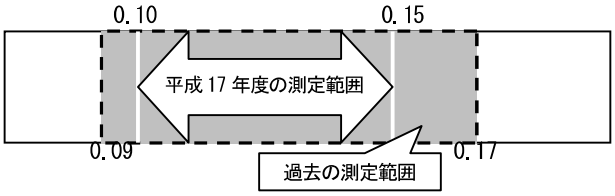

単位：mGy(ミリグレイ)

※　モニタリングポイント（４７地点）の３か月間毎の放射線量（積算放射線量）

イ　環境試料の放射能

魚介類や海藻類などの海洋試料 41 試料，穀類，野菜などの陸上試料 110 試料について，放射性物質の調査を行いました。一部の試料でセシウム-137(^{137}Cs)，ストロンチウム-90(^{90}Sr)が検出されましたが，これまでの調査結果と同程度のレベルでした。

２　広報

県では，広報紙「原子力だよりかごしま」を年 4 回発行し，環境放射線の測定結果や発電所の運転状況等を公表しています。また，川内環境監視センターの原子力情報展示ルームを設置するとともに，ホームページによる情報提供も行っています。

本市では，広報紙「原子力広報薩摩川内」を年 4 回発行し，放射線や原子力発電に関する知識の普及，啓発に努めています。

第７節　廃棄物

本市のごみの減量化，資源化，分別方法，指定袋等については，合併前の旧市町村におけるごみ処理に係る制度を引き継いで実施しています。

なお平成 17 年度から，ごみの分別収集の統一化を始めとした見直しを進めながら，ごみの減量・資源化の推進を行っています。

１　廃棄物処理の概要

一般廃棄物は，毎年度定める一般廃棄物処理実施計画に基づき計画的に，収集・運搬，処理しています。

家庭系ごみの可燃，不燃ごみについては，指定袋方式により収集しており，指定袋に入らない粗大ごみについては，クリーンセンターへの直接搬入となっています。また，事業系ごみは，許可業者に委託するか，事業者自らによるクリーンセンターへの直接搬入となっています。

図表３－１９　一般廃棄物処理実施計画の概要　　平成１７年度

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">ごみの種類</th><th colspan="4">収　集　・　運　搬</th><th colspan="3">処　理</th></tr>
<tr><th>収集方法</th><th colspan="2">収集回数</th><th>収集方式</th><th>処理方法</th><th>処理主体</th><th>処理施設</th></tr>
<tr><td rowspan="4">家庭系ごみ</td><td>可燃</td><td>・委託
・直営</td><td colspan="2">週２回</td><td rowspan="2">ステーション方式
(指定ごみ袋)</td><td>焼却</td><td rowspan="3">薩摩川内市</td><td>各クリーンセンター</td></tr>
<tr><td>不燃</td><td>・委託
・直営</td><td>月１回，２ヶ月に１回</td><td>(地域によっては，回数が違います)</td><td rowspan="2">破砕
選別</td><td rowspan="2">川内クリーンセンター

さつま町クリーンセンター</td></tr>
<tr><td>粗大</td><td colspan="4">直接搬入・委託・直営（甑島，樋脇地域は不燃，粗大収集）</td></tr>
<tr><td>資源</td><td>・委託
・直営</td><td>月 1～2 回</td><td>(地域によっては，回数が違います)</td><td>ステーション方式</td><td>資源化</td><td>再生業者</td><td>各クリーンセンター
市内再生業者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業系ごみ</td><td>可燃</td><td colspan="4" rowspan="3">事業者・許可業者による直接搬入</td><td>焼却</td><td rowspan="2">薩摩川内市</td><td rowspan="3">各クリーンセンター</td></tr>
<tr><td>不燃</td><td>破砕
選別</td></tr>
<tr><td>資源</td><td>資源化</td><td>再生業者</td></tr>
</table>

図表３－２０　資源ごみの分別　　平成１７年度

分類	地域	川内・東郷	樋脇・甑島地域	入来・祁答院
紙類	ダンボール	①ダンボール	①ダンボール	①ダンボール
	新聞紙・チラシ	②新聞紙等	②新聞紙・チラシ	②新聞紙・チラシ
	雑誌		③雑誌	③雑誌・本
	その他紙･紙製容器		④その他紙・紙製容器	
	紙パック		⑤紙パック	④飲料用紙パック
缶類	スチール	③スチール	⑥スチール	⑤缶類
	アルミ	④アルミ	⑦アルミ	
ビン類	茶色	⑤茶色	⑧茶色	⑥茶色
	無色	⑥無色	⑨無色	⑦無色
	その他	⑦その他	⑩その他	⑧その他
	生きびん	⑧生きビン	⑪生きビン	⑨生きビン
ペットボトル		⑨ペットボトル	⑫ペットボトル	⑩ペットボトル
プラスチック（容器包装）	発泡スチロール	⑩白色トレイ 白色発泡スチロール	⑬白色トレイ 白色発泡スチロール	⑪白色発泡スチロール等
	白色トレイ			⑫白色トレイ
	その他	⑪プラスチック製容器包装	⑭プラスチック製容器包装	⑬色付トレイ その他プラスチック容器
その他			⑮ガス缶類	
搬　入　先		川内クリーンセンター	・川内クリーンセンター ・上甑島クリーンセンター ・鹿島クリーンセンター ・下甑クリーンセンター	さつま町クリーンセンター

※　甑島地域については，平成１７年８月から分別方法を変更しています。

２　ごみの収集状況〔➡資料 8-1〕

図表３－２１　ごみの収集量の割合（収集方法別）

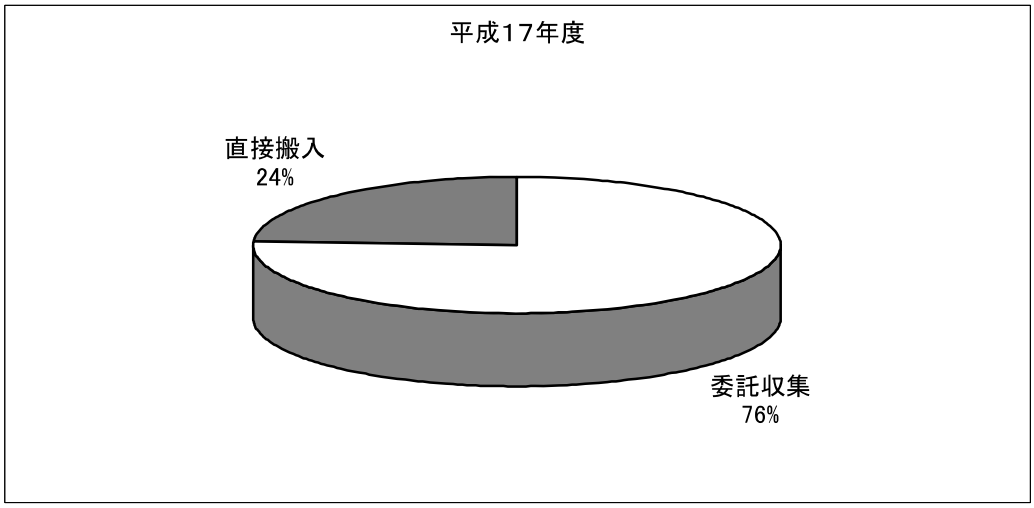

（注）　委託収集：２４，５１１．５ｔ
　　直接搬入：　７，８６３．６ｔ
　　｝３２，３７５．１ｔ

図表３－２２　ごみの収集量の割合（委託収集のごみの種類別）

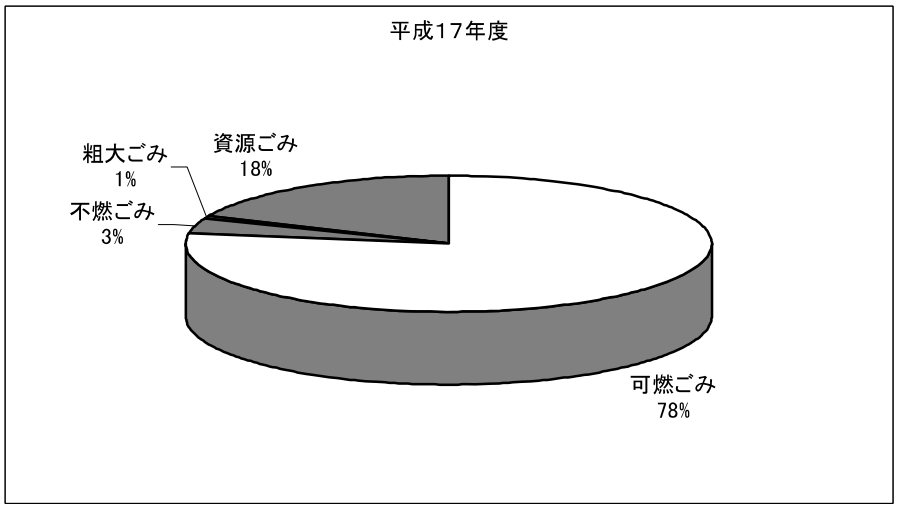

（注）　可燃ごみ：１９，０２４．９ｔ
　　不燃ごみ：　　８２５．１ｔ
　　粗大ごみ：　　１７２．５ｔ
　　資源ごみ：　４，４８９．０ｔ
　　｝２４，５１１．５ｔ

図表３−２３　ごみの収集量の割合（直接搬入のごみの種類別）

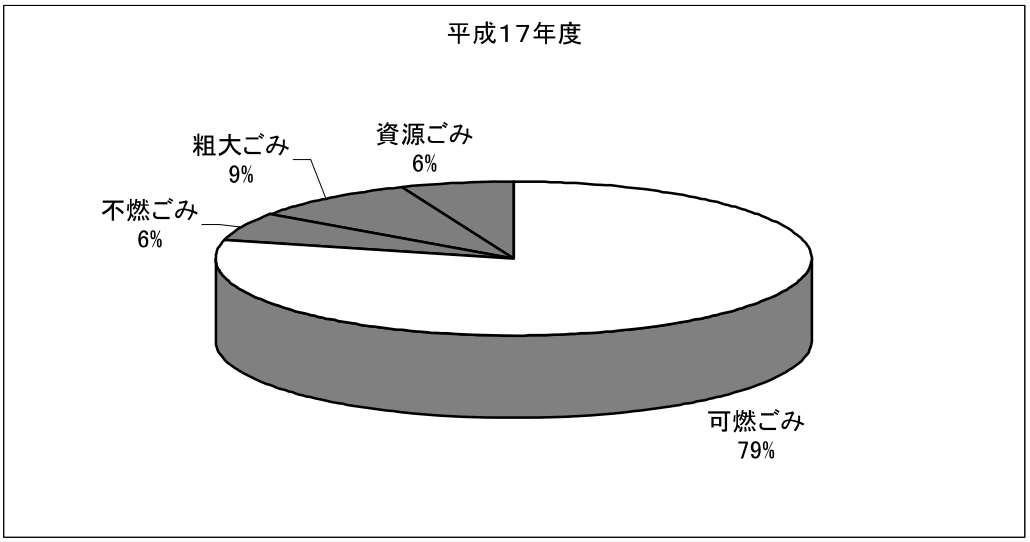

（注）　可燃ごみ：６，２１４．１ｔ
不燃ごみ：　４４４．９ｔ
粗大ごみ：　７３４．１ｔ
資源ごみ：　４７０．５ｔ
｝　７，８６３．６ｔ

図表３−２４　ごみの収集量の割合（ごみの種類別）

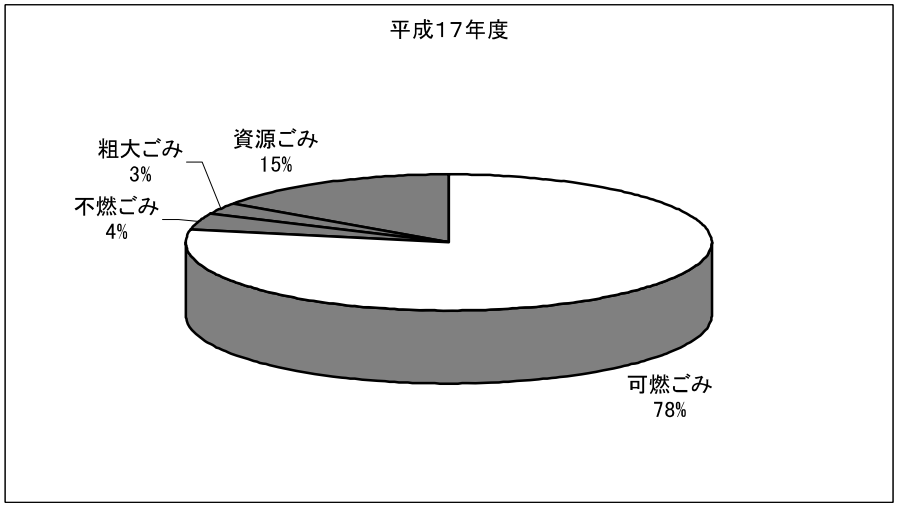

（注）　可燃ごみ：２５，２３９．０ｔ
不燃ごみ：　１，２７０．０ｔ
粗大ごみ：　９０６．６ｔ
資源ごみ：　４，９５９．５ｔ
｝　３２，３７５．１ｔ

図表３-２５　ごみの収集量の割合（資源ごみの種類別）

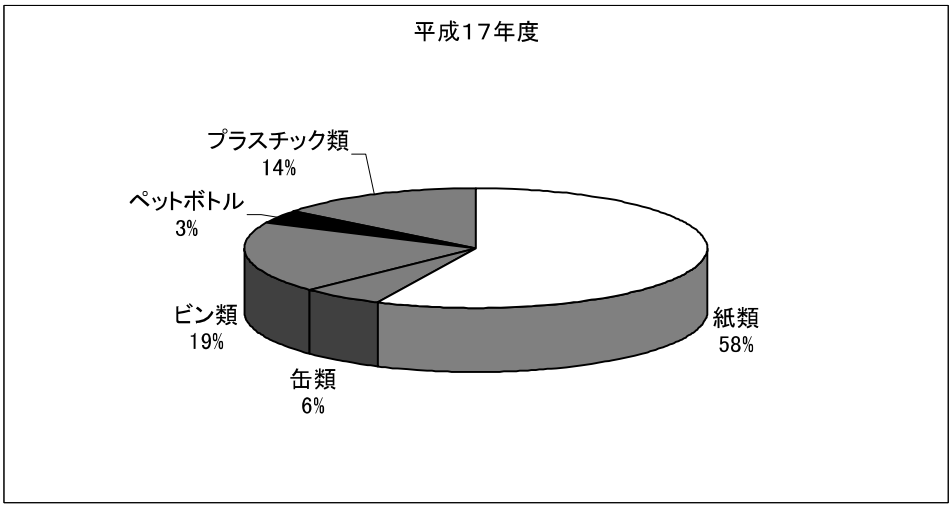

（注）紙　　類　　：２，８２２．６ｔ
　　缶　　類　　：　　２９１．７ｔ
　　ビ　ン　類　　：　　９５６．２ｔ
　　ペットボトル　：　　１７３．４ｔ
　　プラスチック類：　　７１５．６ｔ
　　（４，９５９．５ｔ）

３　ごみの減量化・資源化対策

(1) リサイクル推進員制度

本市では，リサイクル推進員を設置し，資源ごみステーションの管理及び資源ごみの分別を推進している自治会等に対して補助を行っています。この事業を円滑に推進し，ごみの減量化・資源化を普及啓発するため，各自治会で１～数名，リサイクル推進員が活動しています。

なお，推進員を配置している自治会には，市からの補助を行っています。

(2) 補助制度

本市では，ごみ減量再資源化補助金制度と生ごみ処理機器購入補助金制度を創設し，ごみの減量化・資源化を推進しています。

〔➡資料 8-2～8-3〕

図表３－２６　一般廃棄物集積場整備事業補助金の概要　（平成１７年度）

種　　類	対象	補　助　額
可燃ごみ，不燃ごみ収集施設設置	自治会又はこれに準ずる住民自治組織	対象経費の相当額（5 万円を限度）
リサイクルステーション設置	〃	・新設：対象経費の相当額 （1 坪タイプ：10 万円を限度 1.5 坪タイプ：13 万円を限度 2 坪タイプ：15 万円を限度） ・移転・補修：対象経費の 2 分の 1（3 万円を限度）

図表３－２７　資源ごみステーション管理運営事業補助金の概要　（平成１７年度）

種　　類	対　象	補　助　額
リサイクル推進員	自治会	１人につき月額1,250円

図表３－２８　資源ごみ回収事業補助金の概要　（平成１７年度）

種　　類	対　象	補　助　額			
		地域 分類	川内・東郷 里・上甑 下甑・鹿島	樋脇・祁答院	入来
資源回収	ＰＴＡ，子供会，老人クラブ，スポーツ少年団等	古紙・空き缶	２円/kg	３円/kg	３円/kg
		生きびん	１円/kg	１円/kg	２円/kg

※　樋脇，祁答院地域については，2,000円／回（３回を限度）の回数補助があります。
　　入来地域については，2,500円／回（３回を限度）の回数補助があります。

図表３－２９　生ごみ処理機器購入補助金の概要　（平成１７年度）

種　　類	対　象	補　助　額
生ごみ処理機器	薩摩川内市に 住所を有する者	購入金額の２分の１(２万円を限度)

第８節　自然保護

本市は，県立自然公園に指定されている川内川流域,，藺牟田池及び甑島等，豊かな自然環境に恵まれています。川内川流域には多くの生物が生息し，特に高江町長崎地区にはカラフトワシが飛来するなど多くの野鳥が見られ，寄田，唐浜，手打などの海岸にはウミガメが上陸します。また，甑島の貝池には古生代から生き残っている世界的にも珍しいクロマチウムというバクテリアが生息しています。

１　自然公園

本市には，県立自然公園が３箇所あり，それぞれ県が保護・管理を行っています。なお，公園内では一定の行為を行う場合は届出・許可が必要となっています。

図表 ３−３０　県立自然公園

	指定年月日	特別地域				普通地域	合計
		第１種	第２種	第３種	計		
藺牟田池県立自然公園	S28. 3. 31	0. 0	187. 5	0. 0	187. 5	3, 750. 2	3, 937. 7
川内川流域県立自然公園	S39. 4.　1	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	6, 571. 0	6, 571. 0
甑　島県立自然公園	S56. 10. 1	195. 0	861. 3	758. 7	1, 815. 0	643. 8	2, 458. 8
合　計		195. 0	1, 048. 8	758. 7	2, 002. 5	10, 965. 0	12, 967. 5

２　藺牟田池

藺牟田池には，国内希少野生動植物種に指定され，環境省のレッドデータブックでは絶滅危惧Ⅰ類に指定されているベッコウトンボが生息しています。ベッコウトンボが安定的に生息する地として平成８年にベッコウトンボ生息地保護区に指定されました。

また，世界的に重要な湿地として，平成17年11月にラムサール条約の登録湿地になりました。

３　鳥獣保護

鳥獣の保護増殖を図るため本市では，鳥獣保護区が11箇所設定されています。

図表 ３−３１　鳥獣保護区

保護区	面積（ha）	設定年	保護区	面積(ha)	設定年
新田神社	30	1964	新ケ倉	515	1986
中郷池周辺	117	1973	寺山	420	1987
藤川天神	400	1974	滝の山	95	1989
清浦ダム	12	1974	鹿島	390	1989
丸山公園	55	1978	鹿島南	478	1994
八重高原	117	1984			

４　ウミガメ保護

鹿児島県では貴重な野生生物であるウミガメの保護を図るため，昭和 63 年に「鹿児島県ウミガメ保護条例」を制定し，保護対策を講じています。本市でも，監視員による保護をはじめとして啓発活動に取り組んでいます。

図表 ３−３２　ウミガメの上陸確認頭数

年　　度		平成１１年度	平成１２年度	平成１３年度	平成１４年度	平成１５年度
上陸確認頭数	川内地域	16	13	7	12	29
	下甑地域	23	22	20	56	46
	上甑地域	0	0	4	0	0
	里 地 域	0	0	0	0	2
	鹿児島県	2,633	2,927	3,671	4,786	5,323

年　　度		平成１６年度	平成１７年度			
上陸確認頭数	川内地域	40	18			
	下甑地域	28	38			
	上甑地域	1	1			
	里 地 域	0	0			
	鹿児島県	7,362	5,711			

第９節　環境衛生

１　衛生害虫駆除

近年，居住環境の整備や衛生意識の向上により，衛生害虫による疾病の媒介は減少しています。

しかし，一方では住宅構造や住民意識の変化により，屋内塵性ダニによるアレルギー性疾患，刺咬症など各種の不快害虫の発生など新たな問題も生じています。

本市では，薬剤散布を行う自治会に煙霧機（スイングフォグ）の無料貸出しや薬剤散布の指導を行っています。また，薬剤については，薩摩川内市衛生自治団体連合会で油剤及び乳剤を斡旋し，環境衛生思想の普及を図っています。〔➡資料 9-1〕

２　墓地

本市が管理している墓地は，川内芸ノ尾第 1 墓地等，8 箇所あり，水道を設置する等，環境整備を図っています。

また，共同墓地（集落共有墓地）については，特別災害復旧補助制度を設け，自然災害による墓地復旧工事及び墓地移転に対し補助金を交付しています。〔➡資料 9-2～9-3〕

図表 ３－３３　市営墓地の概要

墓地名	区　　画	墓地名	区　　画
川内芸ノ尾第１墓地	３２５区画	里　薗　下　墓　地	１７９区画
川内芸ノ尾第２墓地	２０１区画	里　観　農　墓　地	２７１区画
入　来　向　山　墓　地	９０区画	里　寺　山　墓　地	５１区画
里　薗　上　墓　地	２４９区画	鹿 島 小 牟 田 墓 地	８４区画

３　葬斎場

薩摩川内市内には，４箇所の葬斎場があり，計画的に施設の適切な維持管理を行っています。
〔➡資料 9-4〕

図表 ３－３４　薩摩川内市内の葬斎場の概要

名　　称	川内葬斎場やすらぎ苑	上甑島葬斎場	下甑葬斎場	鹿島葬斎場
所 在 地	国分寺町 6669 番地 30	里町里 2477 番地	下甑町青瀬 278 番地	鹿島町藺牟田 3322 番地
供用開始	昭和 60 年 4 月	昭和 58 年 4 月	昭和 53 年 4 月	平成 2 年 4 月
敷地面積	15,220.13 ㎡	2,176 ㎡	1,410.58 ㎡	578.58 ㎡
建築面積	1,356.43 ㎡	218 ㎡	105.65 ㎡	287.4 ㎡
炉 設 備	火葬炉 6 基(うち 1 基汚物炉)	火葬炉 2 基	火葬炉 1 基	火葬炉 1 基
事 業 費	608,816 千円	90,034 千円	28,572 千円	67,877 千円

４　狂犬病予防対策

本市では，毎年，薩摩地区獣医師会の連携のもとで，狂犬病予防のために集合注射を実施しています。
〔➡資料 9-5〕

第１０節　苦情処理

平成 17 年度は，合計で 175 件の苦情が寄せられています。
〔➡資料 10-1〕

- ➡ 一般廃棄物に係る苦情は，不法投棄がほとんどです。
- ➡ 大気に係る苦情は，野焼きなどの焼却行為によるものがほとんどです。
- ➡ 騒音に係る苦情は，工場，建設作業から発生するものが多いものの，事業所の営業騒音や日常生活上の近隣騒音の苦情も多くなっています。
- ➡ 悪臭の苦情は，田畑への堆肥散布，畜産施設によるものなどが主なものとなっていますが，事業所や側溝によるものもあります。
- ➡ 水質の苦情は，規制を伴わない小規模事業場からの排水が主なものとなっています。
- ➡ その他の苦情は主に雑草繁茂など空地管理の問題がほとんどです。

図表 ３−３５　苦情申立の種類別割合

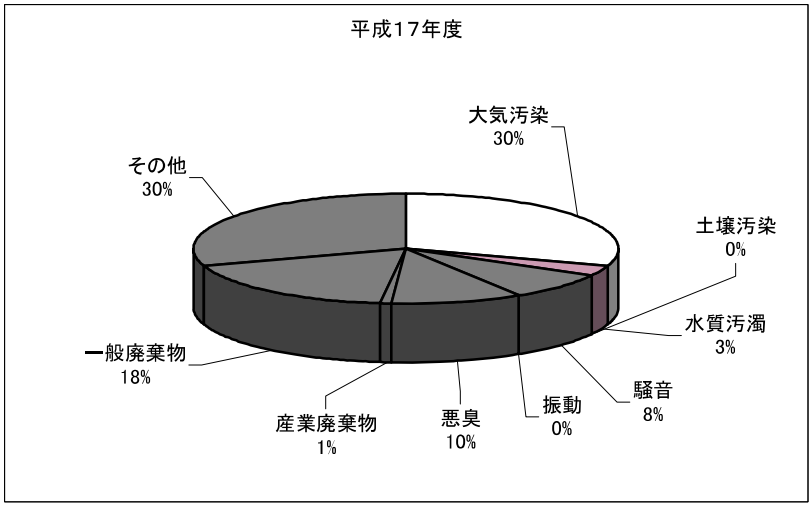

図表 ３−３６　苦情申立の発生源別割合

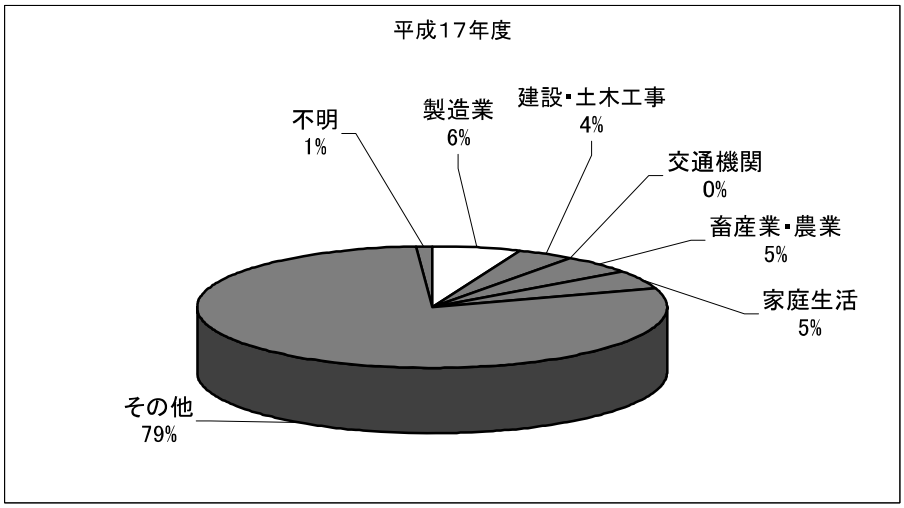

第４章　資料編

１　環境行政

資料 1－1　環境行政の推移資料

年　月　日	主　　要　　事　　項
H16.10.12	市制施行（人口：105,464 人　　世帯数：41,648 世帯）
H17. 2.16	(「京都議定書」発効)
2.22	薩摩川内市環境審議会設置（21 名に委嘱）
6. 1	(外来生物法施行)
9. 1	薩摩川内市一般廃棄物計画生活排水処理基本計画策定
10.22	環境フェア開催（純心女子大学）
11. 8	藺牟田池がラムサール条約湿地登録
11.19	原子力防災訓練
H18. 4. 1	騒音，振動，悪臭防止法に基づく地域指定（市告示 152 号(騒音),153 号(振動),154 号(悪臭)） ･･･県からの権限移譲
6. 1	川内原子力発電所３号機増設計画に係る環境影響評価の現況調査開始
7. 1	藺牟田池の外来魚リリース禁止に係る規制開始
9.19	入来都市計画用途地域の環境基準の類型指定（県告示 1437 号）
9.19	飲食店営業等に係る音響機器の使用制限区域の指定（変更）（県告示 1438 号）
10.10	薩摩川内市一般廃棄物計画ごみ処理基本計画策定
10.20	新幹線騒音に係る環境基準の類型指定（変更）（県告示 1601 号）
10.28	環境フェア開催（純心女子大学）
11.17	原子力防災訓練
11.19	飲食店営業等に係る音響機器の使用制限区域の指定（変更）（県告示 1438 号）

２　大気

(1) 環境基準・規制基準

資料 2－1　大気汚染に係る環境基準

項　　目	環　境　基　準	環境基準の評価方法
二酸化硫黄 (SO_2)	１時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下であり，かつ，１時間値が 0.1ppm 以下であること。	年間の１日平均値のうち，高い方から２％範囲内にあるもの（３６５日分の測定値がある場合は７日分の測定値）を除外した後の最高値（２％除外値）を，環境基準と比較する。ただし，環境基準値を越える日が２日以上連続した場合には非達成と評価する。【長期的評価】
二酸化窒素 (NO_2)	１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	年間の１日平均のうち，低い方から９８％に相当するもの（９８％値）を環境基準（0.06ppm）と比較して評価する。【長期的評価】
浮遊粒子状物質 (SPM)	１時間値の１日平均値が 0.10mg/m³以下であり，かつ，１時間値が 0.20mg/m³以下であること。	年間の１日平均値のうち，高い方から２％範囲内にあるもの（３６５日分の測定値がある場合は７日分の測定値）を除外した後の最高値（２％除外値）を，環境基準と比較する。ただし，環境基準値を越える日が２日以上連続した場合には非達成と評価する。【長期的評価】
一酸化炭素 (CO)	１時間値の１日平均値が 10ppm 以下であり，かつ，１時間値の８時間平均値が 20ppm 以下であること。	測定を行った日についての１日平均値，８時間平均値，又は各１時間値を環境基準と比較して評価を行う。【短期的評価】
光化学オキシダント (O_X)	１時間値が 0.06ppm 以下であること。	――
ベンゼン	１年平均値が 0.003mg/m³以下であること。	
トリクロロエチレン	１年平均値が 0.2mg/m³以下であること。	
テトラクロロエチレン	１年平均値が 0.2mg/m³以下であること	
ジクロロメタン	１年平均値が 0.15ppm 以下であること。	

※　環境基準の評価は，一般に，二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質については健康に慢性影響を及ぼすことから長期的評価，一酸化炭素・光化学オキシダントについては急性影響を及ぼすことから短期的評価が使われている。

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

非メタン炭化水素	午前６時から９時までの３時間平均値が 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にあること。

資料 ２-２　硫黄酸化物の排出基準

次の式により算出した硫黄酸化物の量（Ｋ値規制方式）

$$q = K \times 10^{-3} \times He^{2}$$

ｑ　：硫黄酸化物の量（Nm^3/h）
Ｋ　：地域ごとに政令で定められた数値
（川内地域：１１．５　　川内地域以外：１７．５）
Ｈｅ：補正された排出口の高さ（ｍ）

※　Ｋ値は，３．０～１７．５の間で１６ランクに分けられ，小さい値ほど厳しくなる。川内地域は，１１．５で１６ランク中１３ランクにあり，九州では，八代市，水俣市と同じ値。

資料 ２-３　ばいじんの排出基準（抄）

令別表第１の番号	ばい煙発生施設	規模	排出基準（g/Nm³）	備考
1	ボイラー（ガス専焼）	排出ガス量４万 Nm³/h 未満 排出ガス量４万以上	0.10 0.05	
	ボイラー（液体専焼又は，ガス液体混焼）	排出ガス量１万 Nm³/h 未満 排出ガス量１万～4 万 Nm³/h 排出ガス量４万～20 万 Nm³/h 排出ガス量 20 万 Nm³/h 以上	0.30 0.25 0.15 0.05	 既設は当分の間 0.18 既設は当分の間 0.07
	ボイラー（紙パルプ製造に伴い発生する黒液専焼及び液体混焼）	排出ガス量４万 Nm³/h 未満 排出ガス量４万～20 万 Nm³/h 排出ガス量 20 万 Nm³/h 以上	0.30 0.25 0.15	既設は当分の間 0.35 既設は当分の間 0.35 既設は当分の間 0.20
	ボイラー（その他）	排出ガス量４万 Nm³/h 未満	0.30	既設は当分の間 0.40
9	焼成炉（石灰焼成炉のうち土中釜以外）		0.30	
	焼成炉（耐火物製造用）	排出ガス量４万 Nm³/h 未満	0.20	
11	乾燥炉（骨材）		0.50	２万 Nm³/h 未満の既設は当分の間 0.60
	乾燥炉（その他）	排出ガス量４万 Nm³/h 未満	0.20	既設は当分の間 １万 Nm³/h 未満　0.35 １万～4 万 Nm³/h　0.30
13	廃棄物焼却炉	焼却能力２千 kg/h 未満 焼却能力２千～４千 kg/h 焼却能力４千 kg/h 以上	0.15 0.08 0.04	既設は当分の間 0.25 既設は当分の間 0.15 既設は当分の間 0.08
30	ディーゼル機関（重油換算 50 ℓ/h）		0.10	非常用施設には当分の間適用しなし
31	ガス機関（重油換算 35 ℓ/h）		0.05	
32	ガソリン機関（重油換算 35 ℓ/h）		0.05	

注）　１　「既設」は，昭和５７年６月１日（廃棄物焼却炉は平成１０年７月１日）に現に設置しているもの。
　　２　廃棄物焼却炉において，「既設」については平成１２年４月１日から施行する。
　　３　小型ボイラーのうちガス，軽質液体燃料（灯油，軽油，Ａ重油）を専焼又は混焼するものについては当分の間適用しない。

資料 2-4　窒素酸化物の排出基準（抄）

<table>
<tr><th rowspan="2">令別表第1の番号</th><th rowspan="2">ばい煙発生施設</th><th rowspan="2">（排出ガス量）
Nm³/h</th><th colspan="5">排　出　基　準（ppm）</th></tr>
<tr><th>48.8.9までに設置のもの</th><th>48.8.10～50.12.9までに設置のもの</th><th>50.12.10～52.6.17までに設置のもの</th><th>52.6.18～54.8.9までに設置のもの</th><th>54.8.10以降設置のもの</th></tr>
<tr><td rowspan="7">1</td><td>ボ　イ　ラ　ー
（ガス専焼）</td><td>1万未満</td><td colspan="5">150</td></tr>
<tr><td rowspan="6">ボ　イ　ラ　ー
（液体燃焼）</td><td>50万以上</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>130</td></tr>
<tr><td>10万～50万</td><td rowspan="2">190</td><td rowspan="2">180</td><td colspan="2" rowspan="3">150</td></tr>
<tr><td>4万～10万</td></tr>
<tr><td>1万～4万</td><td colspan="2">230</td></tr>
<tr><td>5千～1万</td><td colspan="3" rowspan="2">250</td><td rowspan="2">180
250
（52.6.18～9.9 設置のもの）</td><td rowspan="2">180</td></tr>
<tr><td>5千未満</td></tr>
<tr><td>9</td><td>焼　成　炉
（耐火物原料製造用）</td><td></td><td colspan="4">450</td><td>400</td></tr>
<tr><td>11</td><td>乾　燥　炉</td><td></td><td colspan="4">250</td><td>230</td></tr>
<tr><td>13</td><td>廃棄物焼却炉
（連続炉）</td><td>4万未満</td><td colspan="4">300</td><td>250</td></tr>
<tr><td>13</td><td>廃棄物焼却炉
（連続炉以外のもの）</td><td>4万以上</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td colspan="2">250</td></tr>
</table>

注）　小型ボイラーのうちガス，軽質液体燃料（灯油，軽油，A重油）を専焼又は混焼するものについては当分の間適用しない。

資料 2-5　塩化水素の排出基準（抄）

ばい煙発生施設	規　　模	排出基準（mg/Nm³）
廃棄物焼却炉	火格子面積 2m² 以上，又は焼却能力 200kg/h 以上	700

資料 2-6　一般粉じん発生施設の構造基準（抄）

令別表第2の番号	発生施設	規　模	構造・使用・管理
2	鉱物又は土石の堆積場	面積 1000m² 以上	・飛散しにくい構造の建築物内に設置 ・散水設備による散水 ・防じんカバー ・薬液の散布又は表層の締固め
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物，土石，セメント）	ベルト巾 75cm 以上又は，バケットの内容積が 0.03m³ 以上	・飛散しにくい構造の建築物内に設置 ・コンベアの積込，積降部にフード及び集じん機が設置され，上記以外の部分に，散水設備又は，防じんカバーの設置 ・散水設備による散水 ・防じんカバーの設置
4	破砕機及び摩砕機 （鉱物，岩石，セメント）	原動機の定格出力 75kw 以上	・飛散しにくい構造の建築物内に設置 ・フード及び集じん機の設置 ・散水設備による散水 ・防じんカバーの設置
5	ふるい （鉱物，岩石，セメント）	原動機の定格出力 15kw 以上	

(2) 大気環境の測定結果

資料 2-7　二酸化硫黄（SO_2）濃度の測定結果

（単位：ppm）

測定局		年度	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた時間数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価
				時間	%	時間	%				
鹿児島県	川内環境監視センター	17	0.001	0	0	0	0	0.020	0.003	無	○
		16	0.001	0	0	0	0	0.021	0.004	無	○
		15	0.001	0	0	0	0	0.033	0.004	無	○
		14	0.004	0	0	0	0	0.032	0.007	無	○
		13	0.005	0	0	0	0	0.066	0.009	無	○
	(旧)川内保健所	14	0.004	0	0	0	0	0.031	0.008	無	○
		13	0.004	0	0	0	0	0.040	0.008	無	○
		12	0.004	0	0	0	0	0.054	0.008	無	○
		11	0.004	0	0	0	0	0.068	0.007	無	○
		10	0.005	0	0	0	0	0.059	0.009	無	○
	高江	16	0.001	0	0	0	0	0.023	0.002	無	○
		15	0.001	0	0	0	0	0.023	0.003	無	○
		14	0.003	0	0	0	0	0.040	0.006	無	○
		13	0.003	0	0	0	0	0.046	0.007	無	○
		12	0.003	0	0	0	0	0.037	0.006	無	○
	寄田	17	0.001	0	0	0	0	0.020	0.003	無	○
		16	0.001	0	0	0	0	0.016	0.002	無	○
		15	0.001	0	0	0	0	0.020	0.004	無	○
		14	0.001	0	0	0	0	0.025	0.003	無	○
		13	0.001	0	0	0	0	0.045	0.004	無	○
九州電力	久見崎	17	0.003	0	0	0	0	0.027	0.006	無	○
		16	0.003	0	0	0	0	0.030	0.006	無	○
		15	0.003	0	0	0	0	0.043	0.007	無	○
		14	0.003	0	0	0	0	0.035	0.011	無	○
		13	0.002	0	0	0	0	0.035	0.005	無	○
	水引	17	0.003	0	0	0	0	0.034	0.006	無	○
		16	0.002	0	0	0	0	0.062	0.010	無	○
		15	0.002	0	0	0	0	0.025	0.007	無	○
		14	0.003	0	0	0	0	0.043	0.005	無	○
		13	0.002	0	0	0	0	0.037	0.006	無	○
	西方	17	0.003	0	0	0	0	0.025	0.006	無	○
		16	0.003	0	0	0	0	0.035	0.007	無	○
		15	0.003	0	0	0	0	0.032	0.007	無	○
		14	0.003	0	0	0	0	0.043	0.006	無	○
		13	0.003	0	0	0	0	0.025	0.005	無	○
	高城	17	0.003	0	0	0	0	0.069	0.006	無	○
		16	0.002	0	0	0	0	0.003	0.006	無	○
		15	0.002	0	0	0	0	0.067	0.006	無	○
		14	0.002	0	0	0	0	0.034	0.005	無	○
		13	0.002	0	0	0	0	0.089	0.005	無	○
環境基準		1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり，かつ，1時間値が0.1ppm以下									
環境基準の評価方法		年間の1日平均値のうち，高い方から2%範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外した後の最高値（2%除外値）を，環境基準と比較する。ただし，環境基準値を越える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。【長期的評価】									

（資料：鹿児島県環境管理課，九州電力(株)）

資料 2-8　二酸化窒素（NO_2）濃度の測定結果

（単位：ppm）

測定局		年度	１日平均値（98%値）	１時間値 年平均値	１時間値 最高値	環境基準の長期的評価
鹿児島県	川内環境監視センター	17	0.018	0.009	0.065	○
		16	0.018	0.009	0.147	○
		15	0.018	0.009	0.073	○
		14	0.018	0.010	0.060	○
		13	0.023	0.012	0.109	○
	(旧)川内保健所	14	0.018	0.009	0.056	○
		13	0.019	0.010	0.056	○
		12	0.019	0.009	0.047	○
		11	0.019	0.009	0.046	○
		10	0.018	0.009	0.056	○
	高江	16	0.012	0.005	0.031	○
		15	0.011	0.005	0.030	○
		14	0.011	0.005	0.033	○
		13	0.012	0.005	0.059	○
		12	0.013	0.005	0.035	○
	寄田	17	0.005	0.002	0.013	○
		16	0.005	0.002	0.031	○
		15	0.005	0.002	0.022	○
		14	0.005	0.002	0.015	○
		13	0.004	0.002	0.023	○
	川内測定局（自動車排ガス測定局）	17	0.024	0.015	0.054	○
		16	0.029	0.019	0.060	○
		15	0.030	0.019	0.062	○
		14	0.030	0.019	0.063	○
		13	0.029	0.019	0.058	○
九州電力	高城	17	0.004	0.002	0.023	○
		16	0.005	0.002	0.018	○
		15	0.005	0.002	0.021	○
		14	0.006	0.003	0.057	○
		13	0.008	0.003	0.031	○
環境基準		１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること				
環境基準の評価方法		年間の１日平均のうち，低い方から９８%に相当するもの（９８%値）を環境基準（0.06ppm）と比較して評価する。【長期的評価】				

（資料：鹿児島県環境管理課，九州電力(株)）

資料 2-9　浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）濃度の測定結果

（単位：mg/m³）

測定局		年度	1時間値 年平均値	1時間値 最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.1mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価
鹿児島県	川内環境監視センター	17	0.030	0.253	0.062	無	○
		16	0.024	0.181	0.051	無	○
		15	0.025	0.186	0.056	無	○
		14	0.026	0.239	0.064	有	×
		13	0.027	0.357	0.059	有	×
	(旧)川内保健所	14	0.024	0.243	0.066	無	○
		13	0.028	0.345	0.065	有	×
		12	0.028	0.175	0.061	無	○
		11	0.027	0.252	0.058	無	○
		10	0.029	0.147	0.070	無	○
	高江	16	0.026	0.171	0.054	無	○
		15	0.026	0.172	0.063	無	○
		14	0.024	0.320	0.062	無	○
		13	0.027	0.896	0.069	有	×
		12	0.028	0.635	0.067	無	○
	寄田	17	0.028	0.202	0.071	無	○
		16	0.021	0.157	0.046	無	○
		15	0.021	0.190	0.052	無	○
		14	0.023	0.218	0.067	無	○
		13	0.025	0.340	0.057	無	○
	川内測定局（自動車排ガス測定局）	17	0.031	0.228	0.061	無	○
		16	0.026	0.185	0.053	無	○
		15	0.027	0.216	0.057	無	○
		14	0.031	0.265	0.069	有	×
		13	0.034	0.387	0.070	有	×
九州電力	久見崎	17	0.028	0.177	0.064	無	○
		16	0.022	0.179	0.048	無	○
		15	0.024	0.147	0.060	無	○
		14	0.037	0.407	0.136	有	×
		13	0.037	0.999	0.105	有	×
	水引	17	0.023	0.412	0.056	無	○
		16	0.017	0.242	0.039	無	○
		15	0.020	0.230	0.049	無	○
		14	0.027	0.321	0.086	有	×
		13	0.027	0.292	0.062	有	×
	西方	17	0.025	0.241	0.064	無	○
		16	0.019	0.169	0.044	無	○
		15	0.020	0.127	0.050	無	○
		14	0.025	0.650	0.074	無	○
		13	0.024	0.299	0.058	有	×
	高城	17	0.021	0.192	0.052	無	○
		16	0.020	0.251	0.048	無	○
		15	0.025	0.273	0.078	有	×
		14	0.031	0.999	0.082	有	×
		13	0.025	0.316	0.067	無	○
環境基準		1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり，かつ，1時間値が0.20mg/m³以下であること					
環境基準の評価方法		年間の1日平均値のうち，高い方から2%範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外した後の最高値（2%除外値）を，環境基準と比較する。ただし，環境基準値を越える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。【長期的評価】					

（資料：鹿児島県環境管理課，九州電力(株)）

資料 2-１０　一酸化炭素（ＣＯ）濃度の測定結果

（単位：ppm）

測定局		年度	１時間値 年平均値	１時間値 最高値	日平均値の2%除外値	環境基準を超えた日が２日以上連続したことの有無	環境基準の短期的評価
鹿児島県	川内測定局（自動車排ガス測定局）	17	0.5	2.5	0.8	無	○
		16	0.5	4.4	0.9	無	○
		15	0.5	2.9	1.0	無	○
		14	0.6	3.1	1.0	無	○
		13	0.6	4.0	1.0	無	○
環境基準		１時間値の１日平均値が 10ppm 以下であり，かつ，１時間値の８時間平均値が 20ppm 以下であること					
環境基準の評価方法		測定を行った日についての１日平均値，８時間平均値，又は各１時間値を環境基準と比較して評価を行う。　【短期的評価】					

（資料：鹿児島県環境管理課）

資料 2-１１　光化学オキシダント（O_x）濃度の測定結果

（単位：ppm）

測定局		年度	昼間（５～２０時）の1時間値 年平均値	昼間（５～２０時）の1時間値 最高値	0.06ppm を超えた 日数	0.06ppm を超えた 時間
鹿児島県	川内環境監視センター	17	0.037	0.119	139	861
		16	0.032	0.097	69	407
		15	0.027	0.089	51	206
		14	0.026	0.083	26	99
		13	0.022	0.068	6	25
環境基準		１時間値が 0.06ppm 以下であること				

（資料：鹿児島県環境管理課）

資料 2-１２　非メタン炭化水素濃度の測定結果

（単位：ppmC）

測定局		年度	午前６時から９時までの３時間平均値 年平均値	最高値	0.20ppmC を超えた 日数	0.20ppmC を超えた 割合(%)	0.31ppmC を超えた 日数	0.31ppmC を超えた 割合(%)
鹿児島県	川内環境監視センター	17	0.16	0.55	74	20.4	12	3.3
		16	0.22	0.52	211	58.6	29	8.1
		15	0.22	0.72	170	46.4	48	13.1
		14	0.26	0.80	275	75.5	104	28.6
		13	0.29	0.69	302	82.7	140	38.4
	川内測定局（自動車排ガス測定局）	17	0.29	0.94	283	78.2	113	31.2
		16	0.37	0.93	327	90.8	231	64.2
		15	0.39	0.73	352	97.8	273	75.8
		14	0.37	0.78	351	96.7	237	65.3
		13	0.33	0.67	324	89.3	203	55.9
指針		午前６時から９時までの３時間平均値が 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にあること						

（資料：鹿児島県環境管理課）

資料 2−13　有害大気汚染物質濃度の測定結果

(年平均値)

測定局		年度	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	ベンゼン	1,3−ブタジエン	アセトアルデヒド
			μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³
鹿児島県	川内測定局（自動車排ガス測定局）	17	0.031	0.023	2.4	0.32	2.7
		16	0.060	0.047	2.8	0.43	2.3
		15	0.067	0.068	2.7	0.44	1.7
		14	0.072	0.071	3.4	0.48	1.5
		13	0.053	0.095	2.7	0.39	1.5
環境基準			200	200	3	−	−

(年平均値)

測定局		年度	ホルムアルデヒド	ベンゾ(a)ピレン	アクリロニトリル	塩化ビニルモノマー	ジクロロメタン
			μg/m³	ng/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³
鹿児島県	川内測定局（自動車排ガス測定局）	17	2.4	0.24	0.083	0.021	1.2
		16	2.3	0.27	0.091	0.026	1.6
		15	2.0	0.27	0.12	0.028	1.2
		14	2.4	0.37	0.072	0.047	1.2
		13	2.1	0.29	0.051	0.016	1.0
環境基準			−	−	−	−	150

(資料：鹿児島県環境管理課)

資料 2−14　酸性雨の状況

pH（月平均値）

測定局	平成17年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
環境保健センター	4.8	4.6	4.7	5.1	5.0	—	4.7	4.6	—	4.0	4.4	4.4
鹿児島市喜入町	4.58	4.16	4.56	4.81	4.53	5.67	5.99	—	—	5.03	5.5	—

(資料：鹿児島県環境管理課，鹿児島市環境保全課)

(3) 届出状況

資料 2－１５　ばい煙発生施設に係る届出数

〔平成１８年３月３１日現在〕

(1) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設（電気事業法に基づく施設を含む）

令別表第1の項番号	特　定　施　設　名	施　設　数
1	ボイラー（伝熱面積10㎡以上又は燃焼能力50ℓ/h以上のもの）	93
9	焼成炉	50
10	反応炉	1
11	乾燥炉	11
13	廃棄物焼却炉	11
29	ガスタービン	3
30	ディーゼル機関	80
施　設　合　計		249
工場・事業場合計		90

（資料：鹿児島県環境管理課）

(2) 鹿児島県公害防止条例に基づく特定施設

特　定　施　設　名	施　設　数
ボイラー（伝熱面積8㎡以上10㎡未満でかつ燃焼能力50ℓ/h未満のもの）	30
工場・事業場合計	26

（資料：鹿児島県環境管理課）

(3) 旧川内市公害防止条例に基づく指定施設

特　定　施　設　名	施　設　数
ボイラー（伝熱面積8㎡未満でかつ燃焼能力50ℓ/h未満のものであって，個々の伝熱面積の合計が8㎡を超えるもの）	2
工場・事業場合計	1

資料 2－１６　一般粉じん発生施設に係る届出数

〔平成１８年３月３１日現在〕

(1) 大気汚染防止法に基づく特定施設

特　定　施　設　名	施　設　数
コークス炉(原料処理能力50t/d以上)	0
鉱物又は土石の堆積場(面積1,000㎡以上)	35
ベルトコンベア及びバケットコンベア(ベルト幅75cm以上，バケットの内容積0.03m³以上)	55
破砕機及び摩砕機(定格出力75kw以上)	19
ふるい(定格出力15kw以上)	9
施　設　合　計	118
工場・事業場合計	20

（資料：鹿児島県環境管理課）

(2) 鹿児島県公害防止条例に基づく特定施設

特　定　施　設　名	施　設　数
鉱物又は土石の堆積場（面積500㎡以上1,000㎡未満のもの）	13
セメント運搬用ベルトコンベア（幅60cm以上75cm以下のもの）	0
動力打綿機及び製綿施設	6
木材チップ又は木粉の堆積場（面積300m²以上のもの）	6
チッパー（定格出力2.25kw以上）	9
砕木機	1
施　設　合　計	35
工場・事業場合計	25

（資料：鹿児島県環境管理課）

(3) 旧川内市公害防止条例に基づく指定施設

特　定　施　設　名		施　設　数
鉱物又は土石の堆積場（面積300㎡以上500㎡未満のもの）		5
ベルトコンベア	鉱物又は土石用（幅30cm以上75cm未満のもの）	83
	セメント運搬用（幅30cm以上60cm未満のもの）	0
木材チップ又は木粉の堆積場（面積150㎡以上300㎡未満のもの　）		0
木材チップ吐出施設（定格出力3.75kw以上）		7
製材用帯のこ盤及び丸のこ盤（定格出力7.5kw以上のもの）		42
施　設　合　計		137
工場・事業場合計		31

３　騒音・振動

(1) 環境基準

資料 ３－１　騒音に係る環境基準

鹿児島県では，環境基準の類型指定について，都市計画用途地域（工業専用地域を除く。）を直接指定している。

H11. 4. 1 類型指定(H11.3.23 鹿児島県告示 469)
H11.11.11 用途地域変更(H11.11.11 川内市告示 103)
H12. 6.16 類型指定(H12.6.16 鹿児島県告示 790)
H15.10.10 用途地域変更(H15.10.10 川内市告示 124)
H18. 9.19 類型指定(変更)(H18.9.19 鹿児島県告示 1437)

(別添図面１参照)

■一般地域　　(単位：デシベル(A))

地域の類型	時間の区分		用途地域
	昼間	夜間	
A	55	45	第一種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域
B	55	45	第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域
C	60	50	近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域

■道路に面する地域　　(単位：デシベル(A))

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
Ａ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
Ｂ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域	65	60
Ｃ地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60
幹線道路に近接する地域	70	65

■屋内へ透過する騒音に係る基準　　(単位：デシベル(A))

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
幹線道路に近接する空間	45	40

※ 時間の区分　／　昼間：午前６時～午後１０時　　夜間：午後１０時～翌日午前６時

資料 ３－２　新幹線騒音に係る環境基準

鹿児島県では，用途地域を参考にその地域を指定しており，薩摩川内市内では，川内地域の該当地域について指定されている。

H12. 4. 1 類型指定(H12.3.24 鹿児島県告示 385)
H18.10.20 類型指定(変更)(H18.10.20 鹿児島県告示 1601)

(別添図面２参照)

■環境基準　　(単位：デシベル(A))

地域の類型	基準値	該当地区
Ⅰ	70	下記以外の地域
Ⅱ	75	近隣商業地域・商業地域・準工業地域及び工業地域

※１　新幹線鉄道の軌道中心線から両側３００ｍ以内
　２　除外地域：　用途地域のうち住居の存在していない地域，トンネル区間（出入口からトンネル中央部方向に 150ｍ以内の区間を除く），河川区域，工業専用地域，鉄道事業のように供される区域

(2) 規制基準

資料 3-3　工場等に係る騒音規制基準

・騒音規制法に基づく特定工場等は薩摩川内市全域で適用
・鹿児島県公害防止条例に基づく特定工場等は川内地域を除く薩摩川内市全域で適用
・旧川内市公害防止条例に基づく指定工場等は川内地域のみ適用

（別添図面３参照）

H10.10.23 区域変更(用途変更)(H10.10.16 鹿児島県告示 1414)
H15. 8.22 区域変更(用途変更)(H15. 8.15 鹿児島県告示 1046)
H16. 4.16 区域変更(用途変更)(H16. 4. 9 鹿児島県告示 788
H18. 4. 1 地域指定 (H18. 4. 1 薩摩川内市告示 152)

■特定工場等（指定工場等）に係る騒音の規制基準　（単位：デシベル(A)）

区域の区分	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
第１種区域	50	45	40
第２種区域	60	50	45
第３種区域	65	60	50
第４種区域	70	65	55

※時間の区分　／　朝:午前６時～午前８時　昼:午前８時～午後７時　夕:午後７時～午後10時　夜間:午後10時～翌日午前６時

資料 3-4　建設作業に係る騒音規制基準

・騒音規制法に基づく特定工場等は薩摩川内市全域で適用
・旧川内市公害防止条例に基づく指定工場等は川内地域のみ適用

（別添図面３参照）

H10.10.23 区域変更(用途変更)(H10.10.16 鹿児島県告示 1414)
H15. 8.22 区域変更(用途変更)(H15. 8.15 鹿児島県告示 1046)
H16. 4.16 区域変更(用途変更)(H16. 4. 9 鹿児島県告示 788)
H18. 4. 1 地域指定 (H18. 4. 1 薩摩川内市告示 152)

■特定建設作業（指定建設作業）に係る騒音の規制基準

規制を受ける建設作業		区域の区分	騒音の大きさの限度	作業禁止時間帯	1日当たりの作業時間の制限	同一場所における作業時間の制限	日曜・休日の作業
特定建設作業	くい打機，びょう打機,さく岩機，空気圧縮機,コンクリートプラント，アスファルトプラント，バックホウ，トラクタショベル，ブルドーザーを使用する作業	第１号区域	85 デシベル (A)	午後７時から翌日午前７時まで	10時間	連続６日	禁止
		第２号区域		午後10時から翌日午前６時まで	14時間		
指定建設作業	インパクトレンチ，発電機，鋼球を使用する作業	第１号区域	85 デシベル (A)	午後９時から翌日午前６時まで	10時間	連続６日	禁止
		第２号区域		午後10時から翌日午前６時まで	14時間		
	空気圧縮機を使用する作業	第１号区域		午後９時から翌日午前６時まで	10時間	連続１か月	
		第２号区域		午後10時から翌日午前６時まで	14時間	連続２か月	

資料 3-5　自動車騒音に係る要請限度（薩摩川内市全域で適用）

H12. 4. 1 地域指定(H12.3.24 鹿児島県告示384)
H15. 8.22 区域変更(用途変更)(H15. 8.15 鹿児島県告示1046)
H16. 4.16 区域変更(用途変更)(H16. 4. 9 鹿児島県告示 788)
H18. 4. 1 地域指定（H18. 4. 1 薩摩川内市告示152)

（別添図面３参照）

■自動車騒音の要請限度　　（単位：デシベル(A)）

区域の区分	車線数	時間の区分	
		昼間	夜間
a 区域	1 車線	65	55
	2 車線以上	70	65
b 区域	1 車線	65	55
	2 車線以上	75	70
c 区域		75	70
幹線道路を担う道路（国道・県道）に近接する区域 〔２車線以下：道路敷地境界から 15m の範囲 ２車線超　：道路敷地境界から 20m の範囲〕		75	70

※時間の区分 / 昼間：午前６時～午後 10 時　夜間：午後 10 時～翌日午前６時

資料 3-6　音響機器の使用に係る規制
〔鹿児島県公害防止条例〕

S59. 7.23 区域指定(S59.5.23 鹿児島県告示859)
H18.11.19 区域指定(変更)(H18.9.19 鹿児島県告示1438)

（別添図面４参照）

■音響機器の使用に係る規制

規制を受ける地域	第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域，第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域，近隣商業地域
規制を受ける営業	飲食店，喫茶店 （音響機器から発生する音が外部に漏れ出ない措置を講じた場合を除く）
規制を受ける時間	午後 11 時から翌日午前６時まで
規制を受ける音響機器	カラオケ装置，電気蓄音機，拡声装置，楽器

資料 3-7　深夜営業騒音に係る規制
〔鹿児島県公害防止条例，旧川内市公害防止条例〕

■深夜営業騒音の規制

規制をする条例		鹿児島県公害防止条例	旧川内市公害防止条例
規制を受ける区域		薩摩川内市全域	川内地域
規制を受ける営業		飲食店，喫茶店	特殊公衆浴場，ボウリング場 ゴルフ練習場，自動車駐車場 バッティングセンター
規制を受ける時間帯		午後 10 時から翌日午前６時まで	午後 10 時から翌日午前６時まで
規制基準	第１種区域	40 デシベル（A）	40 デシベル（A）
	第２種区域	45 デシベル（A）	45 デシベル（A）
	第３種区域	50 デシベル（A）	50 デシベル（A）
	第４種区域	55 デシベル（A）	55 デシベル（A）

※区域は，騒音規制法による特定工場等の規制区域に同じ・・・別添図面３参照

資料 3−8　拡声機の使用の制限
〔鹿児島県公害防止条例，旧川内市公害防止条例〕

(1) 航空機利用の商業宣伝を目的とする拡声機の使用の制限

	鹿児島県公害防止条例	旧川内市公害防止条例
適用地域	川内地域を除く薩摩川内市全域	川内地域のみ
使用禁止時間帯	平　　日：日没から翌日午前８時まで 日・祝日：午後５時から翌日午前10時まで	午後５時から翌日午前９時まで
使用時間の制限	同一地域の上空で３回以上繰り返し放送禁止	
拡声機の音量の制限	65デシベル（A）以下（地上概ね1mでの中央値）	
その他の制限	音楽の放送禁止	

(2) その他の商業宣伝を目的とする拡声機の使用の制限

	鹿児島県公害防止条例	旧川内市公害防止条例
適用地域	川内地域を除く薩摩川内市全域	川内地域のみ
制限を受ける地域	・第一種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域，第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域並びにその周辺30m以内の区域 ・学校，病院の敷地の周辺から80m以内の区域	・第一種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域，第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域，近隣商業地域 ・学校，図書館，児童福祉施設，病院その他の医療施設の敷地の周辺から100m以内の区域
使用禁止時間帯	午後８時から翌日午前８時まで	
使用時間の制限	１回10分以内，15分以上の休止時間の確保 （移動しながら拡声機を使用する場合を除く）	
間隔の制限	50m以上確保	
高さの制限	地上8m以上で使用禁止（航空機放送を除く）	
音量の制限	65デシベル（A）以下（音源直下から30mでの中央値）	

資料 3-9　工場等に係る振動規制（川内地域の都市計画区域のみ適用）

〔振動規制法に基づく特定工場等〕

（別添図面５参照）

H10.10.23 区域変更(用途変更)(H10.10.16 鹿児島県告示1414)
H15. 8.22 区域変更(用途変更)(H15. 8.15 鹿児島県告示1047)
H16. 4.16 区域変更(用途変更)(H16. 4. 9 鹿児島県告示 789)
H18. 4. 1 地域指定 (H18. 4. 1 薩摩川内市告示154)

■特定工場等に係る規制基準

（単位：デシベル）

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
第１種区域	第一種低層住居専用地域，第一種住居地域， 第一種中高層住居専用地域，第二種住居地域， 第二種中高層住居専用地域，準住居地域 用途地域以外の地域（都市計画区域内）	60	55
第２種区域	近隣商業地域，商業地域 工業専用地域，工業地域，準工業地域 矢倉町・勝目町の一部 原子力発電所敷地	65	60

※時間の区分　/　昼間：午前８時～午後７時　　夜間：午後７時～翌日午前８時

資料 3-10　建設作業に係る振動規制（川内地域の都市計画区域のみ適用）

〔振動規制法に基づく特定建設作業〕

（別添図面５参照）

H10.10.23 区域変更(用途変更)(H10. 10.16 鹿児島県告示1414)
H15. 8.22 区域変更(用途変更)(H15. 8.15 鹿児島県告示1047)
H16. 4.16 区域変更(用途変更)(H16. 4. 9 鹿児島県告示 789)
H18. 4. 1 地域指定 (H18. 4. 1 薩摩川内市告示154)

■特定建設作業に係る規制基準

区域の区分	第１号区域	第２号区域を除いた都市計画区域内	第２号区域	工業地域・工業専用地域 矢倉町・勝目町の一部 原子力発電所敷地内
規制を受ける建設作業	くい打機・鋼球・舗装版破砕機・ブレーカー等を使用する作業			
振動の大きさの限度	75デシベル			
作業禁止時間帯	午後７時から翌日午前７時まで		午後10時から翌日午前６時まで	
１日あたりの作業時間の制限	10時間		14時間	
同一場所における作業時間の制限	連続６日			
日曜・休日における作業の制限	禁　止			

※　第２号区域のうち，学校，保育所，病院・診療所（入院施設のみ），図書館，特別養護老人ホームの敷地周囲80m以内は第１号区域

資料 3－１１　道路交通振動の限度に係る振動規制（川内地域の都市計画区域のみ適用）

（別添図面５参照）

H10.10.23 区域変更(用途変更)(H10.10.16 鹿児島県告示 1414)
H15. 8.22 区域変更(用途変更)(H15. 8.15 鹿児島県告示 1047)
H16. 4.16 区域変更(用途変更)(H16. 4. 9 鹿児島県告示 789)
H18. 4. 1 地域指定 (H18. 4. 1 薩摩川内市告示 154)

■道路交通振動の要請限度

（単位：デシベル）

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
第１種区域	第一種低層住居専用地域，第一種住居地域， 第一種中高層住居専用地域，第二種住居地域， 第二種中高層住居専用地域，準住居地域 用途地域以外の地域（都市計画区域内）	65	60
第２種区域	近隣商業地域，商業地域 工業専用地域，工業地域，準工業地域 矢倉町・勝目町の一部 原子力発電所敷地	70	65

※時間の区分　／　昼間：午前８時～午後７時　　夜間：午後７時～翌日午前８時

(3) 測定結果

資料 3-12 環境騒音測定結果

区分	類型		測定地点 地点名	町名	用途地域	測定日	等価騒音レベル（デシベル(A)） 昼間	夜間	交通量（台／10分） 昼間(8時)	夜間(17時)	平均	備考
一般地域	A	1	風口自治公民館前	御陵下町	第一種中高層住居専用地域	H18. 1.10	59	47				
		2	前畑児童公園前	中郷一丁目	第二種中高層住居専用地域	H17.12. 6	49	40				
			環境基準				55	45				
			環境基準達成率				1/2	1/2				2/4
	B	3	九電産業寮前	宮内町	第一種住居地域	H18. 1.12	54	52				
		4	寺前団地公園前	天辰町	第二種住居地域	H18. 2. 9	43	34				
		5	おおとり荘第3駐車場	白和町	第二種住居地域	H17.12. 8	52	44				
		6	歴史資料館裏	中郷二丁目	準住居地域	H18. 2.13	50	44				
			環境基準				55	45				
			環境基準達成率				4/4	3/4				7/8
	C	7	向田神社前	西開聞町	近隣商業地域	H17.12.20	51	39				
		8	クラブラミー駐車場前	東開聞町	商業地域	H18. 2. 2	53	47				
		9	山元製材所前	上川内町	準工業地域	H18. 1.26	55	39				
		10	祇園温泉前	高城町	工業地域	H18. 1.25	51	49				
			環境基準				60	50				
			環境基準達成率				4/4	4/4				8/8
			環境基準達成率（一般地域）				9/10	8/10				17/20
道路に面する地域	B	11	市営グラウンド前	御陵下町	第一種住居地域	H18. 1.24	55	50	293	339	316	
		12	泰平寺公園前	大小路町	第一種住居地域	H18. 1.26	68	59	91	88	90	
		13	ふく福前	東大小路町	第二種住居地域	H17.12. 6	69	64	234	256	245	
			環境基準				65	60				
			環境基準達成率				1/3	2/3				3/6
	C	14	建設業協会駐車場前	神田町	近隣商業地域	H17.12. 7	67	61	152	131	142	
			環境基準				65	60				
			環境基準達成率				0/1	0/1				0/2
	幹線道路を担う空間	15	植村組寮前	五代町	第一種低層住居専用地域	H18. 1.12	62	62	97	79	88	
		16	平佐変電所前	平佐町	第一種中高層住居専用地域	H17.12. 8	67	60	131	136	134	
		17	大明神自治公民館前	平佐町	第二種中高層住居専用地域	H18. 2. 9	64	57	100	77	89	
		18	歴史資料館前	中郷二丁目	準住居地域	H18. 2.13	65	56	173	190	182	
		19	市営グラウンド前	御陵下町	近隣商業地域	H18. 2.21	69	63	323	353	338	
		20	九州電力川内営業所前	西向田町	商業地域	H18. 2. 2	64	61	337	315	326	
		21	大和本部前	神田町	商業地域	H17.12. 7	63	56	75	106	91	
		22	翔薬川内営業所前	国分寺町	準工業地域	H18. 1.24	67	62	213	211	212	
		23	トーゴースーパー前	高城町	工業地域	H18. 1.25	65	59	141	166	154	
		24	パチンコニューヨーク駐車場	上川内町	準工業地域	H18. 3.23	68	64	250	218	234	
			環境基準				70	65				
			環境基準達成率				10/10	10/10				20/20
			環境基準達成率（道路に面する地域）				11/14	12/14				23/28
			環境基準達成率（全体）				20/24	20/24				40/48

注） ■は環境基準を超過しているもの。

資料 3-13　環境騒音測定結果（経年）

単位：デシベル(A)

区分	類型		測定地点 地点名	町名	用途地域	昼間 H17	昼間 H16	昼間 H15	昼間 H14	夜間 H17	夜間 H16	夜間 H15	夜間 H14	備考
一般地域	A	1	風口自治公民館前	御陵下町	第一種中高層住居専用地域	59	51	52	58	47	43	43	46	
		2	前畑児童公園前	中郷一丁目	第二種中高層住居専用地域	49	49	48	51	40	41	36	36	
			環境基準			55				45				
			環境基準達成率			1/2	2/2	2/2	1/2	1/2	2/2	2/2	1/2	
	B	3	九電産業寮前	宮内町	第一種住居地域	54	51	54	58	52	47	48	53	
		4	寺前団地公園前	天辰町	第二種住居地域	43	55	49	(47)	34	39	44	(47)	
		5	おおとり荘第3駐車場	白和町	第二種住居地域	52	51	50	51	44	45	46	40	
		6	歴史資料館裏	中郷二丁目	準住居地域	50	51	53	53	44	43	40	44	
			環境基準			55				45				
			環境基準達成率			4/4	4/4	4/4	2/3	3/4	3/4	2/4	2/3	
	C	7	向田神社前	西開聞町	近隣商業地域	51	52	55	52	39	40	42	42	
		8	クラブラミー駐車場前	東開聞町	商業地域	53	52	52	55	47	49	45	46	
		9	山元製材所前	上川内町	準工業地域	55	52	53	56	39	45	45	40	
		10	祇園温泉前	高城町	工業地域	51	52	48	49	49	45	41	41	
			環境基準			60				50				
			環境基準達成率			4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	
	環境基準達成率（一般地域）					9/10	10/10	10/10	7/9	8/10	9/10	8/10	7/9	
道路に面する地域	B	11	市営グラウンド前	御陵下町	第一種住居地域	55	55	62	59	50	49	57	53	
		12	泰平寺公園前	大小路町	第一種住居地域	68	68	67	69	59	59	60	62	
		13	ふく福前	東大小路町	第二種住居地域	69	69	69	66	64	63	63	58	
			環境基準			65				60				
			環境基準達成率			1/3	1/3	1/3	1/3	2/3	2/3	2/3	2/3	
	C	14	建設業協会駐車場前	神田町	近隣商業地域	67	65	65	67	61	59	59	60	
			環境基準			65				60				
			環境基準達成率			0/1	1/1	1/1	0/1	0/1	1/1	1/1	1/1	
	幹線道路を担う空間	15	植村組寮前	五代町	第一種低層住居専用地域	62	69	66	66	62	61	60	58	
		16	平佐変電所前	平佐町	第一種中高層住居専用地域	67	68	66	67	60	61	60	61	
		17	大明神自治公民館前	平佐町	第二種中高層住居専用地域	64	61	63	61	57	53	56	53	
		18	歴史資料館前	中郷二丁目	準住居地域	65	64	67	65	56	58	60	57	
		19	市営グラウンド前	御陵下町	近隣商業地域	69	72	71	75	63	66	66	69	
		20	九州電力川内営業所前	西向田町	商業地域	64	68	68	71	61	64	63	67	
		21	大和本部前	神田町	商業地域	63	62	62	64	56	54	54	57	
		22	翔薬川内営業所前	国分寺町	準工業地域	67	69	71	70	62	63	64	63	
		23	トーゴースーパー前	高城町	工業地域	65	64	63	64	59	57	57	57	
		24	パチンコニューヨーク駐車場	上川内町	準工業地域	68	70	70	73	64	65	65	68	
			環境基準			70				65				
			環境基準達成率			10/10	9/10	8/10	7/10	10/10	9/10	9/10	7/10	
	環境基準達成率（道路に面する地域）					11/14	11/14	10/14	8/14	12/14	12/14	11/14	10/14	
環境基準達成率（全体）						20/24	21/24	20/23	15/23	20/24	21/24	19/24	17/23	

注）1　■は環境基準を超過しているもの。　2　寺前団地公園前は，H14年度まではA類型。

3　測定値は，等価騒音レベル（L_{Aeq}）

資料 3−14　自動車騒音常時監視結果

測定地点（路線名）	年度	上下の別	環境基準類型	車線数	騒音測定結果 等価騒音レベル（デシベル(A)） 昼間	騒音測定結果 等価騒音レベル（デシベル(A)） 夜間	環境基準達成状況 住居等戸数	達成戸数 昼・夜	達成戸数 昼間	達成戸数 夜間	達成率（%） 昼・夜	達成率（%） 昼間	達成率（%） 夜間
神田町（国道３号）	H17	上り	C	2	−	−	360	360	360	360	100	100	100
		下り	C	2	68	63							
神田町（国道３号）	H16	上り	C	2	71	66	342	277	277	277	81.0	81.0	81.0
		下り	C	2	71	67							
平佐町（川内加治木線）	H16	上り	B	1	70	65	65	65	65	65	100	100	100
		下り	B	1	−	−							
西向田町（国道３号）	H15	上り	C	2	71	66	342	277	277	277	81.0	81.0	81.0
		下り	C	2	72	67							
東開聞町（川内串木野線）	H14	上り	C	1	64	58	147	147	147	147	100	100	100
		下り	C	1	63	57							
五代町（京泊大小路線）	H15	上り	A	1	68	60	250	250	250	250	100.0	100.0	100.0
		下り	A	1	67	58							
（参考）自動車騒音の要請限度					75	70							

※1　自動車騒音の要請限度は達成　　（資料：鹿児島県環境管理課）
　2　住居等戸数は，道路端から60m以内の戸数

資料 3−15　道路交通振動測定結果

道路名	測定地点		町名	区域区分	車線数	時間区分	要請限度	振動測定結果（デシベル／上端値） H17	H16	H15	H14	H13	上段：自動車台数（台/10分） 下段：大型車混入率（%） H17	H16	H15	H14	H13
国道３号	1	パチンコニューヨーク駐車場	上川内	2種	2	昼間	70	50	52	50	50	50	222 19.8	236 14.0	226 17.7	233 17.6	237 16.5
						夜間	65	42	48	40	42	38	129 12.4	123 9.8	126 7.9	136 8.1	117 3.4
	2	ジェームス鹿児島川内店前	矢倉	2種	2	昼間	70	36	−	36	−	46	121 9.9	−	122 9.0	−	158 8.9
	3	隈之城バス停前	隈之城	1種	2	昼間	65	−	44	−	47	−	−	168 6.0	−	183 8.7	−
	4	九州電力川内営業所前	西向田	2種	4	昼間	70	50	−	55	−	53	294 11.9	−	315 13.3	−	317 10.1
	5	市営グラウンド前	御陵下	2種	4	昼間	70	−	56	−	54	−	−	299 11.7	−	311 11.3	−
	6	西部消防署前	水引	1種	2	昼間	65	−	43	−	39	−	−	112 17.9	−	125 16.0	−
バイパス	7	八幡神社前	隈之城	1種	2	昼間	65	44	−	41	−	49	181 12.2	−	125 16.8	−	140 10.7
国道267号	8	歴史資料館前	中郷2丁目	1種	2	昼間	65	45	−	48	−	47	185 8.6	−	175 8.6	−	185 11.4
県道川内串木野線	9	旧宮里農協前	宮里	1種	2	昼間	65	−	46	−	47	−	−	78 5.1	−	87 16.1	−
県道京泊大小路線	10	別府自治公民館前	宮内	1種	2	昼間	65	−	50	−	44	−	−	8.6 7.0	−	84 8.3	−
県道川内加治木線	11	レストラン羅山前	永利	1種	2	昼間	65	40	−	44	−	45	212 6.1	−	274 5.1	−	246 6.5
市道隈之城高城線	12	ふく福川内店前	東大小路	1種	2	昼間	65	47	−	51	−	48	216 4.6	−	231 5.6	−	214 4.7

(4) 届出状況

資料 3-16　騒音規制に係る届出状況

(1) 騒音規制法に基づく特定施設

特定施設名		平成17年度末現在		備考
		事業場数	施設数	
1	金属加工機械	22	159	
2	空気圧縮機等	70	565	
3	土石用破砕機等	13	157	
4	織機	0	0	
5	建設用資材製造機械	13	19	
6	穀物用製粉機	0	0	
7	木材加工機械	25	74	
8	抄紙機	2	9	
9	印刷機械	9	39	
10	合成樹脂用射出成型機	0	0	
11	鋳型造成機	2	18	

(2) 鹿児島県公害防止条例に基づく特定施設

特定施設名		平成17年度末現在		備考
		事業場数	施設数	
1	金属加工機械	0	0	
2	空気圧縮機等	0	0	
3	走行クレーン	0	0	
4	目立機	0	0	
5	繊維製品加工施設	1	1	
6	建設用資材製造機械	0	0	
7	紙工機械	0	0	
8	土石用破砕機等	0	0	
9	製造・選別機械	0	0	

(3) 旧川内市公害防止条例に基づく指定施設

指定施設名		平成17年度末現在		備考
		事業場数	施設数	
1	金属加工機械	12	44	
2	空気圧縮機等	16	71	
3	冷凍機	24	135	
4	走行クレーン	1	1	
5	クーリングタワー	11	40	
6	目立機	0	2	
7	研磨機	2	10	
8	自動式車輌洗浄装置	18	19	
9	石材引割機	9	20	
10	繊維製品加工施設	7	212	
11	建設用資材製造機械	0	0	
12	木材・竹材加工機械	10	21	
13	紙工機械	0	0	
14	土石用破砕機等	1	1	
15	製造・選別機械	0	0	

資料 3-17　振動規制に係る届出状況

○ 振動規制法に基づく特定施設

特定施設名		平成17年度末現在		備考
		事業場数	施設数	
1	金属加工機械	21	38	
2	圧縮機	51	267	
3	破砕機等	5	130	
4	織機	0	0	
5	コンクリートブロックマシン等	1	2	
6	木材加工用	4	5	
7	印刷機械	4	6	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	0	0	
9	合成樹脂射出用成型機	0	0	
10	鋳型造成機	2	16	

資料 3-18　建設作業に係る届出状況

(1) 騒音規制法に基づく特定建設作業

特定建設作業の種類		H17	H16	H15	H14	H13
1	くい打機等を使用する作業	8	5	8	5	12
2	びょう打機等を使用する作業	0	0	0	0	0
3	さく岩機を使用する作業	19	10	16	14	23
4	空気圧縮機(原動機の出力が15kw以上のもの)を使用する作業	0	0	1	0	6
5	コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0	0	0	0
6	バックホウ(原動機の出力が80kw以上のもの)を使用する作業※	0	0	0	1	4
7	トラクターショベル(原動機の出力が70kw以上のもの)を使用する作業※	0	0	0	0	0
8	ブルドーザー(原動機の出力が40kw以上のもの)を使用する作業※	4	1	0	4	2

※ 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除いたもの。

(2) 振動規制法に基づく特定建設作業

特定建設作業の種類		H17	H16	H15	H14	H13
1	くい打機を使用する作業	8	5	6	5	13
2	鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	2	0
3	舗装版破砕機を使用する作業	0	0	0	0	0
4	ブレーカーを使用する作業	17	8	14	9	19

(3) 旧川内市公害防止条例に基づく指定建設作業

指定建設作業の種類		H17	H16	H15	H14	H13
1	インパクトレンチを使用するボルト締め作業	0	0	0	0	0
2	空気圧縮機(原動機の出力が3.75kw以上のもの)を使用する作業	0	0	0	0	0
3	発電機（エンジン駆動型）を使用する作業	1	0	4	1	1
4	鋼球を使用する作業	0	0	0	0	0

(5) 参考

資料 3-19　騒音・振動規制の対象施設

用途区分	施設名		規模≪（　）は規定する条項≫			
			特定施設（騒音規制法）	特定施設（振動規制法）	特定施設（県条例）	指定施設（旧市条例）
金属製品の製造又は加工	圧延機械	【原動機定格出力の合計】	(1-イ) 22.5kw 以上	—	—	—
	製管機械		(1-ロ) 全部	—	—	—
	ベンディングマシン（ロール式のもの）	【原動機定格出力】	(1-ハ) 3.75kw 以上	—	—	—
	液圧プレス（矯正プレスを除く）		(1-ニ) 全部	(1-イ) 全部	—	—
	機械プレス	【呼び加圧能力】	(1-ホ) 294kN 以上	(1-ロ) 全部	—	(1-1) 147kN 以上 294kN 未満
	せん断機	【原動機定格出力】	(1-ヘ) 3.75kw 以上	(1-ハ) 1kw 以上	—	—
	鍛造機		(1-ト) 全部	(1-ニ) 全部	—	—
	ワイヤーフォーミングマシン		(1-チ) 全部		—	—
		【原動機定格出力】		(1-ホ) 37.5kw 以上		
	ブラスト（タンブラスト以外のもので密閉式を除く）		(1-リ) 全部	—	—	—
	タンブラー		(1-ヌ) 全部	—	—	—
	切断機		(1-ル) 砥石を用いるもの	—	—	(1-2) 砥石を用いるものを除く
	旋盤		—	—	—	(1-3) 全部
	フライス盤		—	—	—	(1-4) 全部
	平削盤		—	—	—	(1-5) 全部
	形削盤		—	—	—	(1-6) 全部
	やすり目立機（動力を用いるもの）		—	—	(1-11) 全部	(2-5) 全部
	のこ目立機（動力を用いるもの）		—	—	(1-12) 全部	(2-5) 全部
工場又は事業場に設置	空気圧縮機	【原動機定格出力】	(2) 7.5kw 以上	—	—	—
		（クーリングタワーに付随しているものを除く）【原動機定格出力】	—	—	—	(2-1) 3.75kw 以上 7.5kw 未満
	圧縮機	【原動機定格出力】	—	—	(2-1) 7.5w 以上	—
		（冷凍機に付随しているものを除く）【原動機定格出力】	—	(2) 7.5kw 以上	—	—
	送風機	【原動機定格出力】	(2) 7.5kw 以上	—	(2-2) 3.75kw 以上 7.5kw 未満	—
		（クーリングタワーに付随しているものを除く）【原動機定格出力】	—	—	—	(2-1) 3.75kw 以上 7.5kw 未満
	冷凍機※	【原動機定格出力】	—	—	—	(2-2) 3.75kw 以上
	走行クレーン	【原動機定格出力】	—	—	(2-3) 7.5kw 以上	(2-3) 7.5kw 以上
	クーリングタワー	【冷却水の冷却能力】	—	—	—	(2-4) $10m^3/h$ 以上
	乾式研磨機		—	—	—	(2-6) 全部
	自動式車両洗浄施設		—	—	—	(2-7) 全部

用途区分	施設名		規模≪（　）は規定する条項≫			
			特定施設（騒音規制法）	特定施設（振動規制法）	特定施設（県条例）	指定施設（旧市条例）
土石又は鉱物の粉砕及びふるい分級	破砕機	【原動機定格出力】	(3)　7.5kw 以上	(3)　7.5kw 以上	—	(9-1) 7.5kw 未満
		【個々の原動機定格出力の合計】	—	—	—	7.5kw 以上
	摩砕機	【原動機定格出力】	(3)　7.5kw 以上	(3)　7.5kw 以上	—	(9-2) 7.5kw 未満
		【個々の原動機定格出力の合計】	—	—	—	7.5kw 以上
	ふるい（ふるい分機）	【原動機定格出力】	(3)　7.5kw 以上	(3)　7.5kw 以上	—	(9-3) 7.5kw 未満
		【個々の原動機定格出力の合計】	—	—	—	7.5kw 以上
	分級機	【原動機定格出力】	(3)　7.5kw 以上	(3)　7.5kw 以上	—	(9-4) 7.5kw 未満
		【個々の原動機定格出力の合計】	—	—	—	7.5kw 以上
石材加工	石材引割機		—	—	—	(3) 砥石に用いるものを除く
繊維製品の製造	織機（原動機を使用するもの）		(4)　全部	(4)　全部	—	—
	動力打綿機（混打綿機を含む）		—	—	(4-2)　全部	(4-1)　全部
	製綿施設		—	—	—	(4-1)　全部
	工業用ミシン（動力を使用するもの）		—	—	—	(4-2) 同一事業場に10台以上設置の場合
建設用資材の製造	コンクリートプラント【混練機混練容量】（気泡コンクリートプラントを除く）		(5-イ) 0.45m³ 以上	—	—	—
	アスファルトプラント【混練機混練重量】		(5-ロ)　200kg 以上	—	—	—
	コンクリートブロックマシン	【原動機定格出力の合計】	—	(5) 2.95kw 以上	—	—
		（動力を用いるもの）	—	—	(5-3)　全部	(5-1)　全部
	コンクリート管	製造機械【原動機定格出力の合計】	—	(5) 10kw 以上	—	—
		製造施設（動力を用いるもの）	—	—	(5-4)　全部	(5-2)　全部
	コンクリート柱	製造機械【原動機定格出力の合計】	—	(5) 10kw 以上	—	—
		製造施設（動力を用いるもの）	—	—	(5-4)　全部	(5-2)　全部
穀物の製粉	穀物用製粉機（ロール式のもの）	【原動機定格出力】	(6)　7.5kw 以上	—	—	—
木材又は竹材の加工	ドラムバーカー		(7-イ)　全部	(6-イ)　全部	—	—
	チッパー	【原動機定格出力】	(7-ロ) 2.25kw 以上	(6-ロ) 2.2kw 以上	—	—
	砕木機		(7-ハ)　全部	—	—	—
	帯のこ盤	製材用【原動機定格出力】	(7-ニ)　15kw 以上	—	—	(6-1) 7.5kw 以上 15kw 未満
		木工用【原動機定格出力】	(7-ニ) 2.25kw 以上	—	—	(6-1) 1.5 kw 以上 2.25kw 未満
		竹材加工用【原動機定格出力】	—	—	—	(6-1) 1.5 kw 以上 2.25kw 未満
	丸のこ盤	製材用【原動機定格出力】	(7-ニ)　15kw 以上	—	—	(6-1)　7.5kw 以上 15kw 未満
		木工用【原動機定格出力】	(7-ニ) 2.25kw 以上	—	—	(6-1)　1.5kw 以上 2.25kw 未満
		竹材加工用【原動機定格出力】	—	—	—	(6-1)　1.5kw 以上 2.25kw 未満
	かんな盤	【原動機定格出力】	(7-ヘ) 2.25kw 以上	—	—	—

用途区分	施設名		規模≪（　）は規定する条項≫			
			特定施設（騒音規制法）	特定施設（振動規制法）	特定施設（県条例）	指定施設（旧市条例）
紙の加工	抄紙機		(8)　全部	—	—	—
	コルゲートマシン		—	—	(8-2)　全部	(7-1)　全部
	紙工機械		—	—	—	(7-2)　全部
印刷	印刷機械	（原動機を用いるもの）	(9)　全部	—	—	—
		【原動機定格出力】	—	—	—	—
合成樹脂製品の製造	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く）【原動機定格出力】		—	(8)　30kw 以上	—	—
	合成樹脂用射出形成機		(10)　全部	(9)　全部	—	—
鋳造用砂型の製造	鋳型造型機（ジョルト式のもの）		(11)　全部	(10)　全部	—	—
物の製造・加工又は選別	ダイカストマシン		—	—	(12-1)　全部	(8-1)　全部
	オシレートコンベア		—	—	(12-2)　全部	(8-2)　全部

※　1　騒音規制法の特定施設になっているものについては，鹿児島県公害防止条例の特定施設及び旧川内市公害防止条例の指定施設の届出は要しない。

資料 3-20　騒音及び振動の大きさ

騒音の大きさの例	大きさ（デシベル）	振動の大きさの例（「気象庁震度階」による地震の程度との比較）	
飛行機のエンジンの近く	120	激震	家屋の倒壊が30%以上におよび，山崩れ，地割れ，断層などを生じるような地震
自動車の警笛（前方2m） リベット打ち	110	烈震	家屋の倒壊が30%以下で，山崩れが起き，地割れを生じ，多くの人が立っていることができない程度の地震
電車が通るときのガード下	100	強震	壁に割れ目が入り，墓石・石灯篭が倒れたり，煙突・石垣などが破損する程度の地震
大声による独唱 騒々しい工場の中 《騒音性難聴》	90	中震	家屋の動揺が激しく，座りの悪い花瓶などは倒れ，器内の水はあふれ出る。また，歩いている人にも感じられ，多くの人々は外に飛び出す程度の地震 《人体に生理的影響が生じ始める》
地下鉄の車内 通勤電車の車内	80	弱震	家屋が揺れ，戸障子がガタガタと鳴動し，電灯のような吊り下げ物は相当揺れ，器内の水面の動きがわかる程度の地震 《深い睡眠に影響がある》
電話のベル 騒々しい事務所内 騒々しい街頭	70	軽震	大勢の人に感じる程度のもので，戸障子がわずかに動くのがわかる程度の地震 《浅い睡眠に影響が出始める》
静かな乗用車 普通の会話 《会話妨害》	60	微震	静止している人や，特に地震に注意深い人だけ感じる程度の地震 《振動を感じ始める》
静かな事務所 《読書，思考妨害の訴え》	50	無震	人体に感じないで地震計に記録される程度の地震
市内の深夜 図書館 静かな住宅の昼 《睡眠妨害》	40		
郊外の深夜 ささやき声	30		
置時計の秒針の音（前方1m） 木の葉のふれあう音	20		

※1　騒音は「デシベル（A）」で表す。
　2　《　》書きは人体への影響

4　悪臭

(1) 規制基準

資料 4-1　悪臭防止法に基づく規制

H 8. 4. 1 規制物質追加(10物質)(H8.3.29 鹿児島県告示591)
H18. 4. 1 地域指定 (H18. 4. 1 薩摩川内市告示153)

(別添図面6参照)

■悪臭防止法に基づく敷地境界における規制

単位：ppm

特定悪臭物質	川内地域		樋脇地域・入来地域 祁答院地域・上甑地域
	A地域 川内都市計画用途地域 但し，港町及び湯島町の川内都市計画用途地域は除く。	B1地域 (左記以外の川内地域)	B2地域 (全域)
アンモニア	1	2	
メチルメルカプタン	0.002		0.004
硫化水素	0.02		0.06
硫化メチル	0.01		0.05
二硫化メチル	0.009		0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02	
アセトアルデヒド	0.05	0.1	
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	
イソブタノール	0.9	4	
酢酸エチル	3	7	
メチルイソブチルケトン	1	3	
トルエン	10	30	
スチレン	0.4	0.8	
キシレン	1	2	
プロピオン酸	0.03	0.07	
ノルマル酪酸	0.001	0.002	
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	
イソ吉草酸	0.001	0.004	

■悪臭防止法に基づく排出口における規制

対象悪臭物質	規制基準
アンモニア 硫化水素 トリメチルアミン プロピオンアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド ノルマルバレルアルデヒド イソバレルアルデヒド イソブタノール 酢酸エチル メチルイソブチルケトン トルエン キシレン	(悪臭防止法施行規則第3条に定める方法) $q = 0.108 \times He^2 \cdot C_m$ q　：流量 (Nm^3/h) He：補正された排出口の高さ (m) C_m：各物質の敷地境界における基準 (ppm)

※　補正された排出口の高さが5m未満のものについては，この式は適用しない。

■悪臭防止法に基づく排出水中における規制

特定悪臭物質	排出水の流量（Q）ごとに定められた値(K)					
	$Q \leqq 10^{-3}$		$10^{-3} < Q \leqq 10^{-1}$		$10^{-1} < Q$	
	川内地域	樋脇・入来・祁答院・上甑の各地域	川内地域	樋脇・入来・祁答院・上甑の各地域	川内地域	樋脇・入来・祁答院・上甑の各地域
ﾒﾁﾙﾒﾙｶﾌﾟﾀﾝ	0.03	0.06	0.007	0.01	0.002	0.003
硫化水素	0.1	0.3	0.02	0.07	0.005	0.02
硫化メチル	0.3	2	0.07	0.3	0.01	0.07
二硫化メチル	0.6	2	0.1	0.4	0.03	0.09

規　制　基　準

（悪臭防止法施行規則第４条に定める方法）

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

C_{Lm}：排出水中の濃度（mg／ℓ）

k：各物質の種類及び排出水の流量(m^3／s)ごとに定められた値（mg／ℓ・・・左欄

C_m：各物質の敷地境界における基準（ppm）

(2) 測定結果

資料 4－2　悪臭物質測定結果

（調査機関：薩摩川内市，分析機関：㈱東洋環境分析センター）

■中越パルプ工業（株）川内工場

採取年月日	採取時刻	悪臭物質名（ppm）				天候	気温	風向	風速	備考
		硫化水素	ﾒﾁﾙﾒﾙｶﾌﾟﾀﾝ	硫化メチル	二硫化メチル					
H17.10.20	10:30	<0.006	<0.0007	<0.002	<0.003	晴	23.6	NE	0.1	
H18. 2. 8	13:25	<0.006	0.002	<0.002	<0.003	曇	7.7	N	9	
規制基準		0.02	0.002	0.01	0.009					

■川内酒造協同組合焼酎粕飼料化施設

採取年月日	採取時刻	悪臭物質名（ppm）	天候	気温	風向	風速	備考
		アセトアルデヒド					
H17.10. 20	11:30	<0.01	晴	31.1	SW	0.5	
H18. 2. 8	11:20	<0.01	曇	5.0	NE	5.5	
協定値		0.05					

■さつま川内農協堆肥センター

採取年月日	採取時刻	悪臭物質名（ppm）				天候	気温	風向	風速	備考
		プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸					
H17. 10.20	9:50	<0.01	<0.0004	<0.0005	<0.0004	晴	19.4	N	0.2	
H18. 2. 8	14:14	<0.01	<0.0004	<0.0005	<0.0004	曇	5.6	NW	3	
規制基準		0.07	0.002	0.002	0.004					

資料 4-3　中越パルプ工業の悪臭物質自主測定結果

採取		悪臭物質濃度 (ppm)				測定地点	気象条件		
年月日	時刻	硫化水素	メチルメルカプタン	硫化メチル	二硫化メチル		風向	風速 (m/s)	天候
H17. 7.29	10:30	ND	ND	ND	ND	1	SW	3.0	曇
	10:35	<0.001	ND	ND	<0.001	2	SW	3.0	曇
	10:40	ND	<0.001	ND	<0.001	2	SW	3.0	曇
H17.11.15	9:50	ND	ND	ND	ND	11	NE	3.0	晴
	9:55	ND	ND	ND	<0.001	12	NE	3.0	晴
	10:00	ND	ND	ND	ND	13	NE	3.0	晴
H18. 3.30	10:40	ND	ND	ND	<0.001	13	NW	6.0	曇
	10:45	ND	<0.001	ND	<0.001	14	NW	6.0	曇
	10:50	ND	ND	ND	<0.001	15	NW	6.0	曇
敷地境界線における規制基準		0.02	0.002	0.01	0.009				

※　Tr：検出限界未満 ND：不検出　　(資料：中越パルプ工業㈱川内工場)

資料 4-4　中越パルプ工業の悪臭物質自主測定結果の経年変化

悪臭物質	年度	13	14	15	16	17	計	
硫化水素	最高値	0.0013	0.001	0.0011	<0.001	<0.001	M/N	超過率 (%)
	m/n	0/10	0/9	0/9	0/9	0/9	0/46	0
	超過率 (%)	0	0	0	0	0		
メチルメルカプタン	最高値	0.0002	0.00005	<0.001	<0.001	<0.001	M/N	超過率 (%)
	m/n	0/10	0/9	0/9	0/9	0/9	0/46	0
	超過率 (%)	0	0	0	0	0		
硫化メチル	最高値	0.0011	0.0002	<0.001	<0.001	ND	M/N	超過率 (%)
	m/n	0/10	0/9	0/9	0/9	0/9	0/46	0
	超過率 (%)	0	0	0	0	0		
二硫化メチル	最高値	0.0002	0.0001	<0.001	<0.001	<0.001	M/N	超過率 (%)
	m/n	0/10	0/9	0/9	0/9	0/9	0/46	0
	超過率 (%)	0	0	0	0	0		
計	m/n	0/40	0/36	0/36	0/36	0/36	0/184	0
	超過率 (%)	0	0	0	0	0		

※　1　最高値の単位 (ppm)　　(資料：中越パルプ工業㈱川内工場)
　　2　m/n，M/N (規制基準超過検体数/検体数)

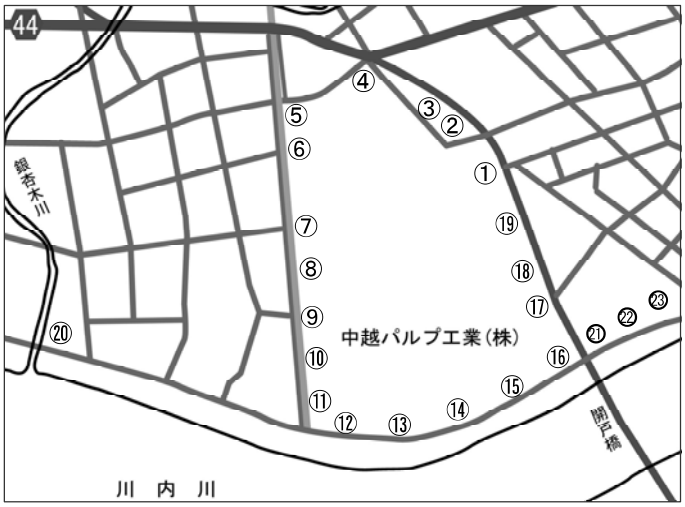

(3) 届出状況

資料 4−5　鹿児島県公害防止条例に基づく特定施設設置状況

番　号	用　　途　　区　　分	施　　設　　名	規　　模	届 出 数
1	獣畜・魚介類又は鳥類の臓器・骨皮・羽毛等を原料とする飼料又は肥料の製造の用に供するもの	(1) 原料置場	すべてのもの	0
		(2) 蒸解施設	〃	0
		(3) 乾燥施設	〃	0
2	菌体かす，又はでん粉かすを原料として，飼料または肥料の製造の用に供するもの	(1) 原料置場	すべてのもの	0
		(2) 乾燥施設	〃	0
3	パルプ，又は紙製造の用に供するもの	(1) 蒸解施設	すべてのもの	0
		(2) 薬液回収施設	〃	0
4	鶏ふん乾燥を業とするものが用いるもの	鶏ふん乾燥施設	すべてのもの	0
5	でん粉製造の用に供するもの	かすだめ	すべてのもの	0

資料 4−6　旧川内市公害防止条例に基づく指定施設設置状況

番　号	用　　途　　区　　分	施　　設　　名	規　　模	届 出 数
1	獣畜・魚介類又は鳥類の臓器・骨皮・羽毛等を原料とする飼料又は肥料の製造の用に供するもの	(1) 原料置場	すべてのもの	0
		(2) 蒸解施設	〃	0
		(3) 乾燥施設	〃	0
2	菌体かす，又はでん粉かすを原料として，飼料または肥料の製造の用に供するもの	(1) 原料置場	すべてのもの	0
		(2) 乾燥施設	〃	0
3	パルプ，又は紙製造の用に供するもの	(1) 蒸解施設	すべてのもの	6
		(2) 薬液回収施設	〃	4
4	鶏ふん乾燥を業とするものが用いるもの	鶏ふん乾燥施設	すべてのもの	0
5	でん粉製造の用に供するもの	かすだめ	すべてのもの	0

(4) 参考

資料 4-7　悪臭物質及びその主要発生源事業場

悪臭物質	主要発生源事業場	においの性質
アンモニア NH_3	畜産農業，鶏ふん乾燥場，複合肥料製造業，澱粉製造業，化製場，魚腸骨処理場，フェザー処理場，ごみ処理場，し尿処理場，下水処理場等	刺激臭
メチルメルカプタン CH_3SH	クラフトパルプ製造業，化製場，魚腸骨処理場，ごみ処理場，下水処理場等	腐ったたまねぎ臭
硫化水素 H_2S	畜産農業，クラフトパルプ製造業，澱粉製造業，セロファン製造業，ビスコースレーヨン製造業，化製場，魚腸骨処理場，フェザー処理場，ごみ処理場，し尿処理場，下水処理場等	腐った卵臭
硫化メチル $(CH_3)_2S$	クラフトパルプ製造業，化製場，魚腸骨処理場，ごみ処理場，下水処理場等	腐ったキャベツ臭
トリメチルアミン $(CH_3)_3N$	畜産農業，複合肥料製造業，化製場，魚腸骨処理場，水産缶詰製造業等	腐った魚臭
二硫化メチル $(CH_3)_2S_2$	クラフトパルプ製造業，化製場，魚腸骨処理場，ごみ処理場，下水処理場等	腐ったキャベツ臭
アセトアルデヒド CH_3CHO	アセトアルデヒド製造工場，酢酸製造工場，酢酸ビニール製造工場，クロロプレン製造工場，たばこ製造工場，複合肥料製造工場，魚腸骨処理場等	青臭い刺激臭
スチレン $C_6H_5CH・CH_2$	スチレン製造工場，ポリスチレン製造工場，ポリスチレン加工工場，SBR 製造工場，FRP 製品製造工場，化粧合板製造工場等	エーテル臭
プロピオン酸 CH_3CH_2COOH	脂肪酸製造工場，染色工場等	すっぱいような刺激臭
ノルマル酪酸 $CH_3(CH_2)_2COOH$	畜産事業場，化製場，澱粉工場等	汗臭い臭い
ノルマル吉草酸 $CH_3(CH_2)_3COOH$	畜産事業場，化製場，澱粉工場等	むれた靴下の臭い
イソ吉草酸 $(CH_3)_2CHCH_2COOH$	畜産事業場，化製場，澱粉工場等	むれた靴下の臭い
プロピオンアルデヒド CH_3CH_2CHO	焼き付け塗装工程を有する事業場等	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
ノルマルブチルアルデヒド $CH_3(CH_2)_2CHO$	焼き付け塗装工程を有する事業場等	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
イソブチルアルデヒド $(CH_3)_2CHCHO$	焼き付け塗装工程を有する事業場等	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
ノルマルバレルアルデヒド $CH_3(CH_2)_3CHO$	焼き付け塗装工程を有する事業場等	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
イソバレルアルデヒド $(CH_3)_2CHCH_2CHO$	焼き付け塗装工程を有する事業場等	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
イソブタノール $(CH_3)_2CHCH_2OH$	塗装工程を有する事業場等	刺激的な発酵した臭い
酢酸エチル $CH_3CO_2C_2H_5$	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	刺激的なシンナーのような臭い
メチルイソブチルケトン $CH_3CO\ CH_2CH\ (CH_3)_2$	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	刺激的なシンナーのような臭い
トルエン $C_6H_5CH_3$	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	ガソリンのような臭い
キシレン $C_6H_4(CH_3)_2$	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	ガソリンのような臭い

資料 4-8　悪臭物質濃度と臭気強度の関係

(ppm)

悪臭物質＼臭気強度	1	2	2.5	3	3.5	4	5
アンモニア	0.1	0.6	1	2	5	10	40
メチルメルカプタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2
硫化水素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8
硫化メチル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	20
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3
二硫化メチル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	10
スチレン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	20
プロピオン酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2
ノルマル酪酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09
ノルマル吉草酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04
イソ吉草酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3
プロピオンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	10
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5
ノルマルバレルアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6
イソバレルアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2
イソブタノール	0.01	0.2	0.9	4	20	70	1000
酢酸エチル	0.3	1	3	7	20	40	200
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	10	50
トルエン	0.9	5	10	30	60	100	700
キシレン	0.1	0.5	1	2	5	10	50

（参考）　６段階臭気強度表示

臭　気　強　度	感　知　す　る　程　度
0	無臭
1	やっと感知できる臭い（検知いき値濃度）
2	何の臭いであるかがわかる弱い臭い（認知いき値濃度）
3	らくに感知できる臭い
4	強い臭い
5	強烈な臭い

5　水質

(1) 環境基準

資料 5-1　水質汚濁に係る環境基準

■生活環境に係る河川の環境基準

項目類型	利用目的の適応性	基準値					該当河川
		pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	
AA	水道1級，自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	1以下	25以下	7.5以上	50以下	該当なし
A	水道2級，水産1級，水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	2以下	25以下	7.5以上	1,000以下	川内川の三堂川合流点から上流
B	水道3級，水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	3以下	25以下	5以上	5,000以下	川内川の三堂川合流点から河口まで
C	水産3級，工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	5以下	50以下	5以上	—	該当なし
D	工業用水2級，農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0～8.5	8以下	100以下	2以上	—	該当なし
E	工業用水3級，環境保全	6.0～8.5	10以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2以上	—	該当なし

(注)　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
水　道　1　級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水　道　2　級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水　道　3　級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
水　産　1　級：ヤマメ，イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水　産　2　級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水　産　3　級：コイ，フナ等，β-中腐水性水域の水産生物用
工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの
環　境　保　全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

■生活環境に係る海域の環境基準

項目類型	利用目的の適応性	基準値					該当海域
		pH	COD (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	n-ヘキサン抽出物質	
A	水産1級，水浴，自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8～8.3	2以下	7.5以上	1,000以下	検出されないこと	薩摩半島西部海域(3)（川内港海域を除く）
B	水産2級，工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8～8.3	3以下	5以上	—	検出されないこと	川内港海域
C	環境保全	7.0～8.3	8以下	2以上	—	—	該当なし

(注)　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
水　産　1　級：マダイ，ブリ，ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水　産　2　級：ボラ，ノリ等の水産生物用
環　境　保　全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない程度

■人の健康の保護に関する環境基準

(単位：mg/ℓ)

項目	基準値
カドミウム	0.01以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01以下
六価クロム	0.05以下
ヒ素	0.01以下
総水銀	0.0005以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02以下
四塩化炭素	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下

項目	基準値
1,1,1-トリクロロエタン	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下
トリクロロエチレン	0.03以下
テトラクロロエチレン	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下
チウラム	0.006以下
シマジン	0.003以下
チオベンカルブ	0.02以下
ベンゼン	0.01以下
セレン	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下
フッ素	0.8以下
ホウ素	1.0以下

資料 5−2　地下水の水質汚濁に係る環境基準

（単位：mg/ℓ）

項　　目	基 準 値
カドミウム	0.01 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下
ヒ素	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下
1, 2−ジクロロエタン	0.004 以下
1, 1−ジクロロエチレン	0.02 以下
シス−1, 2−ジクロロエチレン	0.04 以下

項　　目	基 準 値
1, 1, 1−トリクロロエタン	1 以下
1, 1, 2−トリクロロエタン	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.03 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下
1, 3−ジクロロプロペン	0.002 以下
チウラム	0.006 以下
シマジン	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下
セレン	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
フッ素	0.8 以下
ホウ素	1.0 以下

資料 5−3　水道水質基準

項　　目	基 準 値
一般細菌	100 個/mℓ以下
大腸菌	検出されないこと
カドミウム	0.01 mg/ℓ以下
水銀	0.0005 mg/ℓ以下
セレン	0.01 mg/ℓ以下
鉛	0.01 mg/ℓ以下
ヒ素	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下
シアン	0.01 mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
フッ素	0.8 mg/ℓ以下
ホウ素	1.0 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下
１，４ージオキサン	0.05 mg/ℓ以下
１，１ージクロロエチレン	0.02 mg/ℓ以下
シスー１，２ージクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
クロロ酢酸	0.02 mg/ℓ以下
クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下
ジクロロ酢酸	0.04 mg/ℓ以下
ジブロモクロロメタン	0.1 mg/ℓ以下
臭素酸	0.01 mg/ℓ以下

項　　目	基 準 値
総トリハロメタン	0.1 mg/ℓ以下
トリクロロ酢酸	0.2 mg/ℓ以下
ブロモジクロロメタン	0.03 mg/ℓ以下
ブロモホルム	0.09 mg/ℓ以下
ホルムアルデヒド	0.08 mg/ℓ以下
亜鉛	1.0 mg/ℓ以下
アルミニウム	0.2 mg/ℓ以下
鉄	0.3 mg/ℓ以下
銅	1.0 mg/ℓ以下
ナトリウム	200 mg/ℓ以下
マンガン	0.05 mg/ℓ以下
塩素イオン	200 mg/ℓ以下
カルシウム，マグネシウム等（硬度）	300 mg/ℓ以下
蒸発残留物	500mg/ℓ以下
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/ℓ以下
ジェオスミン	0.00001 mg/ℓ以下
２ーメチルイソボルネオール	0.00001 mg/ℓ以下
非イオン界面活性剤	0.02 mg/ℓ以下
フェノール類	0.005 mg/ℓ以下
有機物等	5 mg/ℓ以下
ｐＨ値	5.8～8.6
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5 度以下
濁度	2 度以下

(2) 規制基準

資料 5-4　水質汚濁防止法に基づく排水基準

■人の健康の保全に関する項目

（単位：mg/ℓ）

項　　目	許容限度
カドミウム	0.1 以下
シアン	1 以下
有機リン	1 以下
鉛	0.1 以下
六価クロム	0.5 以下
ヒ素	0.1 以下
総水銀	0.005 以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）	0.003 以下
トリクロロエチレン	0.3 以下
テトラクロロエチレン	0.1 以下
ジクロロメタン	0.2 以下
四塩化炭素	0.02 以下
１，２－ジクロロエタン	0.04 以下
１，１－ジクロロエチレン	0.2 以下

項　　目	許容限度
シス－１，２－ジクロロエチレン	0.4 以下
１，１，１－トリクロロエタン	3 以下
１，１，２－トリクロロエタン	0.06 以下
１，３－ジクロロプロペン	0.02 以下
チウラム	0.06 以下
シマジン	0.03 以下
チオベンカルブ	0.2 以下
ベンゼン	0.1 以下
セレン	0.1 以下
ほう素	10(230)以下
ふっ素	8(15)以下
アンモニア性窒素，亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素（アンモニア性窒素は０．４を乗じる）	合計 100 以下

※基準値の（）内は海域の基準

■生活環境の保全に関する項目

（ア）一般項目

項　　目		許容限度
ｐＨ	河川・湖沼	5.8～8.6
	海域	5.0～9.0
生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）〔河川〕	日間平均	120 mg/ℓ
	最大	160 mg/ℓ
化学的酸素要求量（ＣＯＤ）〔海域・湖沼〕	日間平均	120 mg/ℓ
	最大	160 mg/ℓ
浮遊物質量（ＳＳ）	日間平均	150 mg/ℓ
	最大	200 mg/ℓ
大腸菌群数	日間平均	3,000 個/cm^3
窒素含有量	日間平均	60 mg/ℓ
	最大	120 mg/ℓ
リン含有量	日間平均	8 mg/ℓ
	最大	16 mg/ℓ

（イ）特殊項目

項　　目		許容限度
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油類	5 mg/ℓ
	動植物・油脂類	30 mg/ℓ
フェノール類		5 mg/ℓ
銅		3 mg/ℓ
亜鉛		5 mg/ℓ
溶解性鉄		10 mg/ℓ
溶解性マンガン		10 mg/ℓ
クロム		2 mg/ℓ

※　生活環境の保全に関する項目については，一日当たりの平均的な排水量が 50m^{3}以上である工場又は事業場の排水について適用

資料 5−5　鹿児島県条例に基づく上乗せ排水基準

〔鶴田ダムから下流の川内川流域〕　　（昭和48年4月1日施行）

区分	業種		項目及び許容限度 生物化学的酸素要求量（mg/ℓ） 日間平均	最大	浮遊物質量（mg/ℓ） 日間平均	最大	大腸菌群数（個/cm³）	適用の日又は適用期間
この条例の施行の日前に設置されている特定事業場（特定施設の設置の工事をしているものを含む。）	パルプ，紙又は紙加工品製造業	排出水量130,000m³以上	50	65	60	80		昭和48年6月24日
		排出水量130,000m³未満	70	90	80	100		昭和48年 6月24日～昭和49年12月31日
			60	80	70	90		昭和50年1月 1日
	食料品製造業	でん粉又は化工でん粉製造業※						昭和48年6月24日
		蒸留酒又は混成酒製造業※						昭和48年6月24日
		その他のもの	90	120	80	100		昭和48年6月24日
	製糸業		90	120	70	90		昭和48年6月24日
	採石業又は砂利採取業※							昭和48年6月24日
	と畜業		60	80	80	100	3,000	昭和48年6月24日
	し尿処理施設のみを有するもの		30		50	70		昭和48年6月24日
	陶磁器又は陶磁器関連製品製造業		30	40	40	60		昭和48年6月24日
	その他のもの（豚房施設・牛房施設又は馬房施設を有するものを除く）		30	40	70	90		昭和48年6月24日
この条例の施行の日以後の設置に係る特定事業場	採石業又は砂利採取業 ※							
	し尿処理施設のみを有するもの		30	40	50	70		
	下水道終末処理場		15	20	40	60		
	豚房施設，牛房施設又は馬房施設のみを設置するもの	排出水量1,000m³以上	20	25	30	40		
		排出水量1,000m³未満200m³以上	30	40	40	60		
		排出水量200m³未満	60	80	70	90		
	その他のもの	排出水量1,000m³以上	20	25	30	40	3,000	
		排出水量1,000m³未満	30	40	40	60	3,000	

（注）1　※については，水質汚濁防止法による排水基準の適用となる。
　　2　一日当たりの平均的な排水量が50m³以上である工場又は事業場の排水について適用

資料 5−6　鹿児島県公害防止条例に基づく排水基準

■人の健康の保全に関する項目

項　目	許容限度
カドミウム	0.1mg/ℓ
シアン	1mg/ℓ
有機リン	1mg/ℓ
鉛	1mg/ℓ
六価クロム	0.5mg/ℓ
ひ素	0.5mg/ℓ
総水銀	検出されないこと

■生活環境の保全に関する項目

項　目		許容限度
ｐＨ	河川・湖沼	5.8～8.6
	海域	5.0～9.0
生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）〔河川〕	日間平均	120 mg/ℓ
	最大	160 mg/ℓ
化学的酸素要求量（ＣＯＤ）〔海域・湖沼〕	日間平均	120 mg/ℓ
	最大	160 mg/ℓ
浮遊物質量（ＳＳ）	日間平均	150 mg/ℓ
	最大	200 mg/ℓ
大腸菌群数	日間平均	3,000 個/cm³
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油類	5 mg/ℓ
	動植物・油脂類	30 mg/ℓ
フェノール類		5 mg/ℓ
銅		3 mg/ℓ
亜鉛		5 mg/ℓ
溶解性鉄		10 mg/ℓ
溶解性マンガン		10 mg/ℓ
クロム		2 mg/ℓ
フッ素		15 mg/ℓ

資料 5−7　旧川内市公害防止条例に基づく排水基準

■人の健康の保全に関する項目

項　目	許容限度
カドミウム	0.1mg/ℓ
シアン	1mg/ℓ
有機リン	1mg/ℓ
鉛	1mg/ℓ
六価クロム	0.5mg/ℓ
ひ素	0.5mg/ℓ
総水銀	0.005mg/ℓ
アルキル水銀	検出されないこと

■生活環境の保全に関する項目

項　目		許容限度
ｐＨ	河川・湖沼	5.8～8.6
	海域	5.0～9.0
生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）〔河川〕	日間平均	120 mg/ℓ
	最大	160 mg/ℓ
化学的酸素要求量（ＣＯＤ）〔海域・湖沼〕	日間平均	120 mg/ℓ
	最大	160 mg/ℓ
浮遊物質量（ＳＳ）	日間平均	150 mg/ℓ
	最大	200 mg/ℓ
大腸菌群数	日間平均	3,000 個/cm³
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油類	5 mg/ℓ
	動植物・油脂類	30 mg/ℓ
フェノール類		5 mg/ℓ
銅		3 mg/ℓ
亜鉛		5 mg/ℓ
溶解性鉄		10 mg/ℓ
溶解性マンガン		10 mg/ℓ
クロム		2 mg/ℓ
フッ素		15 mg/ℓ

(3) 測定結果

資料 5-8　河川の生活環境項目に係る水質測定結果（薩摩川内市調査分）

（平成１７年度）

河　川		川内川		隈之城川	
地　点		開戸橋〔B類型〕	河口大橋〔B類型〕	仏生橋	母合橋
pH	最小～最大	7.2 ～ 7.6	7.7 ～ 8.1	7.3 ～ 7.6	6.9 ～ 7.4
〔6.5～8.5〕	m／n	0/4	0/4	−/4	−/4
DO	最小～最大	7.8 ～ 11.3	8.0 ～ 8.7	9.8 ～ 11.4	7.5 ～ 10.2
(mg/ℓ	平 均 値	9.6	8.3	10.5	8.9
〔5 以上〕	m／n	0/4	0/4	−/4	−/4
BOD	最小～最大	0.7 ～ 1.6	0.6 ～ 1.4	1.3 ～ 1.6	1.2 ～ 1.8
(mg/ℓ	平 均 値	1.2	1.0	1.4	1.6
	７５%値	1.5	0.9	1.5	1.8
〔3 以下〕	m／n	0/4	0/4	−/4	−/4
SS	最小～最大	2 ～ 10	3 ～ 5	2 ～ 8	3 ～ 9
(mg/ℓ	平 均 値	5	4	4	5
〔25 以下〕	m／n	0/4	0/4	−/4	−/4
大腸菌群数	最小～最大	24,000 ～ 110,000	130 ～ 2,800	2,400 ～ 14,000	13,000 ～ 79,000
(MPN/100mℓ	平 均 値	39,000	1,200	8,600	42,000
〔5,000 以下〕	m／n	3/4	0/4	−/4	−/4

河　川		平佐川	高城川		春田川
地　点		日暮橋	高槻橋	須崎橋	永安橋
pH	最小～最大	7.1 ～ 7.4	7.4 ～ 7.5	7.3 ～ 7.6	7.1 ～ 7.4
	m／n	−/4	−/4	−/4	−/4
DO	最小～最大	8.3 ～ 11.0	10.1 ～ 11.6	7.5 ～ 10.5	7.5 ～ 9.2
(mg/ℓ	平 均 値	9.7	11.1	9.2	8.1
	m／n	−/4	−/4	−/4	−/4
BOD	最小～最大	1.9 ～ 2.7	<0.5 ～ 1.0	0.8 ～ 1.0	2.7 ～ 4.5
(mg/ℓ	平 均 値	2.4	0.8	0.9	3.6
	７５%値	2.4	1.0	0.9	4.0
	m／n	−/4	−/4	−/4	−/4
SS	最小～最大	3 ～ 6	<1 ～ 3	2 ～ 5	4 ～ 12
(mg/ℓ	平 均 値	5	2	3	8
	m／n	−/4	−/4	−/4	−/4
大腸菌群数	最小～最大	1,100 ～ 170,000	1,300 ～ 7,900	790 ～ 13,000	24,000 ～ 330,000
(MPN/100mℓ	平 均 値	71,000	4,700	4,400	191,000
	m／n	−/4	−/4	−/4	−/4

河　川		田海川		銀杏木川	麦ノ浦川
地　点		田海橋	親水公園内	池田橋	岩元橋
pH	最小～最大	7.6 ～ 7.9	7.7～8.0	7.2 ～ 7.4	7.5 ～ 7.8
	m／n	−/4	−/2	−/4	−/4
DO	最小～最大	8.9 ～ 11.7	10.6～11.0	7.4～8.7	8.2 ～ 12.0
(mg/ℓ	平 均 値	10.7	10.8	8.1	10.3
	m／n	−/4	−/2	−/4	−/4
BOD	最小～最大	<0.5 ～ 0.6	<0.5～0.6	3.8 ～ 6.4	<0.5 ～ 1.0
(mg/ℓ	平 均 値	0.5	0.6	4.7	0.7
	７５%値	0.5	0.6	4.5	0.6
	m／n	−/4	−/2	−/4	−/4
SS	最小～最大	<1 ～ 5	<1	3 ～ 5	1 ～ 2
(mg/ℓ	平 均 値	2	<1	4	2
	m／n	−/4	−/2	−/4	−/4
大腸菌群数	最小～最大	790～7,900	3,300	24,000～490,000	1,700 ～ 11,000
(MPN/100mℓ	平 均 値	4,100	3,300	145,000	6,000
	m／n	−/4	−/2	−/4	−/4

※1　m／n　：　環境基準に適合しない検体数／調査実施検体数
　2　〔 〕内は，環境基準（B類型）

河　　川		五反田川	樋脇川		久富木川
地　　点		下野下	本庵橋	元村橋	市之瀬
ｐＨ	最小～最大	7.3	7.6	7.0～7.8	7.7
	ｍ／ｎ	−/2	−/2	−/2	−/2
ＤＯ (mg/ℓ)	最小～最大	9.4 ～ 10.5	9.9 ～ 11.3	9.3～10.9	9.7～10.1
	平 均 値	10.0	10.3	10.1	9.9
	ｍ／ｎ	−/2	−/2	−/2	−/2
ＢＯＤ (mg/ℓ)	最小～最大	<0.5	<0.5 ～ 0.7	<0.5～1.8	<0.5～0.9
	平 均 値	<0.5	0.6	1.2	0.7
	７５%値	<0.5	0.7	1.8	0.9
	ｍ／ｎ	−/2	−/2	−/2	−/2
ＳＳ (mg/ℓ)	最小～最大	<1	<1 ～ 5	1～8	1～5
	平 均 値	<1	2	5	3
	ｍ／ｎ	−/2	−/2	−/2	−/2
大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	最小～最大	3,300 ～ 24,000	1,700～33,000	1,300～4,900	2,800～3,500
	平 均 値	14,000	13,000	3,100	3,200
	ｍ／ｎ	−/2	−/2	−/2	−/2

※1　ｍ／ｎ　：　環境基準に適合しない検体数／調査実施検体数
　2　〔 〕内は，環境基準（B類型）

資料 5−9　河川の生活環境項目に係る水質測定結果（川内川河川事務所調査分）

（平成１７年度）

河　　川		川内川			環境基準
地　　点		斧淵〔A類型〕	中郷〔A類型〕	小倉〔B類型〕	
ｐＨ	最小～最大	7.3 ～ 8.0	7.4 ～ 7.8	7.0 ～7.6	（A類型）6.5～8.5 （B類型）6.5～8.5
	ｍ／ｎ	0/12	0/12	0/12	
ＤＯ (mg/ℓ)	最小～最大	8.1 ～ 12.4	7.5 ～ 11.5	6.3 ～ 11.0	（A類型）7.5 以上 （B類型）5 以上
	平 均 値	9.5	9.0	8.5	
	ｍ／ｎ	0/12	0/12	0/12	
ＢＯＤ (mg/ℓ)	最小～最大	0.3 ～ 0.9	0.3 ～ 0.9	0.6 ～ 2.0	（A類型）2 以下 （B類型）3 以下
	平 均 値	0.6	0.6	1.2	
	７５%値	0.6	0.7	1.3	
※日間平均値	ｘ／ｙ	0/12	0/12	0/12	
ＳＳ (mg/ℓ)	最小～最大	1 ～ 7	<1 ～ 9	1 ～ 5	（A類型）25 以下 （B類型）25 以下
	平 均 値	3	3	3	
	ｍ／ｎ	0/12	0/12	0/12	
大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	最小～最大	1,700 ～ 33,000	1,700 ～ 17,000	4,900 ～ 49,000	（A類型）1,000 以下 （B類型）5,000 以下
	平 均 値	11,800	7,800	18,600	
	ｍ／ｎ	12/12	12/12	10/12	

（資料：鹿児島県環境管理課　調査：国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所）

※　ｍ／ｎ　：　環境基準に適合しない検体数／調査実施検体数　　ｘ／ｙ　：　環境基準に適合しない日数／総測定日数

資料 5−10　海域の生活環境項目に係る水質測定結果

（平成１７年度）

海　域		薩摩半島西部海域		環境基準
地　点		基準点２〔Ａ類型〕	基準点１〔Ｂ類型〕	
ｐＨ	最小～最大	8.2	8.2	（Ａ類型）7.8～8.3 （Ｂ類型）7.8～8.3
	ｍ／ｎ	0/6	0/6	
ＤＯ (mg/ℓ)	最小～最大	6.7 ～ 8.7	6.5 ～8.4	（Ａ類型）7.5 以上 （Ｂ類型）5 以上
	平 均 値	7.6	7.4	
	ｍ／ｎ	2/6	0/6	
ＣＯＤ (mg/ℓ)	最小～最大	0.9 ～ 4.8	0.9 ～ 1.7	（Ａ類型）2 以下 （Ｂ類型）3 以下
	平 均 値	1.9	1.3	
	７５%値	1.8	1.6	
※日間平均値	ｘ／ｙ	1/6	0/6	
ｎ−ヘキサン (mg/ℓ)	最小～最大	−	−	（Ａ類型）検出されないこと （Ｂ類型）検出されないこと
	平 均 値	−	−	
	ｍ／ｎ	−	−	
大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	最小～最大	−	−	（Ａ類型）1,000 以下
	平 均 値	−	−	
	ｍ／ｎ	−	−	

（資料：鹿児島県環境管理課）

※　ｍ／ｎ　：　環境基準に適合しない検体数／調査実施検体数　　ｘ／ｙ　：　環境基準に適合しない日数／総測定日数

資料 5−11　湖沼の生活環境項目に係る水質・底質測定結果

（平成１７年度）

湖　沼		藺　牟　田　池			
		【 水　質 】		【 底　質 】	
地　点		中　央　部	泥　炭　地	中　央　部	泥　炭　地
ｐＨ	最小～最大	6.9 ～ 7.3	6.8 ～ 7.3	6.3	6.3
	ｍ／ｎ	−/2	−/2	−/1	−/1
ＤＯ (mg/ℓ)	最小～最大	8.6 ～ 10.4	8.2 ～ 10.4	−	−
	平 均 値	9.5	9.3	−	−
	ｍ／ｎ	−/2	−/2	−	−
ＢＯＤ (mg/ℓ)	最小～最大	1.1 ～ 1.2	0.9 ～ 1.1	−	−
	平 均 値	1.2	1.0	−	−
	７５%値	1.2	1.2	−	−
	ｍ／ｎ	−/2	−/2	−	−
ＳＳ (mg/ℓ)	最小～最大	2 ～ 3	2 ～ 4	−	−
	平 均 値	3	3	−	−
	ｍ／ｎ	−/2	−/2	−	−
ＣＯＤ (mg/ℓ)	最小～最大	7.7 ～ 8.8	7.7～ 9.0	140	140
	平 均 値	8.3	8.4	140	140
	７５%値	8.8	9.0		
	ｍ／ｎ	−/2	−/2	−/1	−/1
大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	最小～最大	17～1,300	11～4,900	−	−
	平 均 値	659	2,456	−	−
	ｍ／ｎ	−/2	−/2	−	−
Ｔ−Ｎ (mg/ℓ)	最小～最大	−	−	9,500	9,500
	平 均 値	−	−	9,500	9,500
	ｍ／ｎ	−	−	−/1	−/1
Ｔ−Ｐ (mg/ℓ)	最小～最大	−	−	710	700
	平 均 値	−	−	710	700
	ｍ／ｎ	−	−	−/1	−/1

※　ｍ／ｎ　：　環境基準に適合しない検体数／調査実施検体数

資料 5−１２　河川の健康項目に係る水質測定結果

（平成１７年度）　　単位：mg/ℓ

河川		川内川			環境基準
地点		斧渕	中郷	小倉	
カドミウム	最大値	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	m／n	0/1	0/1	0/1	
全シアン	最大値	<0.01	<0.01	<0.01	検出されないこと
	m／n	0/1	0/1	0/1	
鉛	最大値	<0.001	<0.0020	<0.001	0.01 以下
	m／n	0/4	0/4	0/4	
六価クロム	最大値	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
	m／n	0/1	0/1	0/1	
ヒ素	最大値	0.0020	0.0020	0.0020	0.01 以下
	m／n	0/4	0/4	0/4	
総水銀	最大値	<0.00005	<0.00005	<0.00005	0.0005 以下
	m／n	0/1	0/1	0/1	
ＰＣＢ	最大値	－	－	－	検出されないこと
	m／n	－	－	－	
ジクロロメタン	最大値	<0.002	－	－	0.02 以下
	m／n	0/1	－	－	
四塩化炭素	最大値	<0.00001	－	－	0.002 以下
	m／n	0/1	－	－	
1,2-ジクロロメタン	最大値	<0.0004	－	－	0.004 以下
	m／n	0/1	－	－	
1,1-ジクロロエチレン	最大値	<0.002	－	－	0.02 以下
	m／n	0/1	－	－	
シス-1,2-ジクロロエチレン	最大値	<0.004	－	－	0.04 以下
	m／n	0/1	－	－	
1,1,1-トリクロロエタン	最大値	<0.0005	－	－	1.0 以下
	m／n	0/1	－	－	
1,1,2-トリクロロエタン	最大値	<0.0006	－	－	0.006 以下
	m／n	0/1	－	－	
トリクロロエチレン	最大値	<0.002	－	－	0.03 以下
	m／n	0/1	－	－	
テトラクロロエチレン	最大値	<0.0005	－	－	0.01 以下
	m／n	0/1	－	－	
1,3-ジクロロプロペン	最大値	<0.0002	－	－	0.002 以下
	m／n	0/1	－	－	
チウラム	最大値	<0.0006	－	－	0.006 以下
	m／n	0/1	－	－	
シマジン	最大値	<0.0003	－	－	0.003 以下
	m／n	0/1	－	－	
チオベンカルブ	最大値	<0.001	－	－	0.02 以下
	m／n	0/1	－	－	
ベンゼン	最大値	<0.001	－	－	0.01 以下
	m／n	0/1	－	－	
セレン	最大値	<0.001	－	－	0.01 以下
	m／n	0/1	－	－	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	最大値	0.91	－	－	10 以下
	m／n	0/4	－	－	
フッ素	最大値	0.06	－	－	0.8 以下
	m／n	0/2	－	－	
ほう素	最大値	0.13	－	－	1.0 以下
	m／n	0/2	－	－	

（資料：鹿児島県環境管理課　調査：国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所）

※　m／n　：　環境基準に適合しない検体数／調査実施検体数

資料 5−１３　河川の要監視項目に係る水質測定結果

（平成１７年度）

単位：mg/ℓ

河川 地点		川内川 斧淵	指針値
クロロホルム	最大値	<0.006	0.06 以下
	m／n	0/1	
トランス−1, 2−ジクロロエチレン	最大値	<0.004	0.04 以下
	m／n	0/1	
1, 2−ジクロロプロパン	最大値	<0.006	0.06 以下
	m／n	0/1	
p−ジクロロベンゼン	最大値	<0.03	0.3 以下
	m／n	0/1	
イソキサチオン	最大値	<0.0008	0.008 以下
	m／n	0/1	
ダイアジノン	最大値	−	0.005 以下
	m／n	−	
フェニトロチオン	最大値	−	0.003 以下
	m／n	−	
イソプロチオラン	最大値	−	0.04 以下
	m／n	−	
オキシン銅	最大値	−	0.04 以下
	m／n	−	
クロロタロニル	最大値	−	0.05 以下
	m／n	−	
プロピザミド	最大値	−	0.008 以下
	m／n	−	

河川 地点		川内川 斧淵	指針値
ＥＰＮ	最大値	−	0.006 以下
	m／n	−	
ジクロルボス	最大値	−	0.008 以下
	m／n	−	
フェノブカルブ	最大値	−	0.03 以下
	m／n	−	
イプロベンホス	最大値	−	0.008 以下
	m／n	−	
クロルニトロフェン	最大値	−	−
	m／n	−	
トルエン	最大値	<0.06	0.6 以下
	m／n	0/1	
キシレン	最大値	<0.04	0.4 以下
	m／n	0/1	
フタル酸ジエチルヘキシル	最大値	<0.006	0.06 以下
	m／n	0/1	
ニッケル	最大値	<0.001	−
	m／n	0/1	
モリブデン	最大値	<0.005	0.07 以下
	m／n	0/1	
アンチモン	最大値	<0.0002	−
	m／n	0/1	

（資料：国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所）

※　m／n　：　環境基準に適合しない検体数／調査実施検体数

資料 5−１４　河川のその他項目に係る水質測定結果

（平成１７年度）　　単位：mg/ℓ

河　　川		川内川		
地　　点		斧　淵	中　郷	小　倉
全窒素	最小～最大	0.64～1.10	0.74 ～ 1.00	0.74 ～ 0.98
	平均値	0.89	0.88	0.85
	検体	4	4	4
全リン	最小～最大	0.055 ～ 0.068	0.050 ～ 0.070	0.051 ～ 0.063
	平均値	0.06	0.057	0.058
	検体	4	4	4
塩化物イオン	最小～最大	<5.0 ～ 9.0	9 ～ 1,090	1,330 ～ 4,020
	平均値	7.0	550	2,899
	検体	12	12	12
総トリハロメタン生成能	最大	0.021 ～ 0.033	−	−
	平均値	0.028	−	−
	検体	4	−	−
銅	最小～最大	−	−	<0.01
	平均値	−	−	<0.01
	検体	−	−	2
亜鉛	最小～最大	−	−	<0.005～0.008
	平均値	−	−	0.006
	検体	−	−	2
全有機炭素量	最小～最大	−	−	−
	平均値	−	−	−
	検体	−	−	−
電気伝導度（単位：μs/cm）	最小～最大	−	−	−
	平均値	−	−	−
	検体	−	−	−
陰イオン界面活性剤（MBAS）	最小～最大	12.70	−	<0.02～0.03
	平均値	12.70	−	0.023
	検体	1	−	4
２−ＭＩＢ（単位：μg/ℓ）	最小～最大	<0.005	−	−
	平均値	<0.005	−	−
	検体	4	−	−
ジオスミン（単位：μg/ℓ）	最小～最大	<0.005	−	−
	平均値	<0.005	−	−
	検体	4	−	−
濁度	最小～最大	2.1～6.3	−	1.1 ～ 4.9
	平均値	3.3	−	3.0
	検体	4	−	12

（資料：国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所）

資料 5−１５　河川の窒素・リンに係る水質測定結果

（平成１７年度）　　単位：mg/ℓ

河　川		川内川		隈之城川	
地　点		開戸橋	河口大橋	仏生橋	母合橋
全窒素	最小〜最大	0.87 〜 1.1	0.46 〜 1.1	1.5 〜 2.0	1.2 〜 2.0
	平均値	0.99	0.78	1.8	1.6
	検体	2	2	2	2
全リン	最小〜最大	0.048 〜 0.082	0.023 〜 0.028	0.18 〜 0.25	0.084 〜 0.20
	平均値	0.065	0.026	0.22	0.142
	検体	2	2	2	2

河　川		平佐川	高城川		春田川
地　点		日暮橋	高槻橋	須崎橋	永安橋
全窒素	最小〜最大	2.8 〜 3.7	1.0〜1.3	0.91〜1.0	1.7 〜 2.0
	平均値	3.25	1.2	0.96	1.9
	検体	2	2	2	2
全リン	最小〜最大	0.20 〜 0.22	0.045	0.049〜0.065	0.20 〜 0.22
	平均値	0.21	0.045	0.057	0.21
	検体	2	2	2	2

河　川		田海川		銀杏木川	麦之浦川
地　点		田海橋	親水公園	池田橋	岩元橋
全窒素	最小〜最大	0.45 〜 0.49	0.50〜0.52	2.7〜3.0	0.30〜0.73
	平均値	0.47	0.51	2.9	0.52
	検体	2	2	1	2
全リン	最小〜最大	0.018	0.018〜0.019	0.37〜0.44	0.032〜0.034
	平均値	0.018	0.019	0.405	0.033
	検体	2	2	2	2

河　川		五反田川	樋脇川		久富木川
地　点		下野下	本庵橋	元村橋	市之瀬
全窒素	最小〜最大	0.68 〜 0.79	0.83〜1.2	0.75〜1.5	0.77〜0.83
	平均値	0.74	0.94	1.13	0.8
	検体	2	2	2	2
全リン	最小〜最大	0.011〜0.018	0.040〜0.049	0.030〜0.11	0.066〜0.093
	平均値	0.015	0.045	0.07	0.08
	検体	2	2	2	2

（参考）
全窒素　1.0 mg/ℓ以下･･･農業用水基準
全リン　0.1 mg/ℓ以下･･･水産環境水質基準

資料 5−16　工場・事業場排水測定結果

（平成１７年度）

事　業　場		中越パルプ工業 （パルプ・製紙）	京セラ （特殊セラミック）	鹿児島くみあいチキンフーズ （ブロイラー）	ヤマカ （水産食料品）
ｐＨ	最小～最大	6.4 ～ 6.9	7.1 ～ 7.2	7.3	6.9 ～ 7.1
	平均値	6.7	7.2	7.3	7.0
	検体	4	2	2	2
	協 定 値	5.8 ～ 8.6	6.2 ～ 8.2	6.2 ～ 8.0	6.2 ～ 8.0
	排水基準	5.8 ～ 8.6	5.8 ～ 8.6	5.8 ～ 8.6	5.8 ～ 8.6
ＢＯＤ (mg/ℓ)	最小～最大	40 ～ 56	2.3 ～ 2.6	2.2 ～ 7.0	2.9 ～ 8.4
	平均値	47	2.5	4.6	5.7
	検体	4	2	2	2
	協 定 値	60（80）	20	20	20（30）
	排水基準	60（80）	30（40）	20（25）	30（40）
ＳＳ (mg/ℓ)	最小～最大	17 ～ 36	1 ～ 2	<1 ～ 3	2 ～ 10
	平均値	25	2	2	6
	検体	4	2	2	2
	協 定 値	60（80）	20	20	30（40）
	排水基準	70（90）	40（60）	30（40）	40（60）
大腸菌群数 (個/㎤)	最小～最大	15 ～ 1100	0	0	0 ～ 450
	平均値	293	0	0	225
	検体	4	2	2	2
	協 定 値	−	1,000	1,000	1,000
	排水基準	3,000	3,000	3,000	3,000

事　業　場		鹿児島県酪農乳業 （乳業）	山元酒造 （焼酎）	焼酎粕飼料化工場 （飼料）	
ｐＨ	最小～最大	7.7 ～ 7.9	7.5 ～ 7.7	7.6 ～ 8.0	
	平均値	7.8	7.6	7.8	
	検体	2	2	2	
	協 定 値			6.2 ～ 8.0	
	排水基準	5.8 ～ 8.6	5.8 ～ 8.6	5.8 ～ 8.6	
ＢＯＤ (mg/ℓ)	最小～最大	4.1 ～ 7.1	1.5 ～ 1.9	1.5 ～ 1.9	
	平均値	5.6	1.7	1.7	
	検体	2	2	2	
	協 定 値			15(20)	
	排水基準	30（40）	30（40）	30（40）	
ＳＳ (mg/ℓ)	最小～最大	2 ～ 9	2	2	
	平均値	6	2	2	
	検体	2	2	2	
	協 定 値			30(40)	
	排水基準	40（60）	40（60）	40（60）	
大腸菌群数 (個/㎤)	最小～最大	0	0	0	
	平均値	0	0	0	
	検体	2	2	2	
	協 定 値			1,000	
	排水基準	3,000	3,000	3,000	

※1　市一般廃棄物最終処分場については，排水基準（水質汚濁防止法）ではなく，維持管理基準（廃棄物処理法）が適用

2　排水基準，協定値は許容限度。ただし，（　）書きの項目については「日間平均（最大値）」

資料 5-17　工場・事業場排水水質経年変化（年平均値）

事　業　場			中越パルプ工業	京セラ	鹿児島くみあいチキンフーズ	ヤマカ
pH	年平均値	H13	6.7	7.1	7.0	7.0
		H14	6.7	7.0	6.7	7.2
		H15	6.7	7.0	7.0	5.2
		H16	6.9	7.2	7.2	6.7
		H17	6.7	7.2	7.3	7.0
	協定値		5.8 ～ 8.6	6.2 ～ 8.2	6.2 ～ 8.0	6.2 ～ 8.0
	排水基準		5.8 ～ 8.6	5.8 ～ 8.6	5.8 ～ 8.6	5.8 ～ 8.6
BOD (mg/ℓ)	年平均値	H13	42	1.7	3.2	3.2
		H14	45	2.0	2.6	7.8
		H15	49	0.9	3.4	0.6
		H16	45	2.9	4.1	2.2
		H17	47	2.5	4.6	5.7
	協定値		60 (80)	20	20	20 (30)
	排水基準		60 (80)	30 (40)	20 (25)	30 (40)
SS (mg/ℓ)	年平均値	H13	25	<5	<5	6
		H14	31	<5	<5	7
		H15	26	<5	<5	<5
		H16	21	<5	<5	6
		H17	25	2	2	6
	協定値		60 (80)	20	20	30 (40)
	排水基準		70 (90)	40 (60)	30 (40)	40 (60)
大腸菌群数 (個/㎤)	年平均値	H13	73	33	0	0
		H14	310	62	1	0
		H15	60	44	0	4
		H16	206	26	0	0
		H17	293	0	0	225
	協定値		－	1,000	1,000	1,000
	排水基準		3,000	3,000	3,000	3,000

事　業　場			鹿児島県酪農乳業	山元酒造	焼酎粕飼料化工場	
pH	年平均値	H13	7.7	7.9	－	
		H14	7.7	7.5	－	
		H15	7.6	7.4	－	
		H16	7.7	7.5	7.5	
		H17	7.8	7.6	7.8	
	排水基準		5.8 ～ 8.6	5.8 ～ 8.6	6.2 ～ 8.0	
BOD (mg/ℓ)	年平均値	H13	5.3	1.5	－	
		H14	12	3.0	－	
		H15	6.4	0.9	－	
		H16	7.9	2.5	2.1	
		H17	5.6	1.7	2.4	
	排水基準		30 (40)	30 (40)	15 (20)	
SS (mg/ℓ)	年平均値	H13	6	19	－	
		H14	6	5	－	
		H15	7	<5	－	
		H16	10	30	5	
		H17	6	2	8	
	排水基準		40 (60)	40 (60)	30 (40)	
大腸菌群数 (個/㎤)	年平均値	H13	0	89	－	
		H14	1	47	－	
		H15	2	0	－	
		H16	0	720,000	0	
		H17	0	0	0	
	排水基準		3,000	3,000	1,000	

※1　市一般廃棄物最終処分場については，排水基準（水質汚濁防止法）ではなく，維持管理基準（廃棄物処理法）が適用
　2　排水基準，協定値は許容限度。ただし，（　）書きの項目については「日間平均（最大値）」

資料 5-18　工場・事業場排水の重金属等測定結果

(単位：mg/ℓ)

事業場名	採水年月日	カドミウム	鉛	全水銀	ヒ素	銅	亜鉛	全クロム	ニッケル	シアン
中越パルプ工業川内工場	H17.9.28	—	<0.005	0.0005	<0.001	—	—	<0.03	—	—
	H17.12.26	—	<0.005	<0.0005	<0.001	—	—	<0.03	—	—
京セラ鹿児島川内工場	H17.11. 2	<0.001	<0.005	<0.0005	<0.001	0.02	0.01	<0.03	0.27	<0.1
	H18. 2. 8	<0.001	<0.005	<0.0005	<0.001	0.04	0.02	<0.03	0.17	<0.1
排水基準		0.1	0.1	0.005	0.1	3	5	2	—	1

資料 5-19　トリクロロエチレン等に係る地下水調査結果

＜川内地域＞

(単位：mg/ℓ)

調査年月日	井戸数	物質名	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
H17.10.27	7	基準超過井戸	0	2	0
		基準以下検出	1	2	0
		検出限界未満	6	3	7
H18. 1.23	7	基準超過井戸	0	2	0
		基準以下検出	2	2	0
		検出限界未満	5	3	7
検出値		最大値	0.006	0.11	<0.001
		最小値	<0.001	<0.0005	<0.001
地下水の水質汚濁に係る環境基準			0.03	0.01	1

＜樋脇地域＞

(単位：mg/ℓ)

調査年月日	井戸数	物質名	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
H17.10.27	3	基準超過井戸	0	0	0
		基準以下検出	1	0	0
		検出限界未満	2	3	3
H18. 2. 8	3	基準超過井戸	0	0	0
		基準以下検出	1	0	0
		検出限界未満	2	3	3
検出値		最大値	0.004	<0.0005	<0.001
		最小値	<0.001	<0.0005	<0.001
地下水の水質汚濁に係る環境基準			0.03	0.01	1

＜入来地域＞

(単位：mg/ℓ)

調査年月日	井戸数	物質名	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	
H18. 3. 9	1	基準超過井戸	0	0	
		基準以下検出	0	1	
		検出限界未満	1	0	
検出値		最大値	<0.05	1.3	
		最小値	<0.05	1.3	
地下水の水質汚濁に係る環境基準			10		

資料５－２０　ゴルフ場排水水質調査結果

（平成１７年度）

		農薬名	宮元川下流 (mg/l) (樋脇地域)	矢筈野地内 (mg/l) (樋脇地域)	武田地内 (mg/l) (樋脇地域)	赤仁田地内 (mg/l) (入来地域)	内之尾地内 (mg/l) (入来地域)	指針値 (mg/l)
殺虫剤	1	アセフェート	－	－	－	－	－	0.8
	2	イソキサチオン	－	－	－	－	－	0.08
	3	イソフェンホス	－	－	－	－	－	0.01
	4	ｴﾄﾌｪﾝﾌﾟﾛｯｸｽ	－	－	－	<0.008	<0.008	0.8
	5	クロルピリホス	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.004	<0.004	0.04
	6	ダイアジノン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	－	－	0.05
	7	チオジカルブ	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.8
	8	ﾄﾘｸﾛﾎﾙﾝ（DEP）	－	－	－	－	－	0.3
	9	ﾋﾟﾘﾀﾞﾌｪﾝﾁｵﾝ	－	－	－	<0.0002	<0.0002	0.02
	10	ﾌｪﾆﾄﾛﾁｵﾝ（MEP）	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.03
殺菌剤	11	ｱｿﾞｷｼｽﾄﾛﾋﾞﾝ	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.4
	12	イソプロチオラン	<0.004	<0.004	<0.004	－	－	0.4
	13	イプロジオン	<0.03	<0.03	<0.03	－	－	3
	14	ｲﾐﾉｸﾀｼﾞﾝ酢酸塩	－	－	－	<0.0006	<0.0006	0.06
	15	エトリジアゾール	－	－	－	－	－	0.04
	16	ｵｷｼﾝ銅（有機銅）	<0.004	<0.004	<0.004	－	－	0.4
	17	キャプタン	－	－	－	－	－	3
	18	ｸﾛﾛﾀﾛﾆﾙ（TNP）	－	－	－	－	－	0.4
	19	クロロネブ	－	－	－	<0.005	<0.005	0.5
	20	チウラム	－	－	－	<0.0006	<0.0006	0.06
	21	ﾄﾙｸﾛﾎｽﾒﾁﾙ	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.8
	22	フルトラニル	－	－	－	－	－	2
	23	プロピコナゾール	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.5
	24	ペンシクロン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.4
	25	ホセチル	－	－	－	－	－	23
	26	ﾎﾟﾘｶｰﾊﾞﾒｰﾄ	－	－	－	－	－	0.3
	27	メタラキシル	<0.005	<0.005	<0.005	<0.01	<0.01	0.5
	28	メプロニル	－	－	－	－	－	1
除草剤	29	アシュラム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	2
	30	ジチオピル	<0.0008	<0.0008	<0.0008	－	－	0.08
	31	シデュロン	－	－	－	－	－	3
	32	シマジン（CAT）	－	－	－	－	－	0.03
	33	ﾃﾙﾌﾞｶﾙﾌﾞ（MBPMC）	－	－	－	－	－	0.2
	34	トリクロピル	－	－	－	－	－	0.06
	35	ナプロパミド	－	－	－	－	－	0.3
	36	ﾊﾛｽﾙﾌﾛﾝﾒﾁﾙ	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.3
	37	ピリブチカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	－	－	0.2
	38	ブタミホス	－	－	－	－	－	0.04
	39	ﾌﾗｻﾞﾌﾙｽﾛﾝ	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.3
	40	プロピザミド	<0.0008	<0.0008	<0.0008	－	－	0.08
	41	ﾍﾞﾝｽﾘﾄﾞ（SAP）	－	－	－	－	－	1
	42	ペンディメタリン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.5
	43	ベンフルラリン	－	－	－	－	－	0.8
	44	メコプロップ	－	－	－	－	－	0.05
	45	メチルダイムロン	－	－	－	－	－	0.3

（平成１７年度）

		農薬名	岩下地内 (mg/l) （入来地域）	滝聞地内 (mg/l) （祁答院地域）	馬頃尾地内 (mg/l) （祁答院地域）	谷丸地内 (mg/l) （祁答院地域）	的場迫用水路 (mg/l) （祁答院地域）	指針値 (mg/l)
殺虫剤	1	アセフェート	－	－	－	－	－	0.8
	2	イソキサチオン	－	－	－	－	－	0.08
	3	イソフェンホス	－	－	－	－	－	0.01
	4	ｴﾄﾌｪﾝﾌﾟﾛｯｸｽ	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.8
	5	クロルピリホス	<0.004	－	－	－	－	0.04
	6	ダイアジノン	－	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.05
	7	チオジカルブ	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.8
	8	ﾄﾘｸﾛﾎﾙﾝ（DEP）	－	－	－	－	－	0.3
	9	ピリダフェンチオン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02
	10	ﾌｪﾆﾄﾛﾁｵﾝ（MEP）	<0.0003	－	－	－	－	0.03
殺菌剤	11	ｱｿﾞｷｼｽﾄﾛﾋﾞﾝ	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.4
	12	イソプロチオラン	－	－	－	－	－	0.4
	13	イプロジオン	－	－	－	－	－	3
	14	ｲﾐﾉｸﾀｼﾞﾝ酢酸塩	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.06
	15	エトリジアゾール	－	－	－	－	－	0.04
	16	ｵｷｼﾝ銅（有機銅）	－	－	－	－	－	0.4
	17	キャプタン	－	－	－	－	－	3
	18	ｸﾛﾛﾀﾛﾆﾙ（TNP）	－	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.4
	19	クロロネブ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.5
	20	チウラム	<0.0006	－	－	－	－	0.06
	21	トルクロホスメチル	<0.008	－	－	－	－	0.8
	22	フルトラニル	－	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	2
	23	プロピコナゾール	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.5
	24	ペンシクロン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.4
	25	ホセチル	－	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	23
	26	ﾎﾟﾘｶｰﾊﾞﾒｰﾄ	－	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.3
	27	メタラキシル	<0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.5
	28	メプロニル	－	－	－	－	－	1
除草剤	29	アシュラム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	2
	30	ジチオピル	－	－	－	－	－	0.08
	31	シデュロン	－	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	3
	32	シマジン（CAT）	－	－	－	－	－	0.03
	33	ﾃﾙﾌﾞｶﾙﾌﾞ（MBPMC）	－	－	－	－	－	0.2
	34	トリクロピル	－	－	－	－	－	0.06
	35	ナプロパミド	－	－	－	－	－	0.3
	36	ﾊﾛｽﾙﾌﾛﾝﾒﾁﾙ	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.3
	37	ピリブチカルブ	－	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.2
	38	ブタミホス	－	－	－	－	－	0.04
	39	ﾌﾗｻﾞﾌﾙｽﾛﾝ	<0.003	－	－	－	－	0.3
	40	プロピザミド	－	－	－	－	－	0.08
	41	ﾍﾞﾝｽﾘﾄﾞ（SAP）	－	－	－	－	－	1
	42	ペンディメタリン	<0.005	－	－	－	－	0.5
	43	ベンフルラリン	－	－	－	－	－	0.8
	44	メコプロップ	－	－	－	－	－	0.05
	45	メチルダイムロン	－	－	－	－	－	0.3

(4) 届出状況

資料 5-２１　水質汚濁防止法に基づく特定施設

（平成１８年３月３１日現在）

業　　種	特定事業場数	排水基準適用事業場数（50㎥/日以上）	備考
鉱業	2	2	
畜産農業	33		
畜産食料品製造業	9	2	
水産食料品製造業	15		
保存食料品製造業	2		
みそ・しょうゆ等製造業	1		
パン・製あん等製造業	4		
飲料製造業	10	4	
めん類製造業	3		
豆腐製造業	64		
冷凍調理食品製造業	2	1	
紡績業・繊維製品加工業	1		
一般製材業又は木材チップ製造業	1		
木材薬品処理業	1		
パルプ・紙・加工品製造業	1	1	
新聞・出版・印刷業	4		
セメント製品製造業	14		
生コンクリート製造業	20	4	
砕石業	2		
砂利採取業	2	1	
金属製品・機械器具製造業	2	1	
水道・工業用水道・自家用工業水道の浄水施設	1		
酸又はアルカリによる表面処理施設	2		
旅館業	39	14	
共同調理場等	1	1	
弁当仕出屋又は弁当製造業（360㎡以上）	3	1	
飲食店	1	1	
洗たく業	17		
写真現像業	8		
自動車分解整備業	1		
自動式車両洗浄施設	24		
試験研究機関	5		
一般廃棄物処理施設の焼却施設	3		
産業廃棄物処理施設	1		
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	5		
し尿処理施設	28	25	
下水道終末処理施設	2	2	
特定事業場からの排出水の処理施設	1	1	
計	335	61	

資料 5−２２　鹿児島県公害防止条例に基づく特定施設

(平成１８年３月３１日現在)

特　定　施　設	特定事業場数	備考
ドラム缶製造業		
自動車整備業	12	
砂ろ過施設を有する上水道	1	
計	13	

(5) 生活排水対策

資料 5−２３　生活排水処理形態別人口及び収集量

処理形態別人口及び収集量

区分 ＼ 年度	単位	実績 H13	H14	H15	H16	H17
行政区域内人口	人	105,681	104,979	104,547	103,862	103,015
計画処理区域内人口	人	105,681	104,979	104,547	103,862	103,015
非水洗化人口	人	48,281	46,647	44,545	42,201	39,136
計画収集人口	人	47,695	46,141	44,334	42,054	39,017
自家処理人口	人	586	506	211	147	119
水洗化人口	人	57,400	58,332	60,002	61,661	63,879
公共下水道人口	人	298	471	561	1,197	1,545
コミュニティ・プラント人口	人	1,207	1,192	1,178	1,148	1,144
浄化槽人口	人	55,895	56,669	58,263	59,316	61,190
合併処理浄化槽人口	人	29,333	30,077	32,842	34,380	36,115
農業・漁業集落排水人口	人	932	1,276	1,617	2,069	2,447
単独処理浄化槽人口	人	25,630	25,316	23,804	22,867	22,628
生活排水処理率	%	30.1%	31.5%	34.6%	37.4%	40.1%
年間収集量	KL/年	76,205	76,530	77,990	78,515	76,917
し尿	KL/年	35,285	34,843	33,872	31,543	29,985
し尿	%	46.3%	45.5%	43.4%	40.2%	39.0%
浄化槽汚泥	KL/年	40,920	41,687	44,118	46,972	46,932
浄化槽汚泥	%	53.7%	54.5%	56.6%	59.8%	61.0%
日平均収集量	KL/日	208.78	209.67	213.67	215.11	210.73
し尿	KL/日	96.67	95.46	92.80	86.42	82.15
浄化槽汚泥	KL/日	112.11	114.21	120.87	128.69	128.58
前年比 総収集量	%	−	100.4%	101.9%	100.7%	97.3%
前年比 し尿	%	−	98.7%	97.2%	93.1%	95.1%
前年比 浄化槽汚泥	%	−	101.9%	105.8%	106.5%	98.6%
１人１日平均排出量 し尿	L/年・日	2.03	2.07	2.09	2.06	2.11
１人１日平均排出量 浄化槽汚泥	L/年・日	1.96	1.97	2.03	2.13	2.06

（各年度３月末日現在）

※　生活排水処理率：行政区域内人口に占める，し尿及び生活雑排水をあわせて処理している人口割合。

$$\text{生活排水処理率} = \frac{\text{公共下水道人口＋コミュニティ・プラント人口＋合併浄化槽人口＋農業・漁業集落排水人口}}{\text{行政区域内人口}}$$

※　１人１日平均排出量

$$\text{し尿} = \frac{\text{し尿収集量(KL/年)}\times 1{,}000}{\text{計画収集人口}\times 365\text{(日)}} \qquad \text{浄化槽汚泥} = \frac{\text{浄化槽汚泥収集量(KL)}\times 1{,}000}{\text{(浄化槽人口＋コミュニティ・プラント人口)}\times 365\text{(日)}}$$

資料5−２４　小型合併処理浄化槽設置整備補助金

年度	補助基数（基） 人槽 5	6〜7	8〜10	計	補助額（千円）	財源（千円） 国庫補助金	県補助金	一般財源	備考
平成17年度	(7) 405	(10) 205	(1) 17	(18) 627	(1,800) 242,769	79,651	49,390	113,728	

※　（　）内は，単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替者に対する上乗せ補助

（参考）補助額　　単位：円

5人槽	6〜7人槽	8〜10人槽	上乗せ補助
354,000	411,000	519,000	100,000

※　上乗せ補助は，単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替者に対するもの

６　ダイオキシン類

(1) 環境基準・規制基準

資料 ６−１　ダイオキシン類に係る環境基準

種　　類	環　境　基　準
大　気	0.6pg - TEQ/m³以下（年平均値）
水　質（水底の底質を除く）	1　pg - TEQ/L 以下（年平均値）
水底の底質	150pg - TEQ/g 以下
土　壌	1,000pg - TEQ/g 以下

※　１　大気の汚染に係る環境基準は，工業専用地域，車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
　　２　水質の汚濁（水質の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は，公共用水域及び地下水について適用する。
　　３　水質の底質の汚染に係る環境基準は，公共用水域の水底の底質について適用する。
　　４　土壌の汚染に係る環境基準は，廃棄物の埋立地その他の場所であって，外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

資料 ６−２　ダイオキシン類に係る排出基準

① 排ガスに係る特定施設及び排出基準

（単位：ng−TEQ/m³）

種　　類	施 設 規 模	新設施設 基準※	既設施設 基準	
			H13.1〜H14.11	H14.12〜
廃 棄 物 焼 却 炉（焼却能力 50kg/時以上）	4t/時以上	0.1	80	1
	2t/時以上 4t/時未満	1		5
	2t/時未満	5		10
製　鋼　用　電　気　炉		0.5	20	5
鉄 鋼 業 焼 結 施 設		0.1	2	1
亜　鉛　回　収　施　設		1	40	10
アルミニウム合金製造業		1	20	5

※ 新設施設は，平成 12 年 1 月 15 日以降に設置したもの

② 排水に係る特定施設及び排出基準

（単位：pg−TEQ/L）

特 定 施 設 の 種 類	排出基準
・　硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸塩パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 ・　カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 ・　硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち，廃ガス洗浄施設 ・　アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち，廃ガス洗浄施設 ・　塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設注1) ・　カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち，硫酸濃縮施設，シクロヘキサン分離施設，廃ガス洗浄施設 ・　クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち，水洗施設及び廃ガス洗浄施設 ・　8･18−ジクロロ−5･15−ジエチル−5･15−ジヒドロジインドロ[3･2−b:3’･2’−m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット）の製造の用に供する施設のうちニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設，ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設，ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設 ・　アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉，溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設，湿式集じん施設注1) ・　亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって，集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち，精製施設，廃ガス洗浄施設，湿式集じん施設 ・　廃棄物焼却炉（火床面積 0,.5m² 以上又は燃焼能力 50kg/時以上のものに限る）に係る廃ガス洗浄施設，湿式集じん施設，汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設注2) ・　廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設 ・　PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設 ・　上記の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 ・　上記の施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	10

※　注 1）及び注 2）の既設施設は，ダイオキシン類対策特別措置法の施工後３年間（平成１５年１月１４日まで）暫定基準値（20pg−TEQ/L 及び 50pg−TEQ/L）が適用されていた。

③ 廃棄物処理に係るばいじん等の処理基準

区　　分	施設
ばいじん，燃え殻等を埋立処分することのできる基準	3ng-TEQ／g 注1)
廃棄物最終処分場の放流水に係る水質排出基準	10pg-TEQ／L

※　注１）　セメント固化，薬事処理，酸抽出を行っているものは基準を適用しない。

(2) 測定結果

資料６－３　ダイオキシン類濃度の環境測定結果

	区　分	調　査　地　点	調査機関	年度	検体	濃 度 範 囲	年平均値	環境基準
環境大気 (pg-TEQ/m3)	一般環境	永利小学校（永利町）	旧川内市	13	1	－	0.019	0.6
		川内南中学校 （平佐町）	旧川内市	15	2	0.011～0.039	0.025	
			薩摩川内市	16	2	0.043～0.066	0.055	
				17	2	0.0074～0.012	0.0097	
	発生源 付近	水引小学校（水引町）	旧川内市	13	1	－	0.017	
				14	2	0.011～0.014	0.013	
				15	2	0.029～0.30	0.1645	
			薩摩川内市	16	2	0.049～0.091	0.070	
				17	2	0.008～0.017	0.0125	
	沿道	国道３号線 （御陵下町）	鹿児島県	13	4	0.0049～0.034	0.017	
				14	4	0.010～0.024	0.019	
				15	4	0.012～0.031	0.018	
				16	4	0.0082～0.037	0.017	
				17	2	0.026～0.051	0.039	
公共用水域 (pg-TEQ/L)	一般環境	川内川（小倉）	旧川内市	13	1	－	0.15	1
				14	1	－	0.37	
				15	1	－	0.082	
			薩摩川内市	16	1	－	0.11	
				17	1	－	0.11	
		隈之城川（母合橋）	旧川内市	13	1	－	0.50	
				14	1	－	0.49	
				15	1	－	0.10	
			薩摩川内市	16	1	－	0.094	
				17	1	－	0.19	
地下水 (pg-TEQ/L)	一般環境	大小路町	鹿児島県	16	1	－	0.024	1
		東郷町斧渕		14	1	－	0.036	
				16	1	－	0.036	
		樋脇町塔之原		13	1	－	0.033	
				15	1	－	0.040	
		入来町浦之名		14	1	－	0.038	
		入来町副田		17	1	－	0.042	
		祁答院町下手		14	1	－	0.023	
				15	1	－	0.029	
		里町里薗上		14	1	－	0.023	
		上甑町平良		14	1	－	0.021	
		下甑町手打		14	1	－	0.030	
		鹿島町藺牟田		14	1	－	0.042	

	区　分	調　査　地　点	調査機関	年度	検体	濃 度 範 囲	年平均値	環境基準
土壌 (pg-TEQ/g)	一般環境	永利小学校（永利町）	旧川内市	13	1	－	0.74	1,000
		川内南中学校（平佐町）	旧川内市	14	1	－	0.054	
				15	1	－	0.053	
			薩摩川内市	16	1	－	0.24	
				17	1	－	0.019	
		向田公園（神田町）	鹿児島県	17	1	－	0.022	
		市比野小学校（樋脇町）		13	1	－	0.26	
		鉄道公園（樋脇町）		17	1	－	0.52	
		副田小学校（入来）		17	1	－	0.015	
		大宮神社（入来町）		13	1	－	1.3	
		東郷小学校（東郷町）		17	1	－	0.65	
		舟倉児童公園（東郷町）		13	1	－	0.14	
		大東小学校（祁答院町）		17	1	－	1.6	
		祁答院中学校 （祁答院町）		13	1	－	0.28	
		里小学校（里町）		14	1	－	0.38	
		平良小学校（上甑町）		14	1	－	0.11	
		長浜小学校（下甑町）		14	1	－	0.14	
		鹿島小学校（鹿島町）		14	1	－	0.053	
	発生源 付近	水引小学校 （水引町）	旧川内市	13	1	－	0.66	
				14	1	－	0.55	
				15	1	－	0.11	
			薩摩川内市	16	1	－	0.65	
				17	1	－	0.4	

（鹿児島県測定分　資料：鹿児島県環境管理課）

資料 6-4　ダイオキシン類濃度の自主測定結果（薩摩川内市内の各クリーンセンター）

① 排出状況

測　定　項　目	年　度	川内 クリーンセンター	上甑島 クリーンセンター	下甑 クリーンセンタ	鹿島 クリーンセンター	排出基準（処理基準）
排　ガ　ス (ng-TEQ/m³)	13	3.2	0.17	13.000	43.000	川内：5（80） 上甑島・下甑・鹿島：10
	14	0.855	0.48	0.860	0.032	
	15	0.113	0.11	0.027	0.016	
	16	0.2035	3.3	0.17	0.038	
	17	0.000355	0.14	0.36	0.059	
処理水（放流水） (pg-TEQ/L)	13	0.044	－	－	－	10
	14	0.34	－	－	－	
	15	0.012	－	－	－	
	16	0.069	－	－	－	
	17	0.037	－	－	－	
飛　灰 (ng-TEQ/g)	13	*8.1	*0.51		*0.150	3（セメント固化は基準適用外）
	14	*3.7	*0.58	*0.700	*0.300	
	15	*0.815	*1.4	*0.0000077	*3	
	16	*1.8	*1.5	*0.34	*1.8	
	17	*0.21	*2.5	*1.4		
焼却灰 (ng-TEQ/g)	13	0.044	*0.074		0.054	3（セメント固化は基準適用外）
	14	0.0168	*0.046	0.0062	0.0055	
	15	0.0064	*0.036	0.35	0.017	
	16	0.000095	*0.033	0.026	0.0016	
	17	0.0000215	*0/017	0.013	0.0013	

※1　（　）内の排出基準は，平成１４年１１月以前の暫定排出基準

2　*印については，平成１２年１月１４日以前に設置された施設で，セメント固化，薬剤処理等を行っている施設については，飛灰，焼却灰の基準は適用されない。

② 周辺環境の状況（川内クリーンセンター）

測定項目	測　定　地　点	年度	測　定　値	環境基準
環境大気 (pg-TEQ/m³)	工場棟屋上	14	0.032	0.6
		15	0.010	
		16	0.035	
		17	0.029	
	最終処分場調整池横	14	0.027	
		15	0.0088	
		16	0.025	
		17	0.022	
公共用水域 (pg-TEQ/L)	平川橋・越下橋中点（小倉川）	14	0.30	1
		15	0.088	
		16	0.11	
		17	0.14	
土　壌 (pg-TEQ/g)	小倉グランドゴルフ場	14	0.34	1,000
		15	0.25	
		16	0.12	
		17	1.5	
	最終処分場調整池横	14	0.81	
		15	0.94	
		16	0.72	
		17	1.7	

7　原子力

(1) 本調査

資料 7-1　3か月間（91日換算）積算線量（モニタリングポイント）

（単位：mGy）

測定地点				平成17年度の積算線量範囲	前年度までの積算線量範囲	調査実施区分
地点名	地点番号	地区名				
小平	K－ 1	薩摩川内市	久見崎町	0.13	0.11～0.14	県
境界北	P－ 1	〃	〃	0.10～0.11	0.10～0.13	九電
北門北	P－ 2	〃	〃	0.12	0.11～0.14	九電
北門南	P－ 3	〃	〃	0.12～0.13	0.11～0.14	九電
平尾	P－ 4	〃	〃	0.12	0.12～0.15	九電
境界東	P－ 5	〃	〃	0.13	0.12～0.15	九電
山仁田	P－ 6	〃	〃	0.10	0.09～0.12	九電
正門西	P－ 7	〃	〃	0.12～0.13	0.11～0.15	九電
片平山	P－ 8	〃	〃	0.10	0.09～0.13	九電
境界南	P－ 9	〃	〃	0.10	0.10～0.12	九電
上浜	P－ 11	〃	〃	0.12	0.11～0.14	九電
本馬場	P－ 12	〃	〃	0.13	0.12～0.16	九電
宮山池	P－ 13	〃	〃	0.11	0.10～0.13	九電
京泊	K－ 31	〃	港町	0.13	0.10～0.14	県
庵之平	K－ 32	〃	久見崎町	0.11～0.12	0.10～0.13	県
水ヶ段	K－ 33	〃	寄田町	0.14	0.12～0.15	県
吹揚	K－ 34	〃	〃	0.12～0.13	0.11～0.14	県
漁協東	P－ 31	〃	港町	0.13	0.12～0.15	九電
岩下	P－ 32	〃	〃	0.12～0.13	0.11～0.14	九電
倉浦	P－ 33	〃	久見崎町	0.14	0.13～0.17	九電
上野	P－ 34	〃	寄田町	0.13～0.14	0.12～0.16	九電
西池	P－ 35	〃	〃	0.13～0.14	0.12～0.15	九電
唐山	K－ 51	〃	港町	0.11	0.10～0.12	県
浜田	K－ 52	〃	水引町	0.12	0.10～0.13	県
池之段	K－ 53	〃	寄田町	0.13～0.14	0.11～0.15	県
宮園	P－ 51	〃	網津町	0.13	0.11～0.14	九電
平島	P－ 52	〃	湯島町	0.13	0.11～0.15	九電
瀬戸地	P－ 53	〃	高江町	0.12	0.11～0.15	九電
毎床	P－ 54	〃	〃	0.12～0.13	0.10～0.14	九電
土川	P－ 55	〃	寄田町	0.12	0.11～0.14	九電
神田	K－ 72	〃	高江町	0.15	0.12～0.17	県
山神田	K－ 73	〃	〃	0.13	0.12～0.15	県
小ヶ倉	K－ 74	いちき串木野市	羽島	0.12～0.13	0.11～0.14	県
砂岳	K－ 75	薩摩川内市	湯田町	0.15	0.13～0.16	県
西方小	K－101	〃	西方町	0.12	0.11～0.14	県
小園	K－102	〃	陽成町	0.13～0.14	0.12～0.15	県
妹背	K－103	〃	高城町	0.15	0.13～0.16	県
別府	K－104	〃	宮内町	0.14	0.12～0.15	県
木場谷	K－105	〃	青山町	0.13～0.14	0.11～0.15	県
羽島浜	K－106	いちき串木野市	羽島	0.12～0.13	0.10～0.13	県
監視センター	K－107	薩摩川内市	若松町	0.15	0.12～0.16	県
大河内	K－108	いちき串木野市	荒川	0.14	0.11～0.15	県
市民会館	K－110	阿久根市	波留	0.14	0.12～0.15	県
東郷中	K－111	薩摩川内市	東郷町斧渕	0.14～0.15	0.12～0.16	県
水源地	K－112	薩摩川内市	樋脇町塔之原	0.14	0.11～0.16	県
消防署	K－114	いちき串木野市	昭和通	0.15	0.12～0.16	県
中央公民館	K－115	薩摩川内市	里町里	0.14～0.15	0.12～0.15	県
積算線量範囲				0.10～0.15	0.09～0.17	

資料 7-2　線量率（モニタリングステーション，モニタリングポストにおける連続測定）

【シンチレーション検出器】　（単位：ｎＧｙ／ｈ）

測定地点		平成17年度の線量率範囲		前年度までの線量率範囲		調査実施区分
		平均値	範囲	平均値	範囲	
境界北局	（ＰＣ－１）	28 ～ 31	26 ～ 108	28 ～ 36	25 ～ 144	九電
港局	（ＫＣ－１）	33 ～ 36	31 ～ 103	31 ～ 38	29 ～ 110	県
久見崎局	（ＫＣ－２）	27 ～ 30	25 ～ 112	25 ～ 31	23 ～ 105	県
北門南局	（Ｓ　－１）	38 ～ 41	36 ～ 101	37 ～ 45	34 ～ 120	九電
境界東局	（ＰＣ－２）	30 ～ 32	28 ～ 93	30 ～ 36	27 ～ 102	九電
小平局	（ＫＳ－１）	34 ～ 36	31 ～ 105	31 ～ 37	27 ～ 109	県
正門西局	（Ｓ　－２）	35 ～ 37	33 ～ 93	35 ～ 40	32 ～ 131	九電
上野局	（ＫＣ－３）	35 ～ 38	34 ～ 105	33 ～ 39	29 ～ 113	県
境界南局	（ＰＣ－３）	28 ～ 31	26 ～ 93	27 ～ 34	24 ～ 101	九電
寄田局	（ＫＣ－４）	30 ～ 32	28 ～ 94	29 ～ 35	26 ～ 124	県
高江局	（ＫＣ－５）	36 ～ 38	33 ～ 89	34 ～ 41	30 ～ 114	県
監視センター局	（ＫＣ－６）	44 ～ 47	39 ～ 101	41 ～ 48	37 ～ 105	県
線量率範囲		27 ～ 47	25 ～ 112	25 ～ 48	23 ～ 144	

資料 7-3　環境試料の放射能

試料名			核種名	単位	核種分析					
					平成17年度調査結果		平成15,16年度調査結果		前年度までの調査結果	
					試料数	測定値	試料数	測定値	試料数	測定値
海洋試料	海産生物	魚類	Cs-137	Bq/kg 生	8	ND～0.12	17	ND～0.12	234	ND～0.53
			Co-60		8	ND	17	ND	234	ND
			Sr-90		6	ND	13	ND	190	ND～0.58
			I-131		2	ND	4	ND	40	ND
		軟体類・棘皮類	Cs-137	Bq/kg 生	9	ND～0.03	18	ND～0.03	242	ND～0.28
			Co-60		9	ND	18	ND	242	ND
			Sr-90		2	ND	4	ND	76	ND～0.77
			I-131		1	ND	2	ND	30	ND
		藻類	Cs-137	Bq/kg 生	4	ND	8	ND～0.08	139	ND～0.23
			Co-60		4	ND	8	ND	139	ND
			Sr-90		4	ND～0.05	8	ND～0.08	100	ND～0.38
			I-131		4	ND	8	ND	139	ND
	海水	放水口側	Cs-137	mBq/L	6	1.6～2.1	12	1.6～2.6	145	ND～13
			Co-60		6	ND	12	ND	145	ND
			Sr-90		2	ND，1.7	4	ND～1.7	50	ND～10
			I-131		6	ND	12	ND	145	ND
		取水口側	Cs-137	mBq/L	6	1.7～2.3	12	1.6～2.4	145	ND～9.6
			Co-60		6	ND	12	ND	145	ND
			Sr-90		2	1.6,1.9	4	ND～1.9	50	ND～7.8
			I-131		6	ND	12	ND	145	ND
	海底土	放水口側	Cs-137	Bq/kg 乾土	4	ND	8	ND	97	ND～1.5
			Co-60		4	ND	8	ND	97	ND
			Sr-90		2	ND	4	ND	50	ND
		取水口側	Cs-137	Bq/kg 乾土	4	ND～1.1	8	ND～1.1	97	ND～3.4
			Co-60		4	ND	8	ND	97	ND
			Sr-90		2	ND	4	ND	50	ND～1.2

試料名			核種名	単位	核種分析 平成17年度調査結果 試料数	平成17年度調査結果 測定値	平成15,16年度調査結果 試料数	平成15,16年度調査結果 測定値	前年度までの調査結果 試料数	前年度までの調査結果 測定値
陸上試料	植物	穀類（米）	Cs-137	Bq/kg 生	4	ND～0.18	8	ND～0.18	101	ND～2.5
			Co-60		4	ND	8	ND	101	ND
			Sr-90		2	ND	4	ND	53	ND～0.16
			I-131		2	ND	4	ND	50	ND
		葉菜類	Cs-137	Bq/kg 生	4	ND	8	ND～0.01	100	ND～0.52
			Co-60		4	ND	8	ND	100	ND
			Sr-90		2	0.05, 0.07	4	0.05～0.13	53	0.06～0.95
			I-131		4	ND	8	ND	97	ND
		根菜類	Cs-137	Bq/kg 生	2	ND	4	ND～0.02	47	ND～0.12
			Co-60		2	ND	4	ND	47	ND
			Sr-90		－	－	－	－	1	0.07
		豆類	Cs-137	Bq/kg 生	1	ND	2	ND	23	ND～0.20
			Co-60		1	ND	2	ND	23	ND
			I-131		1	ND	2	ND	23	ND
		いも類	Cs-137	Bq/kg 生	3	ND, 0.09	6	ND～0.16	77	ND～0.37
			Co-60		3	ND	6	ND	77	ND
			Sr-90		2	0.14, 0.24	4	0.09～0.24	54	0.07～0.94
		工芸作物（茶）	Cs-137	Bq/kg 生	2	0.04, 0.11	4	0.04～0.13	51	0.03～3.4
			Co-60		2	ND	4	ND	51	ND
			Sr-90		2	0.36, 0.96	4	0.36～0.96	51	0.27～4.2
			I-131		2	ND	4	ND	51	ND～53
		果樹（みかん）	Cs-137	mBq/L	2	ND, 0.01	4	ND～0.02	48	ND～0.19
			Co-60		2	ND	4	ND	49	ND
			Sr-90		1	0.04	2	0.02, 0.07	25	0.02～0.73
			I-131		2	ND	4	ND	48	ND
		牧草	Cs-137	mBq/L	1	0.14	2	ND, 0.33	24	ND～0.52
			Co-60		1	ND	2	ND	24	ND
			Sr-90		－	－	－	－	1	0.66
			I-131		1	ND	2	ND	24	ND
		松葉	Cs-137	Bq/kg 乾土	8	ND～0.14	16	ND～0.27	193	ND～2.1
			Co-60		8	ND	16	ND	193	ND
			Sr-90		2	0.16, 1.2	4	0.16～1.8	52	0.25～24
			I-131		8	ND	16	ND	193	ND～0.79
	畜産物（牛乳）		Cs-137	Bq/L	4	ND	15	ND～0.026	195	ND～0.31
			Co-60		4	ND	15	ND	195	ND
			Sr-90		1	ND, 0.025	4	ND～0.018	54	ND～0.082
			I-131		4	ND	15	ND	195	ND～3.4
	陸水		Cs-137	mBq/L	20	ND	40	ND	457	ND～16
			Co-60		20	ND	40	ND	457	ND
			Sr-90		6	ND～1.6	12	ND～1.7	142	ND～11
			I-131		20	ND	40	ND	457	ND
	陸土		Cs-137	Bq/kg 乾土	12	ND～13	24	ND～14	297	ND～110
			Co-60		12	ND	24	ND	297	ND
			Sr-90		4	0.4～1.0	8	0.4～1.0	110	ND～13
	浮遊じん		Cs-137	mBq/m^3	23	ND	48	ND	422	ND～1.9
			Co-60		23	ND	48	ND	422	ND
	降下物		Cs-137	MBq/km^2・月	24	ND	48	ND～0.12	446	ND～9.8
			Co-60		24	ND	48	ND	446	ND

※　－：未測定　　ND：未検出

(2) 補助的調査

資料 7-4　線量率(モニタリングステーション，モニタリングポストにおける連続測定)

【電離箱検出器・県実施】　(単位：ｎＧｙ／ｈ)

測定地点		平成17年度の線量率範囲		前年度までの線量率範囲	
		平均値	範囲	平均値	範囲
港局	(ＫＣ－１)	67 ～ 69	64 ～ 125	64 ～ 69	61 ～121
久見崎局	(ＫＣ－２)	58 ～ 60	55 ～ 129	57 ～ 62	55 ～124
小平局	(ＫＳ－２)	62 ～ 64	60 ～ 120	61 ～ 66	59 ～123
上野局	(ＫＣ－３)	68 ～ 70	65 ～ 132	67 ～ 71	61 ～139
寄田局	(ＫＣ－４)	59 ～ 62	56 ～ 119	59 ～ 65	56 ～129
高江局	(ＫＣ－５)	68 ～ 71	62 ～ 117	67 ～ 71	62 ～133
監視センター局	(ＫＣ－６)	77 ～ 78	74 ～ 127	77 ～ 82	71 ～135
唐山局	(ＫＰ－１)	77 ～ 80	73 ～ 132	76 ～ 79	71 ～111
網津局	(ＫＰ－２)	88 ～ 91	84 ～ 146	88 ～ 93	83 ～123
水引小局	(ＫＰ－３)	85 ～ 87	80 ～ 137	84 ～ 87	76 ～123
港体育館局	(ＫＰ－４)	78 ～ 82	74 ～ 135	79 ～ 83	74 ～115
船間島局	(ＫＰ－５)	91 ～ 93	86 ～ 151	89 ～ 92	84 ～134
湯島局	(ＫＰ－６)	69 ～ 71	65 ～ 137	68 ～ 73	64 ～116
河口大橋局	(ＫＰ－７)	82 ～ 84	77 ～ 157	81 ～ 84	77 ～124
山神田局	(ＫＰ－８)	74 ～ 77	70 ～ 138	74 ～ 77	69 ～121
毎床局	(ＫＰ－９)	80 ～ 83	75 ～ 142	80 ～ 84	74 ～132
寄田小局	(ＫＰ－10)	84 ～ 86	80 ～ 133	83 ～ 86	77 ～117
下山局	(ＫＰ－11)	76 ～ 78	72 ～ 135	74 ～ 77	69 ～116
土川局	(ＫＰ－12)	85 ～ 87	80 ～ 131	84 ～ 90	78 ～116
羽島局	(ＫＰ－13)	74 ～ 78	69 ～ 117	75 ～ 79	68 ～110
大川中局	(ＫＰ－14)	80 ～ 91	83 ～ 132	88 ～ 90	83 ～127
里局	(ＫＰ－15)	79 ～ 81	75 ～ 117	79 ～ 82	75 ～117
線量率範囲		58 ～ 93	55 ～ 157	57 ～ 93	55 ～139

資料 7-5　計数率（放水口ポストにおける連続測定）

［九電実施］　(単位：ｃｐｍ)

測定地点	平成１７年度の計数率範囲		前年度までの計数率範囲	
	平均値	範囲	平均値	範囲
放水口局	480 ～ 560	460 ～1,380	450 ～ 530	400 ～4,710

資料 7-6　線量率（サーベイポイントにおける定期測定）
【シンチレーション検出器（モニタリングカー）】

（単位：ｎＧｙ／ｈ）

測定地点				平成17年度の積算線量範囲	前年度までの積算線量範囲	調査実施区分
地点名	地点番号	地区名				
境界北	Ｐ－ 1	薩摩川内市	久見崎町	28 ～ 31	27 ～ 32	九電
北門北	Ｐ－ 2	〃	〃	30 ～ 35	30 ～ 35	九電
北門南	Ｐ－ 3	〃	〃	33 ～ 39	32 ～ 43	九電
平尾	Ｐ－ 4	〃	〃	32 ～ 37	30 ～ 37	九電
境界東	Ｐ－ 5	〃	〃	33 ～ 36	28 ～ 36	九電
山仁田	Ｐ－ 6	〃	〃	28 ～ 32	27 ～ 35	九電
正門西	Ｐ－ 7	〃	〃	32 ～ 35	28 ～ 36	九電
片平山	Ｐ－ 8	〃	〃	30 ～ 32	28 ～ 33	九電
境界南	Ｐ－ 9	〃	〃	25 ～ 29	23 ～ 29	九電
上浜	Ｐ－ 11	〃	〃	38 ～ 41	38 ～ 42	九電
本馬場	Ｐ－ 12	〃	〃	39 ～ 41	38 ～ 50	九電
宮山池	Ｐ－ 13	〃	〃	25 ～ 26	25 ～ 28	九電
漁協東	Ｐ－ 31	〃	港町	33 ～ 35	30 ～ 35	九電
岩下	Ｐ－ 32	〃	〃	33 ～ 36	31 ～ 36	九電
倉浦	Ｐ－ 33	〃	久見崎町	42 ～ 46	42 ～ 51	九電
上野	Ｐ－ 34	〃	寄田町	36 ～ 39	34 ～ 40	九電
西池	Ｐ－ 35	〃	〃	37 ～ 45	37 ～ 46	九電
宮園	Ｐ－ 51	〃	網津町	36 ～ 39	35 ～ 44	九電
平島	Ｐ－ 52	〃	湯島町	35 ～ 40	34 ～ 47	九電
瀬戸地	Ｐ－ 53	〃	高江町	34 ～ 39	32 ～ 40	九電
毎床	Ｐ－ 54	〃	〃	32 ～ 34	29 ～ 34	九電
土川	Ｐ－ 55	〃	寄田町	33 ～ 35	31 ～ 36	九電
砂岳	Ｋ－ 75	〃	湯田町	50 ～ 54	41 ～ 57	県
西方小	Ｋ－101	〃	西方町	34 ～ 37	31 ～ 53	県
小園	Ｋ－102	〃	陽成町	30 ～ 33	25 ～ 51	県
妹背	Ｋ－103	〃	高城町	39 ～ 42	38 ～ 55	県
別府	Ｋ－104	〃	宮内町	41 ～ 44	38 ～ 56	県
木場谷	Ｋ－105	〃	青山町	35 ～ 37	31 ～ 59	県
大河内	Ｋ－108	いちき串木野市	荒川	39 ～ 43	36 ～ 61	県
線量率範囲				25 ～ 54	23 ～ 61	

資料 7-7　大気中放射性ダスト（サーベイポイントにおける定期測定）
［県実施］

（単位：Ｂｑ／m^3）

測定地点				平成17年度の濃度範囲	前年度までの濃度範囲
地点名	地点番号	地区名			
小平	Ｋ－ 1	薩摩川内市	久見崎町	0.4 ～ 2.8	ND ～ 9.2
京泊	Ｋ－ 31	〃	港町	1.2 ～ 9.6	ND ～ 15
庵之平	Ｋ－ 32	〃	久見崎町	0.3 ～ 4.7	ND ～ 14
水ヶ段	Ｋ－ 33	〃	寄田町	0.7 ～ 3.2	ND ～ 9.0
吹揚	Ｋ－ 34	〃	〃	0.6 ～ 4.6	ND ～ 9.7
神田	Ｋ－ 72	〃	高江町	0.3 ～ 5.4	ND ～ 16
監視センター	Ｋ－107	〃	若松町	0.2 ～ 2.8	ND ～ 26
濃度範囲				0.2 ～ 9.6	ND ～ 26

資料 7−8　大気中放射性ヨウ素（サーベイポイントにおける定期測定）

［県実施］

（単位：Ｂｑ／m^3）

測定地点				平成17年度の濃度範囲	前年度までの濃度範囲
地点名	地点番号	地区名			
小平	K− 1	薩摩川内市	久見崎町	ND	ND
京泊	K− 31	〃	港町	ND	ND
庵之平	K− 32	〃	久見崎町	ND	ND
水ヶ段	K− 33	〃	寄田町	ND	ND
吹揚	K− 34	〃	〃	ND	ND
神田	K− 72	〃	高江町	ND	ND
監視センター	K−107	〃	若松町	ND	ND
濃度範囲				ND	ND

資料 7−9　海水・陸水中のトリチウム（^{3}H）

（単位：Ｂｑ／m^3）

試料名		採取地点	測定部位	測定値	平成15,16年度の範囲		前年度までの範囲		調査実施区分
					試料数	測定値	試料数	測定値	
海水	放水口側	放水口	表層水	ND	8	ND	82	ND～ 6.6	県 九電
	取水口側	取水口	表層水	ND	8	ND	82	ND～ 6.9	県 九電
陸水	寄田久見崎地区簡易水道原水	寄田町	表層水	ND	8	ND	97	ND～ 2.4	県
	薩摩川内市上水道浄水場原水	田海町	表層水	ND ～ 0.4	8	ND～ 0.4	61	ND～ 0.7	県
	羽島地区簡易水道原水	いちき串木野市	表層水	ND ～ 0.4	8	ND～ 0.4	67	ND～ 1.7	九電
	井戸水	久見崎町	表層水	ND	4	ND～ 0.4	33	ND～ 0.6	九電
	川内川水	高江町	表層水	ND	4	ND～ 0.4	33	ND～ 1.0	九電
	宮山池水	宮山池	表層水	0.3,0.4	4	ND～ 0.5	33	ND～ 1.2	九電

資料 7−１０　３か月間（91日換算）積算線量（防波堤）

（単位：ｍＧｙ）

測定地点	平成17年度の積算線量範囲	前年度までの積算線量範囲	調査実施区分
K−　２Ｓ　（北防波堤）	0.13	0.11 ～ 0.14	県
P−１４Ｓ　（北防波堤）	0.11 ～ 0.12	0.10 ～ 0.13	九電
P−１５Ｓ　（南防波堤）	0.11 ～ 0.12	0.10 ～ 0.14	九電
線量率範囲	0.11 ～ 0.13	0.10 ～ 0.14	

資料 7−１１　線量率（防波堤における定期測定）

（単位：ｎＧｙ／ｈ）

測定地点	平成17年度の線量率範囲	前年度までの線量率範囲	調査実施区分
K−　２Ｓ　（北防波堤）	38 ～ 41	30 ～ 48	県
P−１４Ｓ　（北防波堤）	33 ～ 41	32 ～ 48	九電
P−１５Ｓ　（南防波堤）	38 ～ 42	37 ～ 50	九電
積算線量範囲	33 ～ 42	30 ～ 50	

資料 7−１２　線量率（防波堤における連続測定）

（単位：ｎＧｙ／ｈ）

測定局名	平成17年度の線量率範囲		前年度までの線量率範囲		調査実施区分
	平均値	範囲	平均値	範囲	
海側ポスト（ＰＲ−Ｓ）	23 ～ 25	21 ～ 60	21 ～ 25	20 ～62	九電

8　廃棄物

資料 8－1　ごみの排出・収集状況

＜収集・処分の推移＞

区　分					平成16年度	平成17年度
人口				人	105,136	103,015
世帯数				世帯	44,786	44,623
収集所数	可　燃			箇所	1,386	1,392
	不　燃			箇所	903	885
	資　源			箇所	750	742
委託収集	可燃			t	18,938.2	19,024.9
	不燃			t	913.3	825.1
	粗大			t	139.8	172.5
	資源	紙類	新聞・雑誌	t	2,269.4	2,249.9
			紙パック	t	4.5	5.8
			ダンボール	t	345.3	317.4
		缶類	アルミ	t	148.4	106.5
			スチール	t	187.7	184.1
		ビン類	生きビン	t	155.0	144.6
			ワンウェイビン	t	776.5	736.4
		ペットボトル		t	165.4	160.1
		プラ類	トレイ	t	51.5	50.1
			プラ	t	569.1	534.1
		小　計		t	4,672.8	4489.0
	合　計			t	24,664.1	24,511.5
直接搬入	可燃			t	6,091.9	6,214.1
	不燃			t	597.3	444.9
	粗大			t	727.4	734.1
	資源	紙類	新聞・雑誌	t	367.1	94.8
			紙パック	t	0.4	0.2
			ダンボール	t	201.5	154.4
		缶類	アルミ	t	2.9	0.5
			スチール	t	5.2	0.6
		ビン類	生きビン	t	4.8	1.9
			ワンウェイビン	t	83.6	73.3
		ペットボトル		t	18.5	13.3
		プラ類	トレイ	t	0.6	1.5
			プラ	t	147.0	129.9
		小　計		t	831.6	470.5
	合　計			t	8,248.2	7,863.6
合　計	可燃			t	25,030.1	25,239.0
	不燃			t	1,510.6	1,270.0
	粗大			t	867.2	906.6
	資源	紙類	新聞・雑誌	t	2,636.5	2,344.7
			紙パック	t	4.9	6.0
			ダンボール	t	546.8	471.8
		缶類	アルミ	t	151.3	107.0
			スチール	t	192.9	184.7
		ビン類	生きビン	t	159.8	146.5
			ワンウェイビン	t	860.1	809.7
		ペットボトル		t	183.9	173.4
		プラ類	トレイ	t	52.1	51.6
			プラ	t	716.1	664.0
		小　計		t	5,504.4	4,959.5
	合　計			t	32,912.3	32,375.1

＜各単位当たりごみ排出量＞

単位：kg

区分		平成16年度	平成17年度
市民一人当たり年間ごみ排出量	可燃ごみ	238.074	245.003
	不燃ごみ	14.368	12.328
	粗大ごみ	8.248	8.801
	資源ごみ	52.355	48.143
	合計	313.045	314.275
市民一人当たり日間ごみ排出量	可燃ごみ	0.652	0.671
	不燃ごみ	0.039	0.034
	粗大ごみ	0.023	0.024
	資源ごみ	0.143	0.132
	合計	0.858	0.861
世帯当たり年間ごみ排出量	可燃ごみ	558.882	565.605
	不燃ごみ	33.729	28.461
	粗大ごみ	19.363	20.317
	資源ごみ	122.904	111.142
	合計	734.878	725.524
世帯当たり日間ごみ排出量	可燃ごみ	1.531	1.550
	不燃ごみ	0.092	0.078
	粗大ごみ	0.053	0.056
	資源ごみ	0.337	0.304
	合計	2.013	1.988

資料 8－2　ごみ減量再資源化補助金

区　　分	資源回収施設			リサイクル推進員		資源回収		収集施設	
	申請件数	補助施設数	補助金額（円）	申請件数	補助金額（円）	申請件数	補助金額（円）	申請件数	補助金額（円）
平成16年度	13	18	1,459,300	424	6,360,000	236	8,451,968	7	327,500
平成17年度	23	23	2,027,300	732	10,980,000	118	1,188,000	25	1,131,200

資料 8－3　生ごみ処理機器購入補助金

区　　分	生ごみ処理機器		備　　考
	件　数	金　額(円)	
平成16年度	216	4,332,200	
平成17年度	131	2,306,000	

９　環境衛生

(1) 薬剤散布

資料 ９－１　薬剤散布の実施状況

区　　分			平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
実施自治会数			62	58	52	51	36
延べ実施自治会数			86	79	71	63	36
延べ実施戸数　(戸)			6,130	5,686	5,494	4,712	2,348
薬剤使用数量	油剤 18ℓ	使用缶数　(缶)	168	148	140	104	86
	乳剤 0.5ℓ	使用本数　(本)	74	75	61	68	60
	乳剤 18ℓ	使用缶数　(缶)	104	94	95	103	73
機械保有台数　(台)			62	62	62	59	56

(2) 墓地・火葬場

資料 ９－２　年度別市営墓地使用状況

① 川内芸ノ尾第１墓地

年度	区画数	使用開始	返還	使用区画	残区画数	備考
13	325	0	3	315	10	
14		0	0	315	10	
15		0	6	309	16	
16		0	0	309	16	
17		0	2	307	18	

② 川内芸ノ尾第２墓地

年度	区画数	使用開始	返還	使用区画	残区画数	備考
13	201	4	0	134	67	
14		9	0	143	58	
15		6	0	149	52	
16		11	0	160	41	
17		4	0	164	37	

③ 入来向山墓地

年度	区画数	使用開始	返還	使用区画	残区画数	備考
13	90	1	0	19	71	
14		1	0	20	70	
15		2	0	22	68	
16		1	0	23	67	
17		2	0	25	65	

④ 里薗上墓地

年度	区画数	使用開始	返還	使用区画	残区画数	備考
13	249	0	0	224	25	
14		0	0	224	25	
15		0	0	224	25	
16		0	1	223	26	
17		2	0	225	24	

⑤　里薗下墓地

年度	区画数	使用開始	返還	使用区画	残区画数	備考
13	179	0	0	157	22	
14		0	0	157	22	
15		0	0	157	22	
16		0	0	157	22	
17		1	0	158	21	

⑥　里観農墓地

年度	区画数	使用開始	返還	使用区画	残区画数	備考
13	271	0	0	203	68	
14		0	0	203	68	
15		0	0	203	68	
16		0	0	203	68	
17		0	3	200	71	

⑦　里寺山墓地

年度	区画数	使用開始	返還	使用区画	残区画数	備考
13	51	0	0	43	8	
14		0	0	43	8	
15		0	0	43	8	
16		0	0	43	8	
17		0	0	43	8	

⑧　鹿島小牟田墓地

年度	区画数	使用開始	返還	使用区画	残区画数	備考
13	84	0	0	80	4	
14		0	0	80	4	
15		0	0	80	4	
16		0	0	80	4	
17		1	0	81	3	

資料 9-3　共同墓地特別災害復旧補助状況

年度	共同墓地の崩土除去又は敷地復旧	共同墓地の崩壊による墓石又は納骨堂の移設	補助金交付額（円）
13	2件	0件	142,000
14	3件	0件	2,806,000
15	2件	0件	2,084,000
16	4件	0件	1,235,000
17	1件	0件	735,000

資料 9−4　薩摩川内市内の葬斎場の年度別利用状況

① 川内葬斎場「やすらぎ苑」

年度	火葬件数				その他			施設使用件数			
	大人	小人	死産	計	改葬骨	汚物	計	斎場	通夜	安置室	計
13	804	9	18	831	11	50	61	17	18	0	35
14	833	3	18	854	5	48	53	19	21	0	40
15	829	2	14	845	38	49	87	21	21	0	42
16	941	6	6	953	20	76	96	20	19	1	40
17	870	5	18	893	14	84	98	18	18	0	36

② 上甑島葬斎場

年度	火葬件数				その他			施設使用件数			
	大人	小人	死産	計	改葬骨	汚物	計	斎場	通夜	安置室	計
13	41	0	0	41	0	0	0	0	0	0	0
14	41	0	0	41	0	0	0	0	0	0	0
15	52	0	0	52	0	0	0	0	0	0	0
16	49	0	0	49	0	0	0	0	0	0	0
17	52	0	0	52	1	0	1	0	0	0	0

③ 下甑葬斎場

年度	火葬件数				その他			施設使用件数			
	大人	小人	死産	計	改葬骨	汚物	計	斎場	通夜	安置室	計
13	44	0	0	44	0	0	0	0	0	0	0
14	50	0	0	50	0	0	0	0	0	0	0
15	28	0	0	28	0	0	0	0	0	0	0
16	43	0	0	43	0	0	0	0	0	0	0
17	35	0	0	35	0	0	0	0	0	0	0

④ 鹿島葬斎場

年度	火葬件数				その他			施設使用件数			
	大人	小人	死産	計	改葬骨	汚物	計	斎場	通夜	安置室	計
13	10	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0
14	17	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0
15	15	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0
16	17	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0
17	13	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0

(3) 狂犬病予防対策

資料 9−5　薩摩川内市内の畜犬登録及び狂犬病予防注射実施状況

年度	畜犬登録頭数	狂犬病予防注射実施頭数	注射実施率	備　　考
16	6,985	5,668	81.1%	
17	6,907	5,485	79.4%	

１０　苦情処理

資料 １０−１　苦情の処理状況

種類別の苦情申立状況

公害の種類		16年度	17年度	備考
典型七公害	大気汚染	21	52	
	水質汚濁	4	5	
	土壌汚染	0	0	
	騒音	12	14	
	振動	1	0	
	地盤沈下	0	0	
	悪臭	12	17	
	（小計）	(50)	(88)	
上記以外	産業廃棄物	1	1	
	一般廃棄物	43	31	
	日照	0	0	
	通風	0	1	
	その他	19	55	
	（小計）	(63)	(87)	
年度合計		113	175	

発生源別の申立状況

発生源		16年度	17年度	備考
製造業	食料品	3	7	
	木材・木製品	0	0	
	紙・パルプ製品	1	0	
	化学工業・石油・石炭製品	0	0	
	窯業・土石製品	0	0	
	金属製品	0	1	
	その他の製造業	2	2	
	（小計）	6	10	
修理工場		0	1	
建設・土木工事		6	7	
交通機関		2	1	
畜産業・農業		9	8	
家庭生活		5	8	
その他		81	138	
不明		4	2	
年度合計		113	175	

用 語 説 明

あ行

悪臭物質

悪臭防止法では「不快なにおいの原因となり，生活環境を損なうおそれがある物質であって政令で定めるもの」を悪臭物質といい現在２２物質が指定されている。においに対しては個人差があるが，大多数の人々（７０％または３分の２）に不快感を与えるにおいを悪臭と呼ぶ。特有のにおいをもつ化合物は約４０万種に達すると言われている。

硫黄酸化物（SOx）

二酸化硫黄（SO_2），無水硫酸（SO_3）が主なものであるが，二酸化硫黄は，重油中の硫黄分の燃焼に伴って発生するガスで，ほとんどが工場やビルなどの固定発生源から排出され，呼吸器管に対し長期的，短期的影響を与え，他のガスとの相乗効果も大きい。

一酸化炭素（CO）

酸素不足の状態で，燃料が燃焼するとき発生する無色，無臭のガスで，血液中のヘモグロビンと結合し，酸素の補給を阻害し，ひどいときは窒息にまでいたる。現在，一番多量の発生源は，自動車排ガスである。

か行

化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物など水質汚濁の原因物質を酸化剤で酸化するときに消費される酸素量で，水質汚濁の程度を示す指標。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。

カドミウム（Cd）

亜鉛に伴って産出される物質で，メッキ工場や電気機器工場でメッキの電解液や部品として使用されている。慢性中毒になると肝臓障害を起こし，カルシウム不足となり，骨軟化症を起こす。イタイイタイ病の原因とも考えられている。

環境基準

環境基本法第１６条により「大気の汚染，水質の汚濁，土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について，それぞれ人の健康を保護し，及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として，政府が定める基準をいう。

環境放射線

人間を含めた生物の生活環境内にある放射線のことで，空間放射線及び環境試料の放射能の総称。

規制基準

公害を防止するため工場や事業場等が遵守すべき基準で，大気の汚染，水質の汚濁，土壌の汚染の原因となる物質の排出に関する許容限度や，騒音，振動，地盤沈下及び悪臭についての発生許容限度をいう。

空間放射線

空間に存在する放射線。私たちのまわりには，大地，大気からの放射線や，宇宙線などによる自然放射線が存在しており，自然放射線の量は，地質や地形の違いなどにより場所毎に違った値をとる。また，同じ場所であっても気象条件により変動する。特に雨による影響が大きく，雨が降ると一時的に高くなることから，地点毎の測定データは一定の値ではなく範囲をもつ。空間放射線の測定は，３か月間積算線量（単位：mGy）及び線量率（単位：nGy/h）で行う。

グレイ（Gy）

物質における放射線のエネルギー吸収量を表す単位で，空間放射線の量を表す単位として，X線及びガンマ線の空気吸収線量が用いられる。物質１kgあたり１ジュール（J）のエネルギー吸収があるときの放射線量を１グレイ（Gy）という。

光化学オキシダント（Ox）

大気中の窒素酸化物・炭化水素などが，強い紫外線によって光化学反応を起こすことにより二次的に生成される物質の総称。主としてオゾン（O_3）が大部分で，目，咽喉頭，呼吸器に影響を及ぼす。

光化学スモッグ

自動車の排ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素が，太陽光線でオキシダントとなり，オゾンを主体にスモッグを形成したものといわれている。この現象は，日ざしの強い夏の間に多く発生して，目を刺激し，呼吸困難を起こし，植物の葉を白く枯らしたりする。

公害防止協定

公害防止を目的として，地方公共団体又は住民と企業の間で，または地方公共団体相互間で締結される協定をいう。法律・条例による規制基準よりきびしくそれぞれの地域に応じた公害防止の目標値を設定し，具体的な公害対策の明示などを内容としている。

コバルト－６０（^{60}Co）

原子炉の中で，安定元素である ^{59}Co に放射線の一種である中性子が吸収されて生成する放射性物質。半減期約５年，ベータ線とガンマ線を出す。

さ行

サーベイポイント

モニタリングカーや，可搬型放射線測定装置で空間放射線量を測定する地点。

シアン（CN）

青酸カリ等で知られる人の健康に有害な物質。メッキの電解液などに多く用いられ，猛毒である。

シンチレーションサーベイメータ

放射線を測定する携帯用の測定器をサーベイメータといい，シンチレーションサーベイメータはその一つの方式。

水銀（Hg）

常温で液体の金属で，金属水銀の害は少ないが，その蒸気は非常に有害である。水銀化合物には有機水銀化合物と無機水銀化合物があり，有機水銀は毒性が強く神経系をおかし，知覚，聴力，言語等の障害・手足のマヒなどを起こす。代表的な症状として水俣病がある。

水素イオン濃度（pH）

水質の酸性，あるいはアルカリ性の程度を示す指標。中性の水では pH は７となり，酸性の溶液は pH が７より小さく，アルカリ性の溶液では７より大きくなる。環境保全の面からは，pH6.5 から 8.5 まであれば問題ないと考えられている。

ストロンチウム－９０（^{90}Sr）

ウランなどの核分裂で生成する放射性物質。半減期約２９年，ベータ線を出す。地上にあるほとんどは，過去の原水爆実験で発生したものである。

生物化学的酸素要求量（BOD）

河川水や排水中の有機物は，水中の微生物により酸化分解されるが，この微生物が水中の有機物をエサとして分解するために消費する酸素量で水質汚濁の程度を示す指標。普通５日間の BOD をもって指標とする。BOD が高ければその水中には腐敗性物質が多いことを意味し，溶存酸素を異常に消費して魚介類に影響を及ぼすなどの原因となる。

積算線量

空間積算線量のことで，通常３か月間の空間放射線の積算量。mGy で表す。

セシウム－１３７（^{137}Cs）

ウランなどの核分裂で生成する放射性物質。半減期約３０年，ベータ線とガンマ線を出す。地上にあるほとんどは過去の原水爆実験で発生したものである。

線量率

空間放射線量率のことで，単位時間当たりの空間放射線量。通常１時間あたりの放射線量 nGy/h で表す。

た行

炭化水素（HC）

主に自動車排ガスに含まれており，それ自体の濃度では問題にならないが，窒素酸化物と共存し，太陽の照射により光化学スモッグを生成する場合は，少量でも有害である。

ダイオキシン類

一般に，ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼び，コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいる。ダイオキシン類対策特別措置法においては，PCDD 及び PCDF にコプラナーPCB を含めて「ダイオキシン類」と定義されている。ダイオキシン類は水にはほとんど溶けず，脂肪に溶けやすい性質があり，一旦体内に取り込まれると排出に時間がかかる。動物実験では，ダイオキシン類の中で最も毒性の強いといわれる 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの発ガン性が示されており，人への影響も危惧されている。

大腸菌群数

主に人及び動物の腸内に寄生し，水，土壌など広く自然界にも分布する細菌の総称。大腸菌自体の数が多いということはそれだけ人畜のし尿などにより汚染が進んでいることを示す。大腸菌群数は公共用水域の場合，ＭＰＮ／100mℓ，事業場排水の場合，個／cm^3 で表わす。

窒素酸化物（NOx）

一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO_2）が主なものであるが，このうち最も毒性が強く，大気汚染で問題になるのは，茶かっ色の刺激性ガスの二酸化窒素である。石油，石炭の燃焼に伴って発生し，工場・ビル・自動車などから排出される。窒素酸化物は燃焼状態が良好なとき，効率よく燃焼しているときに発生する。

TEQ

毒性等量。ダイオキシン類の濃度を調べるとき，化合物によって毒性の強さが違うと評価が難しくなるため，測定した化合物の濃度にTEF（毒性等価係数）をかけ，2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算して表したもの。

等価騒音レベル（Leq）

等価騒音レベルとは，一定時間内に測定された騒音をエネルギー量として平均し，その平均値から騒音の大きさを求めたものであり，中央値（L_{50}）が同一であってもピーク騒音が大きいか頻回であるほどLeqは高くなる。

トリチウム（^{3}H）

宇宙線や原子炉内の核分裂などによって生成する放射性物質。半減期約12年，ベータ線を出す。宇宙線によっても生成されるので自然界にも存在する。

な行

鉛（Pb）

水銀などと並んでもっとも毒性の強いものの一つであり，印刷業，塗料業，電池工場などで，鉛化合物による中毒が見受けられる。ガソリンに添加されている４エチル鉛，４メチル鉛は猛毒である。

は行

ばい煙

燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称。

ばいじん

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、燃料などの燃焼や電気炉などの使用に伴って発生するススなどを指す。

ヒ素（As）

猛毒であり，以前は殺虫剤として農薬に多く用いられていた。ヒ素化合物は体内に入ると排出されにくく，少量ずつ長期にわたって摂取すると慢性中毒となり，知覚障害・貧血等を起こし循環障害で死亡する場合がある。高千穂町土呂区公害の原因となっている。

非メタン炭化水素

炭化水素の中でも光化学反応速度の非常に遅いメタンを除いたものをいう。

主に塗装，印刷等の作業工程と石油精製，石油化学等の製造，貯蔵及び出荷工程等から排出される。

また，自動車排出ガスの中にも含まれている。

浮遊物質量（SS）

水中に浮遊する物質の量。水の濁りの指標となるもので，地表から流出した粘土，有機物，プランクトンのほか工場排水や家庭排水中の懸濁性の物質からなる。

浮遊粒子状物質

浮遊粉じんのうち，粒径 10 ミクロン以下の粒子状の物質で，主として燃焼施設や自動車から排出される。90％が燃えかすの炭素で微細重金属も多いことから視程障害の原因となる。また，それ自体が有害なため，硫黄酸化物と相まって，呼吸器系疾患をもたらす。

粉じん

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、ものの破砕、選別などの機械的な処理やたい積に伴って発生したり飛散したりするもの。

Bq（ベクレル）

放射能の強度又は放射性物質の量を表す単位。１秒間に１個の原子核が崩壊して放射線を出す物質の放射能の強度，又は放射性物質の量を１ベクレル（Bq）という。

放射線

放射性物質から出てくるアルファ線，ベータ線，ガンマ線及びエックス線等を総称していう。

放射能

原子核がアルファ線，ベータ線，ガンマ線等の放射線を出す性質をいい，その強さをベクレル（Bq）で表す。

放水口ポスト

発電所放水口の海水中の放射線量（計数率）を測定するための自動連続測定装置を備えた野外固定施設。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）

熱に対して安定な油で，水に不溶であり，熱媒体・印刷インク・絶縁油やコンデンサー油などに使用されている。PCBの毒性は、カネミ油症事件で知られているように，いったん体内に入ると体内で分解しがたく，残留性が強い。現在，国内生産は中止されている。

ま行

モニタリングカー

モニタリングステーション，モニタリングポスト等の固定施設に対して，いつでも必要な場所に移動して空間放射線量等の測定を行える移動測定車。

モニタリングステーション

空間放射線量自動連続測定装置，大気中浮遊じん連続補集装置等を備えたモニタリングポストより重装備の野外固定施設。

モニタリングポイント

蛍光ガラス線量計という積算型の放射線測定器を備えた，３か月間の積算線量を測定するための野外固定施設。

モニタリングポスト

空間放射線量自動連続測定装置等を備えた野外固定施設。

や行

ヨウ素―１３１（^{131}I）

ウランなどの核分裂で生成する半減期約８日，ベータ線とガンマ線を出す放射性物質。

溶存酸素量（DO）

水に溶けている酸素量。水温・気圧・塩分などでその値は異なるが，汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので，溶存する酸素の量は少なくなる。清浄な水は19℃，１気圧で約9mg／ℓである。

ら行

ラムサール条約

正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。イランのラムサールで採択されたことから「ラムサール条約」とよばれる。水鳥の保全のみだけでなく，広く生態系の保全のための重要な湿地を保全する条約であり，湿地の「賢明な利用（ワイズユース）」も提唱している。

６価クロム（Cr^{6+}）

水溶液は一般に黄～赤色であり，金属の洗浄，メッキなどに用いられる。３価クロムに比べて毒性は強く，消化器，肺などから吸収されると浮腫，かいようを生じる。

略字

As	➡	ヒ素
BOD	➡	生物化学的酸素要求量
^{60}Co	➡	コバルト－６０
CN	➡	シアン
CO	➡	一酸化炭素
COD	➡	化学的酸素要求量
Cd	➡	カドミウム
Cr^{6+}	➡	６価クロム
^{137}Cs	➡	セシウム－１３７
DO	➡	溶存酸素量
^{3}H	➡	トリチウム
HC	➡	炭化水素
Hg	➡	水銀
^{131}I	➡	ヨウ素―１３１
Leq	➡	等価騒音レベル
NOx	➡	窒素酸化物
Ox	➡	光化学オキシダント
PCB	➡	ポリ塩化ビフェニル
pH	➡	水素イオン濃度
Pb	➡	鉛
SOx	➡	硫黄酸化物
SS	➡	浮遊物質量
^{90}Sr	➡	ストロンチウム－９０

単位の説明

単位	よみ	換算	
T	テラ	10^{12}	一兆倍
G	ギガ	10^{9}	十億倍
M	メガ	10^{6}	百万倍
K	キロ	10^{3}	千倍
d	デシ	10^{-1}	十分の１
c	センチ	10^{-2}	百分の１
m	ミリ	10^{-3}	千分の１
μ	マイクロ	10^{-6}	百万分の１
n	ナノ	10^{-9}	十億分の１
p	ピコ	10^{-12}	一兆分の１

%	➡	百分率
ppm	➡	百万分率
cpm	➡	１分間あたりのカウント数

別添図面１

騒音に係る環境基準類型指定図
（平成18年9月19日鹿児島県告示第1437号）

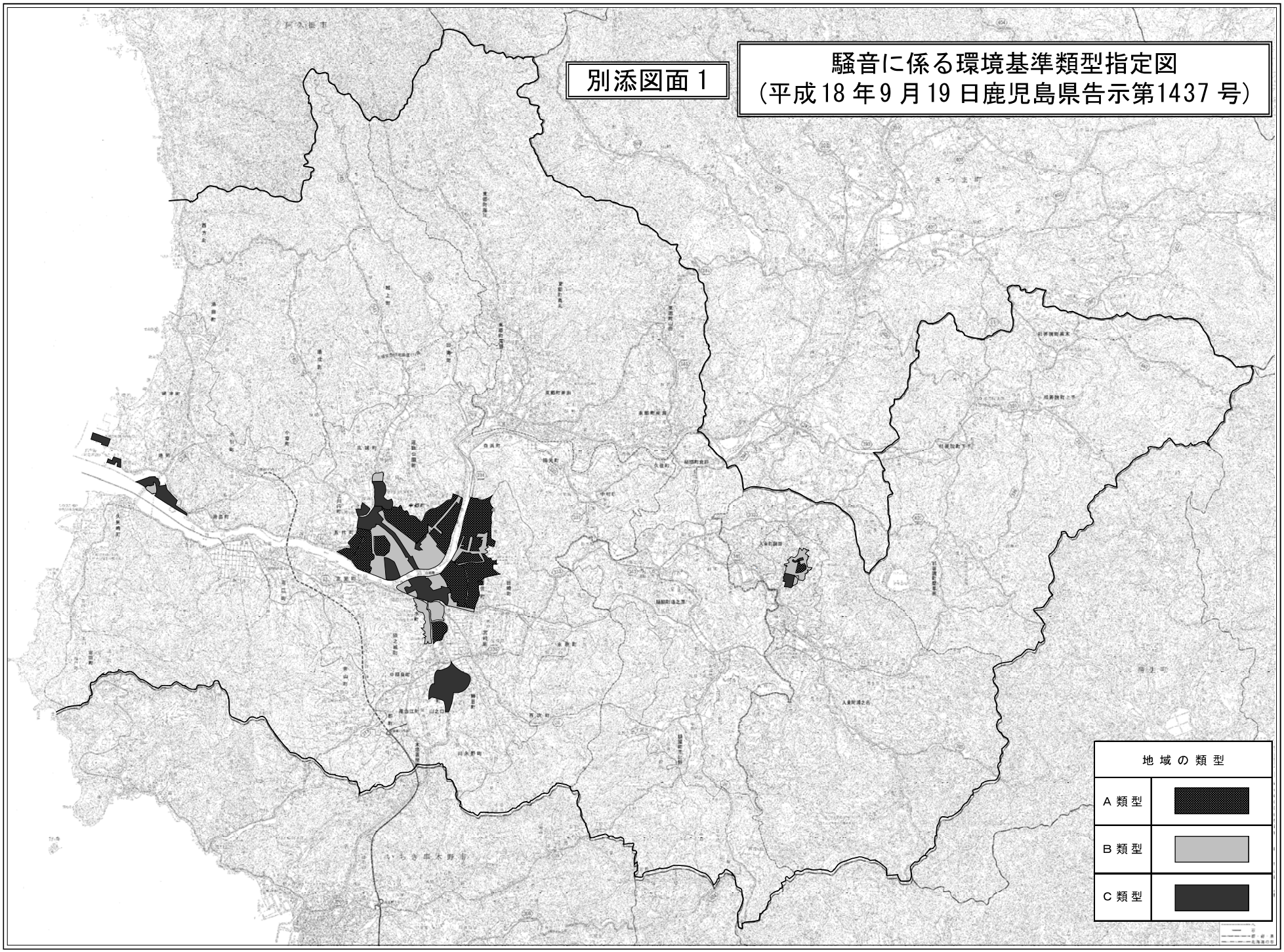

別添図面２

新幹線鉄道騒音に係る環境基準類型指定図
（平成18年10月20日鹿児島県告示第1601号）

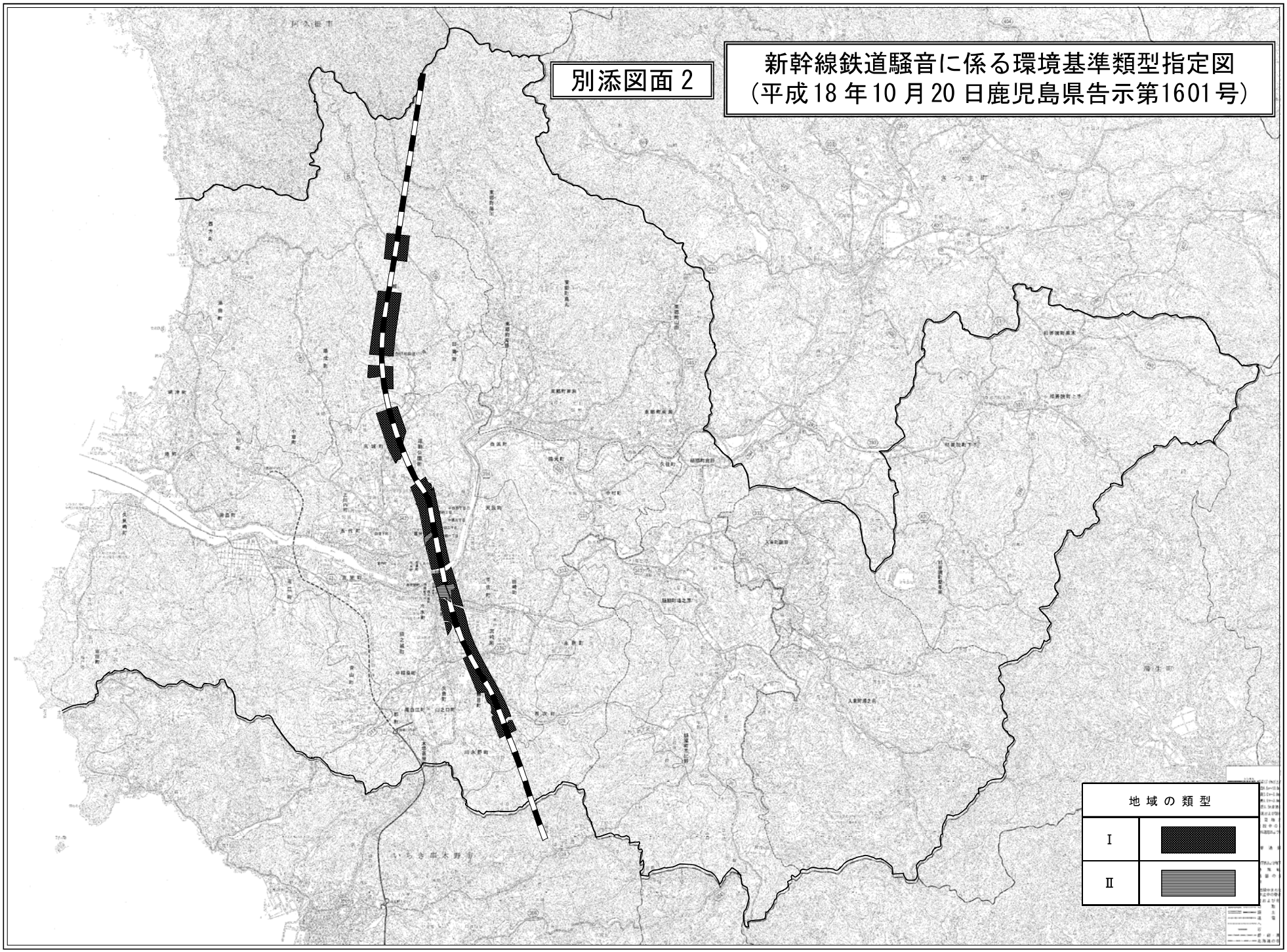

別添図面３
（本土）

騒音規制法地域指定図
（平成18年４月１日薩摩川内市告示第152号）

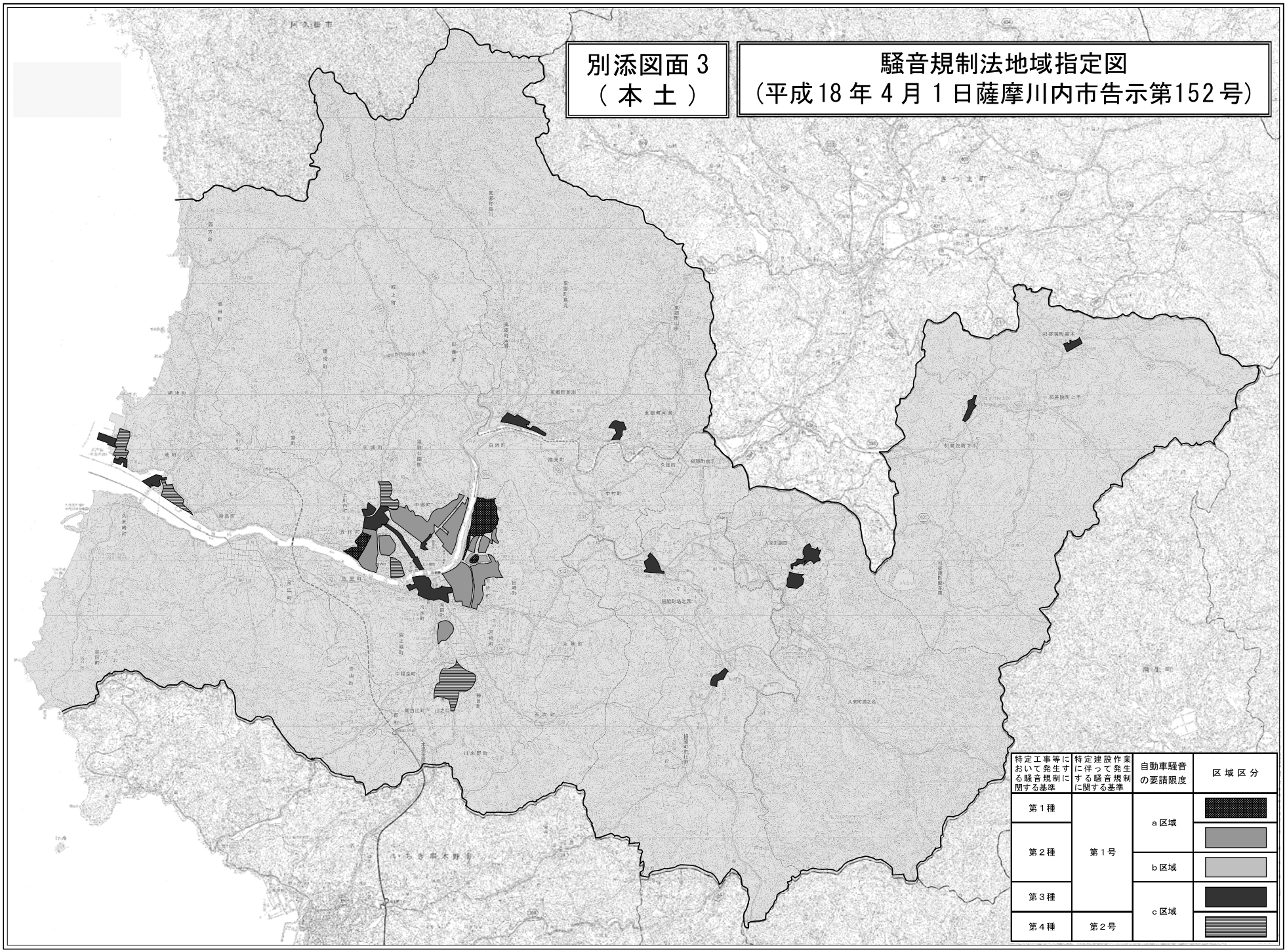

別添図面３（甑島）

騒音規制法地域指定図
（平成18年４月１日薩摩川内市告示第152号）

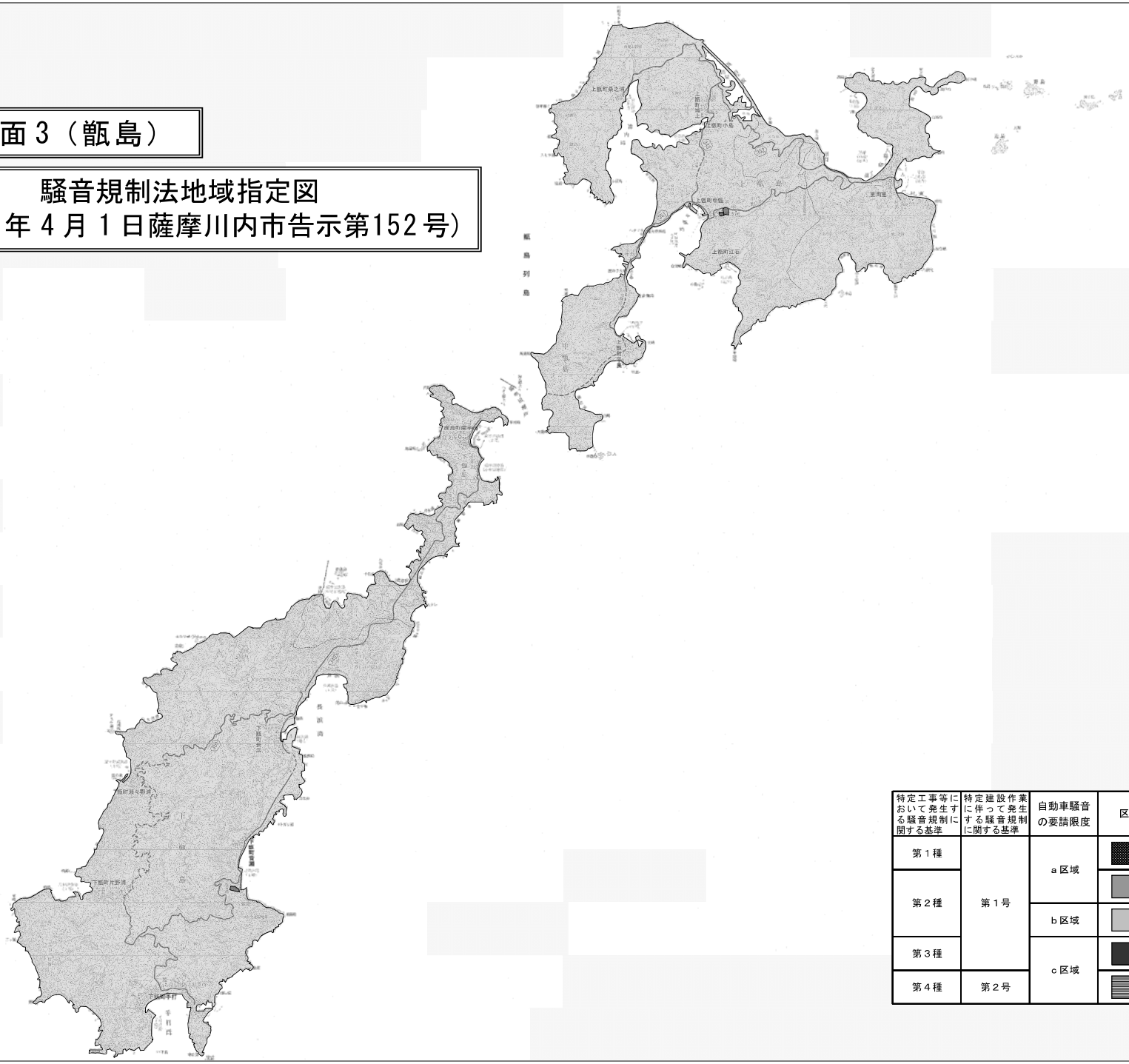

特定工事等において発生する騒音規制に関する基準	特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準	自動車騒音の要請限度	区域区分
第１種	第１号	a区域	
第２種			
		b区域	
第３種		c区域	
第４種	第２号		

別添図面４

音響機器の使用に係る規制区域図
（平成18年９月19日鹿児島県告示第1438号）

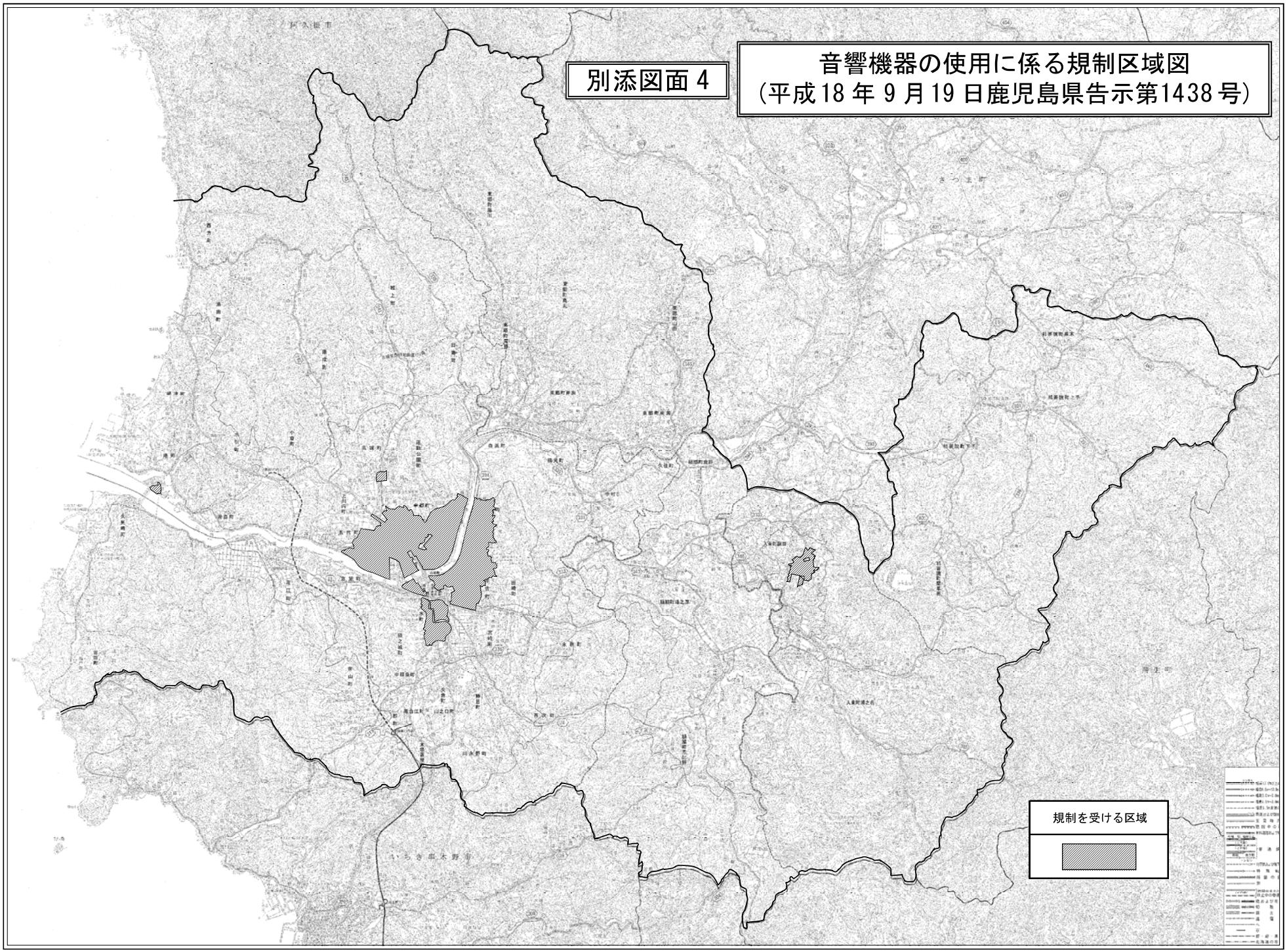

別添図面５

振動規制法地域指定図
（平成18年４月１日薩摩川内市告示第154号）

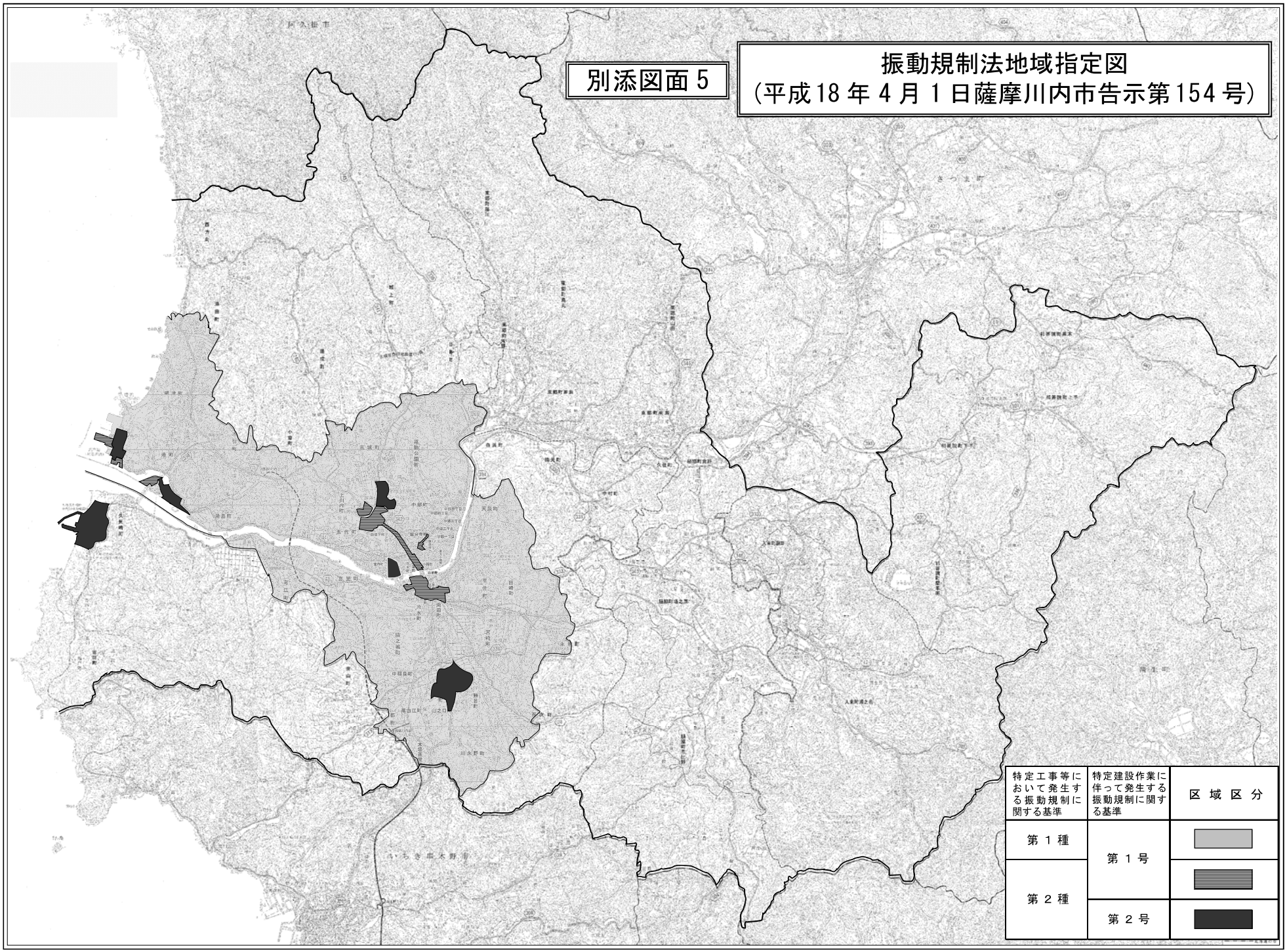

別添図面６
（本 土）

悪臭防止法地域指定図
（平成18年４月１日薩摩川内市告示第153号）

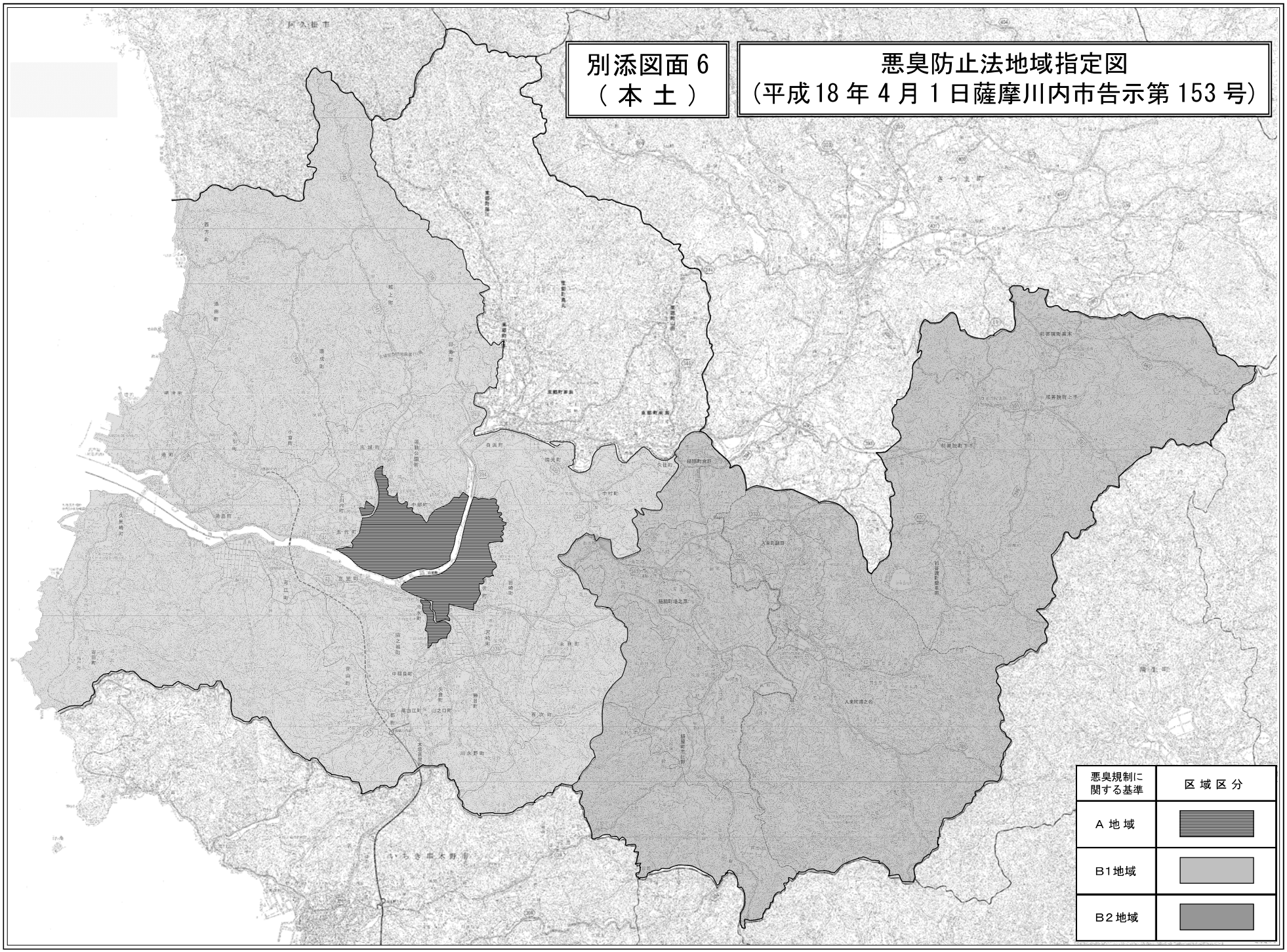

別添図面６（甑島）

悪臭防止法地域指定図
（平成18年４月１日薩摩川内市告示第153号）

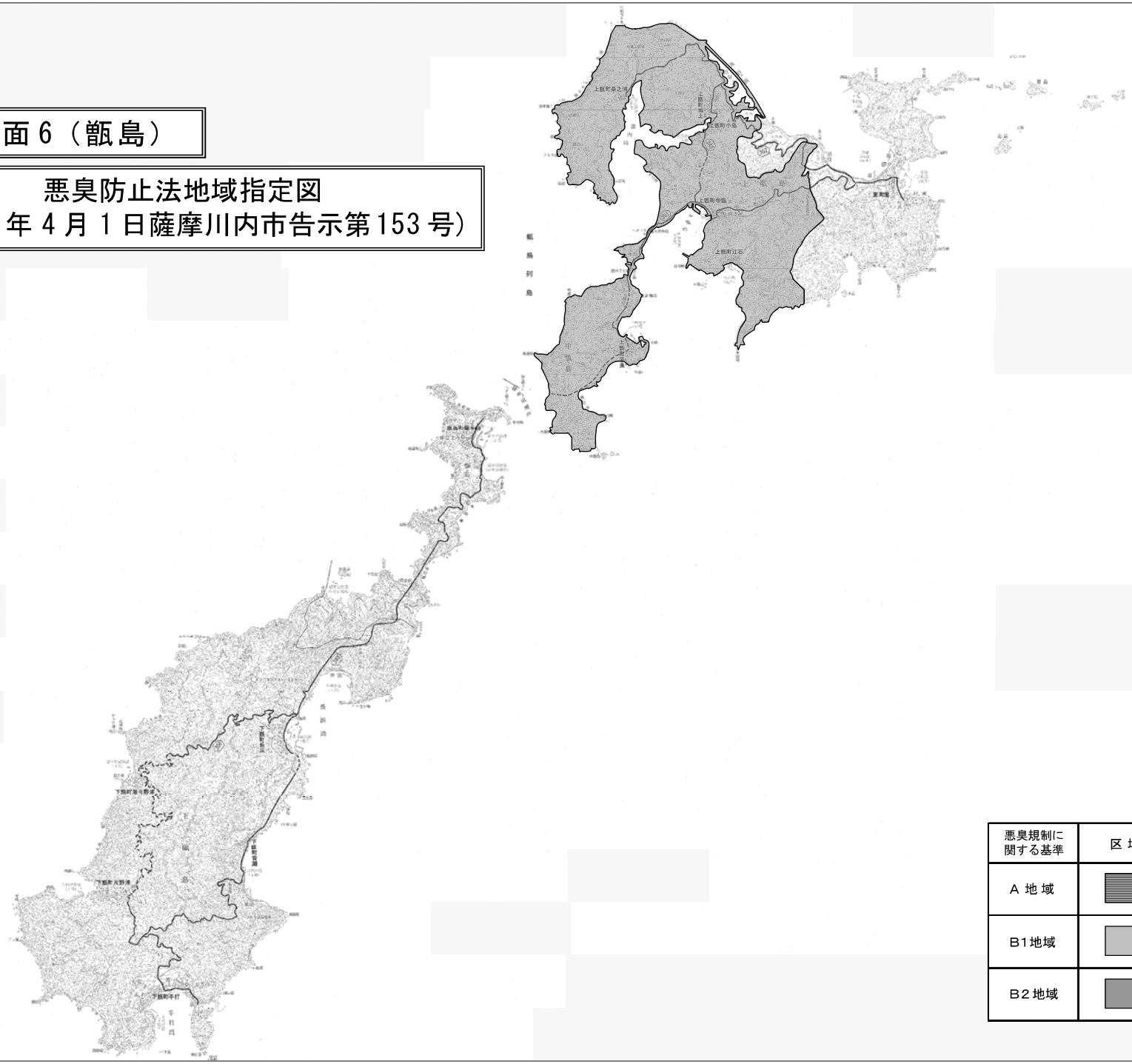

悪臭規制に関する基準	区域区分
Ａ地域	
Ｂ1地域	
Ｂ2地域	